

平成 24 年 9 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成24年 9月 5日 開会  
平成24年 9月19日 閉会

飯 島 町 議 会

平成24年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月5日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
 日程第 2 会期の決定について  
 日程第 3 諸般の報告  
 日程第 4 第 1号議案 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 日程第 5 第 2号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例  
 日程第 6 第 3号議案 飯島町勤労者福祉センター条例及び飯島町老人福祉センター条例を廃止する条例  
 日程第 7 第 4号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例  
 日程第 8 第 5号議案 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第 9 第 6号議案 平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第10 第 7号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第11 第 8号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第12 第 9号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第13 第10号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第14 第11号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第15 第12号議案 平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について  
 日程第16 第13号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第3号）  
 日程第17 第14号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第18 第15号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第19 第16号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 日程第20 第17号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第21 第18号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第22 第19号議案 平成24年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第23 第20号議案 新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢 範子 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- |         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 浜田 幸雄 |
| 議会事務局書記 | 市村 晶子 |

## 本会議開会

開 議 平成24年9月5日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。  
定足数に達していますので、これより平成24年9月飯島町議会定例会を開会します。  
今定例会は、平成23年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員  
におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議を  
いただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。  
開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。  
町 長 おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。8月  
10日付飯島町告示第62号をもって平成24年9月飯島町議会定例会を招集をいたしま  
したところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心  
から厚くお礼を申し上げます。また林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業  
委員長さんには大変お忙しい中ご出席をいただき併せて感謝を申し上げます。  
さて9月に入り朝夕はめっきり涼しくなり実りの秋を感じる季節となりましたが、日中  
はまだまだ残暑厳しく暑い日が続いている今日このごろでございます。今年の関東甲信地  
方の梅雨明けは7月17日頃でありましたが、日本の国内においては九州北部の水害など  
多くの被害も発生をしておりますが、当町におきましては梅雨の豪雨や今のところ台風の  
被害もなくほっとしているところであります。一方全国的に心配をされておりました夏の  
電力不足に対しまして、当町でも中部電力からも節電協力依頼の中、町を挙げて省エネ節  
電対策を進めてまいりました。役場ではグリーンカーテンの設置やクールビズ対策をもっ  
て、また照明器具の減灯や冷房の使用制限の徹底を町民の皆様のご協力をいただきながら  
継続をしてまいりました。こうして天候や病害虫などによる被害もほとんど無く、水稻、  
果樹などの生育は概ね順調に推移をし、豊作の秋が見込まれることは大変御同慶にたえな  
いところであります。  
さて国においてはこの9月の2日、野田内閣発足からちょうど1年を経過をいたしました  
た。社会保障と税の一体改革関連法案が3党合意で成立し、ひと区切りついたように見え  
るわけですが、会期末が迫る終盤国会の8月28日衆議院では民主党が衆議院選挙  
制度改革関連法案など強行採決に踏み切り、片や参議院では野党7党派による野田首相の  
問責決議案の提出、可決とまさに波乱含みが続いております。今後民主党、自民党の代表  
選、総裁選を経て衆議院解散総選挙は近いものと思われすし、また尖閣諸島、竹島など  
の領土問題におきましても歯がゆさを感じえませんが、いずれにいたしましても国  
益、国民益を最優先に国民本位の政治の実現を切に望んでおるところでございます。  
一方、日本の経済情勢に目を向ければ、内閣府が8月28日に発表しました8月の月例  
経済報告によれば、景気はこのところ一部に弱い動きがみられるものの、復興需要などを  
背景として緩やかに回復の動きが期待されるが、先行きについては当面社会景気の減速の  
影響を受けることやヨーロッパの債務危機をめぐる不確実性が依然として高い中で、景気

の更なる下ブレや金融資本市場の変動がわが国の景気を下押しするリスクとなっていると、  
併せて電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要であるというふうにしております。  
雇用面では東日本大震災からの復興が本格化し、被災地の失業率が改善傾向にあることから  
判断が引き上げられておりますが、そうした中で伊那谷の経済動向は6月の時点でのア  
ンケート結果によりますと、業績状況を総合的に見ますとここ3ヶ月間良かったとする企  
業数が前3ヶ月に比較して減少をし、円高の影響や海外経済の減速などにより足踏み状態  
になっていることが判断されております。また8月末に発表されました上伊那管内の7月  
の有効求人倍率の実数値は0.64倍でありまして、対比が前月比でもって0.02ポイン  
ト上昇をしておりますが、この数値は県内で最も低い数字であり、この状況がここ何ヶ月  
も続いておりまして、雇用情勢においても大変厳しく深刻な状況に憂慮をしているところ  
であります。町ではリーマンショック以降、各種の経済対策等を継続的に実施をしてまい  
りました。一日も早く飯島町においても景気回復を実感できる日が来ることを切に願うと  
ともに、町といたしましても引き続き経済対策や雇用対策に精いっぱい対応をしてまいり  
たいと考えております。

さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件5件、決算案件7件、  
予算案件7件、その他案件1件の計20件であります。特にこの9月議会は決算議会とも  
言われますように、平成23年度の各会計の決算について審議をいただくわけですが、  
その他いづれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適  
切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会定例会招集のごあいさつとさせて  
いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、7番 倉田晋司議員、  
8番 中村明美議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議  
会運営委員長の報告を求めます。  
堀内議会運営委員長。

議会  
運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る8月22日午前9時10分から議会運営  
委員会を開催いたしまして、本定例会の会期につきまして審議を行いました。案件の内容  
からいたしまして、本定例会の会期は9月5日日本日から9月19日までの15日間と決定  
されましたのでご報告を申し上げます。なお、提出議案の内容からしまして日程第4 第  
1号議案から日程第8第5号議案まで、及び日程第17第14号議案から日程第23第2  
0号議案までは即決が適当と判断をいたしました。また日程第9第6号議案から日程第1  
5第12号議案までの平成23年度決算7議案については一括上程議案とし、日程第16  
第13号議案と併せて各常任委員会付託が適当と判断をいたしました。以上議会運営委員  
会の審議報告といたします。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月19日

までの15日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から9月19日までの15日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

堀内委員長、自席へお戻りください。

議長 事務局長 会期の日程は事務局長から申し上げます。  
(会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。  
最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。  
次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。  
次に選挙管理委員会、伊藤和夫委員長より新井稔委員の退任に伴い、地方自治法第182条第3項の規定に基づき補充員の中から本郷第一、千村久美子氏を補欠した旨、通知がありましたので報告します。  
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。  
次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成23年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第1号議案「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。本年6月27日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布・施行され、併せて災害対策基本法施行令の一部を改正する政令、及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴いまして、町長の諮問に応じて防災の重要事項を審議することや、意見を述べることなどの所掌事務が改正されることによりまして、飯島町防災会議条例、及び飯島町防災対策本部条例の一部を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

議長 6番 北沢議員 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
今回の改正によりまして防災対策の防災会議の役割というのは変わるわけでございます

総務課長

議長

議長

議長

議長

議長

副町長

が、そうすると基本的にはあのいわゆる災害が発生する前までが防災会議の役割と、災害が発生した後の情報収集等は今回削られたわけでありましたが、災害が発生した後については防災会議の役割というのはどんな位置付けになるのかという点が1点と、もう1点は今回の組織の見直しがあったわけでございますが、実質防災会議の委員の発令を変える部分があるのかどうか。その2点についてお伺いをいたします。

先ず防災会議条例の変更に基づきます防災会議のこれからの対応ということですが、現実的には今回国で改正された形で飯島町の防災会議は現実的には動いておりました。ということは地域防災計画この重要事項の審議これは当然やっていたおりましたし、まあ災害が起きたとき、まあ大きい災害は今までなかったわけでございますが、あの東日本大震災等々の災害のような形のものが発生した場合につきましては、今回この改正により飯島町の今まで動いていた通りの形、要するに災害が発生した場合には防災会議については現実的には動かない形になります。これはまあ現実的にはそういう形で今まで動いておりました。ということであの今回の改正に基づきまして町の体制については何ら変わらないということで、地域防災計画等の重要事項の審議をいただくことを明文化されたというようになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから委員の変更があるかどうかということでございますが、実はあの6月定例会の折りに防災会議の委員の変更等につきましてご協議いただき議決いただきました。たまたま、たまたまというかこれはあの国の方が後になったというか、町が先行して国の変更と同じような形になったということで、今回の一部改正の中での委員の変更はございません。以上です。

他にありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第1号議案「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 第2号議案「飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第2号議案「飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正するものでございます。内容いたしましては福祉医療給付費事業対象者の所得制限判定時における前年の所得に掛かる規程の明確化を行うこと。及び税制改正に伴いまして扶養控除の見直しが行われております。

福祉医療費給付対象者の所得制限判定の影響をこのことで受けないように改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議長 11番 平沢議員 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

住民福祉課長 条例の改正でありますので、ちょっと1点ご確認をしておきたいと思います。今回この県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱がまあ改正されたことに伴いまして、この飯島町の福祉医療費給付条例の一部をまあ改正しなきゃならないのでまあ今回あの提案されたわけでありまして、この税率などの調整等はまあこれは全てこれは税法でまあ規定されておりますので、まあ議会で議論する余地のないものと私は理解をしております。しかしこの3月定例議会でですね予算を一応議決しております私どもは、それで今回のこの条例改正により予算額に影響を及ぼすのか、及ぼさないのか。それからもし影響を及ぼすようなことがあればどれくらいの予算をされるのか。この点についてお聞きをしておきたいと思えます。

住民福祉課長 この条例改正による影響についてでございます。基本的には今回の改正につきましては所得判定の明確化ということで、通常ですと受給者証の交付は8月から翌年の7月までということで、8月以降については前年の所得を反映させた情報が入ってくるんですが、1月から7月分については従来まで、従来もそうだったんですが、前前年の所得を対象にしておりました。従ってそれを明確にしたということだけでございます。ここの部分については影響はございません。それからもう1点の部分につきましては所得税の年少扶養の廃止に伴う影響額ということでございますけれども、これにつきましてもあの当初予算ベースからこういうことを前提に予算が組まれておりますので、基本的には所得税非課税者、ここの部分が影響してくるっていうことでその判定基準が所得税改正前の条項を当てるということで対象者有利に改正するものでありますけれども、該当者数等が大変少ないわけでございますので予算を補正するとかそういったことには至らないようなものでございます。以上でございます。

議長 他にございませんか。

議長 ありませんか。

議長 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 これより第2号議案「飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議長 よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 第3号議案「飯島町勤労者福祉センター条例及び飯島町老人福祉センター条例を廃止する条例」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第3号議案「飯島町勤労者福祉センター条例及び飯島町老人福祉センター条例を廃止する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。昭和41年度建設の飯島町勤労者福祉センター及び昭和50年度建設の飯島町老人福祉センターは築後35年から45年を経過し、老朽化とともに両施設とも耐震施設となっておらず、耐震診断、耐震改修等には多額の費用を要するとともに、現在無人で防犯防災上、また県立公園として景観、イメージ上でも好ましくないために、いろいろと検討しました結果平成24年度一般会計予算で解体処分をするということになりまして、その処分費用を計上させていただき、国庫補助金により取得をいたしましたこの財産の処分承認がなされ次第、解体処分することによって両条例を廃止するというものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 1番 久保島議員 この上物につきましてはですねこの条例を廃止するということで処分ができるんだろうというふうに思いますが、土地につきましてはどんなふうになっているのかその辺のご説明をいただきたいと思えます。

産業振興課長 ただいまの土地の状況の説明でございますけれども、土地につきましては公園施設内の町有地ということでありますので、今後関係の皆さんとご協議しながら跡地利用について検討をさせていただきたいと思えます。

議長 1番 久保島議員 産業振興課長 いわゆる土地については条例の中には含まれていないということでよろしいでしょうか。土地につきましては条例の中で地番設定の表記はありますけれども、それ以外のことににつきましては含まれていませんので、今回の廃止ということで土地につきましては公園の一部ということになりますのでよろしくお願ひします。

議長 他にありませんか。

議長 6番 北沢議員 まああのこの老人福祉センターを廃止することについては特に異論がないわけでありましてけれども、まあ老人福祉センターの1つの機能、目的としてはですね、まあ老人福祉センターは無料または低額な料金で老人に対する各種の相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する、まあこういった目的があるわけでございます。これが廃止されたことによりまして老人に対するそういった部分のいわゆるサービスといいますか行政の指導的な役割が失われることではないと思うんですが、まあそういった部分をどのようにカバーしていくのか、そういった点について伺います。

住民福祉課長 この老人福祉センターにつきましては平成20年に既に使用を中止しているということでございます。従来まであの、それ以前は生きがいデイサービス等で利用していたというような経過がございました。そういったことでその分はどこへ移ったかということになるんですが、それにつきましては介護予防拠点施設コスモス園ができております。

そちらの方に移行することによってその対応はさせていただいております。加えまして各種のあの各地区の高齢者支えあい拠点施設2カ所整備をさせていただいておりますし、先ほど申し上げましたコスモス園の利用もしていただくこと、それから地区の交流センターでございます、それに加えて今年4月から西庁舎に高齢者ふれあいセンターができております。そういったものを有効に活用しながら今後の老人施策等に対応していきたいというように思っております。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案「飯島町勤労者福祉センター条例及び飯島町老人福祉センター条例を廃止する条例」を採決いたします。この採決は地方自治法第244条の2第2項の規定、及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となりますので、起立による採決といたします。なお特別多数議決の場合は議長も出席委員となり、採決を行うこととされておりますのでご承知おき下さい。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立12人です。

よって第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長

日程第7 第4号議案「飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第4号議案「飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業によりまして平成23年度からの繰越事業により整備を進めてまいりました新田地区の高齢者支えあい拠点施設が9月下旬に竣工いたします。このためこの施設を供用開始するために改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案「飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第8 第5号議案「議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第5号議案「議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の説明を申し上げます。飯島町勤労者福祉センター及び飯島町老人福祉センターを廃止する条例、並びに新田地区の高齢者支えあい拠点施設の設置に係る条例を、ただいまご議決いただきましたところでございます。これらの条例の議決を受けまして当該議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の関係条文の整備を行うものであります。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案「議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第9 第6号議案 平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第7号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第8号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第9号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第10号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第11号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第12号議案 平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上日程第9から日程第15までの決算7議案について、先ほど議会運営委員長の報告

で決定されておりますので、これを一括議題とします。本7議案について提案理由の説明を求めます。

それでは第6号議案から第12号議案までの平成23年度各会計決算認定議案7議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。しばらく時間をいただきたいというふうに思います。平成23年度一般会計をはじめ7会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。また会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書、財務分析の資料、及び行政評価書を提出いたしますので併せてご覧をいただきたいというふうに思います。なお私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者、及び企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる審議をいただきまして認定をいただきますようお願いを申し上げます。

初めに平成23年度は長引く不況や雇用問題、また東日本大震災直後の復興や原子力発電所事故の影響など多くの課題を抱えてスタートした年でありました。同時にヨーロッパの経済不安をはじめ円高ドル安、ユーロ安の進行で極めて厳しい経済の動きの中で終始した1年でありましたが、政府の復興支援策や復興需要を背景に当初心配したほどの経済悪化は何とか免れた状況の一方で、政治においては8月に野田内閣が誕生いたしました。衆参逆転現象の国会運営は安定政権の維持には程遠く、混迷を極めて現在に至っております。このような厳しい1年間ではありましたが、当町では町を担う人づくりの推進、定住の促進、情報発信、魅力向上の推進、協働のまちづくりの推進の4つの重点目標を掲げ、行財政運営に取り組んでまいりました。全体的には厳しい財政環境の下ではありましたが、一般会計をはじめ特別会計を含めた町全体の会計は、予算執行方針に基づき概ね計画どおりの行財政運営ができました。これもひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜であり深く感謝を申し上げます次第であります。

さて当町の全ての会計を合わせた歳出決算額規模は総額で約7,830,000,000円となり、平成22年度に比べまして約180,000,000円減少をいたしました。これは国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、及び水道事業会計では増額になったものの、一般会計で約340,000,000円、公共下水道事業特別会計で約60,000,000円減少したことが大きな要因であります。

それでは先ず第6号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額は約5,010,000,000円、歳出総額は約4,880,000,000円となり、前年度に比べまして歳入で6.9%、歳出で6.5%の減少となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰越を除いた実質収支は約130,000,000円の黒字決算となり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支でも約4,000,000円の黒字となりました。また積立金などを勘案した実質単年度収支におきましても約250,000,000円の黒字決算となりました。平成23年度は国からの補助を受けて実施をしております地域介護福祉空間整備事業や国の経済対策による臨時交付金を活用した各種の事業、また伊南バイパスに関連する道路整備事業などの大型普通建設事業が減少をしたことによりまして、4年ぶりに前年度に比べまして減額となる決算規模となりました。

それでは歳入の主な内容であります。町税につきましては依然として厳しい経済状況

ではありましたが全ての税目について前年度決算を上回る結果となりました。また収入未済額につきましてはここ数年増加傾向にありましたが、緊急雇用創出事業を活用した臨時徴収職員の採用による徴収体制の強化や、長野県地方税滞納整理機構への事務委託などによりまして前年度より減少することとなり、徴収率も町税では0.3ポイント好転をいたしました。まだまだ景気の影響によるところが大きいわけではありますが、今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいりたいと考えております。地方交付税にあっては前年度に比べ6%の増額となりましたが、臨時財政対策債は減少となっているために2つを合計いたしますと0.8%ほどの減額となりました。当町の重要な財源である地方交付税、臨時財政対策債は今も減少となる見込みであり、財政運営上重要な課題となっております。

次に歳出であります。行政効率を一層高めるために人件費や行政経費の削減、また住民の皆様にも一部負担をいただく中で予算の執行を行ってまいりました。先ず平成22年度からの繰越事業として約340,000,000円の事業を実施をいたしました。主な事業といたしまして地域介護福祉空間整備事業のほか、きめ細かな臨時交付金、住民生活に光を注ぐ交付金の活用により小・中学校や文化館の改修などを行ったところであります。また社会資本整備総合交付金を活用し県道と工場団地建設予定地とを結ぶ町道の改良などを行いました。次に定住促進対策として産業振興課内に定住促進室を設置し、交流や定住促進の庁内総合窓口としてワンストップサービスを提供してまいりました。また住宅建設利子補給金等を新設するなど町の重要課題である定住促進対策について積極的に取り組んでまいりました。協働のまちづくりといたしまして地域づくり支援員を4地区すべてへ配置することができ、それぞれの地域に合った独自の活動が始まったところであります。また自治組織活動保険加入費の補助金を創設し、側面から地域の活動への支援も行なってまいりました。次に福祉や医療関係につきましては、新たに子宮頸がんワクチンの接種費用を町が全額負担をしたことや、75歳以上の方の人間ドック受診に対して助成を行ってまいりました。また小児の予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種に対する補助、福祉医療費給付制度の上乗せによる医療費支援継続など、町民の皆さんの健康増進にも力を注いできたところであります。次に産業振興の促進では、商工業振興資金預託金の継続など町内事業者の経営支援を図ってまいりました。地方においては依然として厳しい経済情勢ですが、町内事業者の皆様が元気を出して頑張っていただけるよう願っているところであります。また深刻な被害をもたらしております有害鳥獣対策として、東山地域一帯と七久保高遠原地籍において防護柵を設置するための経費を補助をいたしました。防護柵を設置した地域ではシカやイノシシの被害が激減しており、その効果が実証をされております。その他林道整備や農業用水路改修など農林業の生産基盤の整備も進めてまいりました。次に安全安心なまちづくりの推進では老朽化しておりました消防団第1分団詰所を、電源立地地域対策交付金を活用し中町コミュニティー消防センターを新築をいたしました。また道路橋梁長寿命化修繕計画策定に向け橋梁点検を行うなど、住民の皆様が安全で快適な生活ができるための様々な事業を実施したところであります。次に雇用の創出と経済活性化につきましては、厳しい雇用状況の改善を目指して、県の緊急雇用創出事業補助金などを活用して臨時職員を雇用するなど13の事業を実施し、延べ49名を雇用をいたしました。雇用情勢はまだまだ厳しい状況ではありますが一定の雇用の確保につながったのではないかとこのふ



うに考えております。次に継続事業の推進では、伊南バイパス建設及び竜東線改良などの関係機関への早期竣工を求め働きかけを行い、伊南バイパスは一部年内に本郷地区から堂前線までが完成する予定であり、竜東線は平成26年度完成予定となっております。またこれら国・県道と接続する町道の整備につきましても計画通り順調に進めることができした。なお、高齢者支えあい拠点施設建設事業や小・中学校へのガラス飛散防止フィルムの貼付工事など年度内の事業完了が不可能になった6事業約110,000,000円につきまして平成24年度への繰越事業としたことも特徴的なことでありました。このように多くの事業を支出する中、硬直化する財政の体質改善策といたしまして、平成19年度から実施をまいりました起債の繰上償還を平成23年度も約110,000,000円実施をいたしました。基金につきましては不測の事態に備えて財政調整基金に約140,000,000円を積み立てたことにより、年度末現在高は約840,000,000円となりました。また減債基金に約50,000,000円、公共施設等整備基金に約40,000,000円の積み立てを行いました。厳しい国家財政や町の公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増などを今後考えますと、今後ともできる限りの基金造成を行う必要があると考えております。

次に当町の財政状況についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、平成23年度も国が示した一定の基準は超えておりません。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては黒字決算であったために、昨年同様数字は表れませんでした。実質公債費比率につきましては13.3%、将来負担比率につきましては73.4%と基準未達の数値となりました。基金の残高の増や起債残高の減少、その他経常経費の削減などに取り組みによりまして各種財政指標の数値が若干好転してきておりますが、今までに実施をまいりました大型事業の起債の償還が始まることや、緊急防災減災事業などの新規事業への取り組み、一部事務組合などの外郭団体への負担金の増額など負担増の要因が今後ございますので、慎重な財政運営を行う必要があるというふうと考えております。4指標以外の主な財政指標では財政力指数が0.40となり、前年に比べて0.05低くなりました。これは臨時財政対策債への繰替え相当額の減少により基準財政収入額と基準財政需要額との差が大きくなったため、平成24年度の数値は若干好転するものと見込んでおります。次に経常収支比率について申し上げますと、経常的な経費に充てた一般財源は人件費、物件費などでは減額となりましたが、維持補修費や補助費、扶助費などは増額となったために79.3%となり、前年度に比べて2.2ポイント上昇をいたしました。今後とも上昇傾向にありますのでより一層財政の健全化に向けて努力をしていかなければならないというふうと考えております。

次に第7号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約960,000,000円、歳出決算額は約890,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約70,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入では景気の低迷や前期高齢者割合が増加していることなどによりまして、一般被保険者の国保税が前年度に比べ減額となりました。これに伴い国保税の減額分を国、県、町で補てんする基盤安定繰入金が減額になったことなどから、一般会計からの繰入金が昨年より10%ほど減額になっております。一方、国保税の収入未済額につきましては年々増加してきております。個々の事情もあろうかと思いますが、国保制度をご理解をいただき納税いただくよう努めてまいりたいと考

えております。歳出では高額な医療費が少なかったことなどから保険給付費が4%ほど減少し、安定した運営となり、支払準備基金へ約50,000,000円の積み立てを行いました。今後も保健予防に努め国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第8号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約103,000,000円、歳出決算額は約101,000,000円で、歳入歳出差引額は約2,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入歳出とも前年度と比べてほぼ横ばいとなっております。被保険者数は毎年増加しており、23年度の保険料総額は500,000円ほど増加いたしました。1人当たり保険料額は減少をしております。また保険料軽減対象者割合は65%に増加をいたしました。このことから一般会計繰入金における保健基盤安定分が増加をいたしております。歳出における後期高齢者医療広域連合納付金は徴収保険料分及び軽減保険料分の増加により800,000円ほど増加をいたしております。なお保険料の徴収率は100%であり、対象の皆様のご理解ご協力に感謝を申し上げておる次第であります。

次に第9号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約945,000,000円、歳出決算額は約943,000,000円で、歳入歳出差し引き差額は約2,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入決算のうち介護保険料につきましては約140,000,000円で、前年度と比べて横ばい状態となっております。被保険者数は前年に比べ35名増加しているものの、年間保険料の低い被保険者が増加をしました。なお保険料の徴収率は約99%であり徴収率についても横ばいとなっております。歳出決算においては保険給付費が前年度に比べて約77,000,000円、率にして9.5%の増額となりました。これは介護サービス利用のための介護認定者の増加や施設での介護サービスを利用する方、及び利用日数が増加をしたことなどによるものでございます。保険給付費は増加する傾向が続くと予想しておりまして、これに伴い一般会計からの繰入金も増額となる見込みでありますので、より適正な会計運営に努力をまいりたいと考えております。

次に第10号議案の公共下水道事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約350,000,000円、歳出決算額は約340,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約10,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。管渠工事は飯島処理区で3カ所、約2キロメートルを計画通り実施をいたしました。また補助の管渠事業は平成23年度で事業完了となりました。今後は伊南バイパス関連工事とつなぎ込み率の向上を目指して安定した料金収入を確保するとともに、単年度の起債償還の負担軽減を図るため平準化債の発行や繰上償還の検討などを進め、健全経営を目指してまいりたいと考えております。

次に第11号議案農業集落排水事業特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約260,000,000円、歳出決算額は約230,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約30,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。平成15年度から維持管理業務のみの形態となっておりますが、田切南部地区においては伊南バイパス関連工事、及び県道、主要地方道である伊那生田飯田線関連の布設替え工事が平成23年度より26年度まで予定をされておまして、今後は公共下水道事業と同様につなぎ込み率の普及を図るとともに、平準化債の活用や起債繰上償還の検討などを進め健全な運営を目指してまいります。

最後に第12号議案の水道事業会計の決算概要についてであります。平成23年度も断水に至るまでのような大きな災害や取水停止もなく安定給水を行うことができました。



主な事業は公共下水道伊南バイパス関連や道路改良関連での配水管の布設工事8件、単独改良工事等で4件実施をいたしました。また上水道の石綿セメント管更新事業を国の補助を活用して実施をいたしました。業務面におきましては給水件数が前年度に比べて14件ほど減少をし、年間給水量も前年比0.8%減の約908,000立方メートルとなりましたが、単年度の収支は約4,900,000円の黒字決算とすることができました。今後も安定給水や健全運営に努めてまいります。

以上第6号議案から第12号議案まで平成23年の各会計決算について概要説明を申し上げます。先月開催をされましたロンドンオリンピックでの日本選手の活躍は、震災被災者をはじめ多くの国民に希望と感動を与えてくれました。またメダリストの多くは競技関係者、家族、ファンなど応援してくれた方々への感謝の気持ちを口にされており、スポーツ選手らしい清々しさも伝わってまいりました。また彼らのプレーや言動、態度はまさに勇気・挑戦・感動を实践したものと感じました。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に大変厳しいものがあるというふうに思われますが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、「人と緑輝くふれあいのまち」づくりを目標に住民の皆さんと共に、この町の暮らす全ての人が夢を持てるまちづくりをこの勇気・挑戦・感動の实践により進めてまいりたいというふうに考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願いを申し上げます。よろしくご審議の上認定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます提案説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長  
会計管理者

湯沢会計管理者。

それでは第6号議案から第11号議案まで説明を申し上げます。なお後日委員会で審査をいただくことになりましたので、私からはお手元の決算書、行政報告書で概要を説明させていただきます。説明が重複するカ所があるかと思いますがよろしく願いいたします。なお決算係数につきましては万単位とさせていただきます。それでは決算書の説明をいたします。決算書最初のページでございます。会計別決算総括表が平成23年度各会計の決算額でございます。なお特別会計のうち老人保健医療特別会計が22年度で終了しましたので、23年度からは5会計となっております。一般会計と特別会計の決算総額は歳入歳出とともに前年度比4.0%減の歳入7,634,610,000円、歳出7,381,780,000円となり、翌年度への繰越金総額は252,820,000円となりました。

それでは各会計別に説明申し上げます。第6号議案平成23年度一般会計歳入歳出決算書について申し上げます。決算書1ページから5ページになります。1ページでございますが収入済額と、ここにはございませんが前年度対比の増減額と比率を続けて申し上げます。1款、町税1,137,490,000円、25,360,000円2.3%の増。町税は歳入項目中の構成比で2番目の22.7%となっております。続いて1項から4項まで申し上げます。1項、町民税438,350,000円、9,650,000円2.3%の増。このうち個人町民税は373,960,000円で8,120,000円の増。法人町民税は64,390,000円、1,530,000円の増となりました。2項、固定資産税622,930,000円、5,630,000円0.9%の増。3項、軽自動車税27,290,000円、60,000円0.2%の増。4項、町たばこ税48,900,000円、10,020,000円25.8%の増。税率が引き上げられて2年目の決算ですが大幅な増額となりました。町税は前年と比べ全て増額となっております。収納率は93.1%、0.3ポイント上がっております。収入未済額は79,100,000円で640,000円減少いたしました。徴収が困難なものにつきまして

5,610,000円の不納欠損処理を行いました。続きまして2款、地方譲与税89,930,000円、2,430,000円2.6%の減。3款、利子割交付金3,400,000円、1,580,000円31.6%の減。4款、配当割交付金1,910,000円、660,000円52.1%の増。5款、株式等譲渡所得割交付金590,000円、130,000円27.1%の増。6款、地方消費税交付金96,260,000円、4,850,000円4.8%の減。8款、自動車取得税交付金17,120,000円、3,370,000円16.5%の減。11款、地方特例交付金17,310,000円、1,530,000円8.1%の減。12款、地方交付税1,872,440,000円、106,690,000円6.0%の増。地方交付税は歳入項目中1番の37.4%でございます。2ページに移ります。13款、交通安全対策特別交付金1,990,000円、140,000円6.5%の減。14款、分担金及び負担金72,730,000円、1,030,000円1.4%の増。収入未済額760,000円のうち農業対象者基盤整備促進事業分担金460,000円、養護老人ホーム入所者負担金等が300,000円となっております。15款、使用料及び手数料57,510,000円、5,050,000円9.6%の増。収入未済額870,000円は町営住宅の使用料でございます。16款、国庫支出金517,420,000円、444,760,000円46.2%の大幅な減となりました。国の臨時交付金や地域介護福祉空間整備事業、道路整備事業等の減少によるものでございます。収入未済額47,800,000円は地域介護福祉空間整備事業、学校施設環境改善交付金で繰越明許の歳入となっております。17款、県支出金287,910,000円、42,520,000円17.3%の増。収入未済額8,910,000円は農業対象者基盤整備促進事業、林道整備事業で繰越明許費の財源となっております。18款、財産収入9,740,000円、2,710,000円21.7%の減。19款、寄付金13,930,000円、2,040,000円17.2%の増。この内、ふるさといいじま応援寄付金は1,630,000円でございます。20款、繰入金9,340,000円、660,000円11.1%の減。電源立地地域対策交付金事業基金から9,000,000円、ふるさといいじま応援基金から340,000円繰り入れを行いました。21款、繰越金160,730,000円でございます。続きまして22款、諸収入226,200,000円、7,380,000円3.4%の増。23款、町債416,360,000円、146,130,000円26.0%の減。収入未済額44,000,000円は緊急防災減災事業債等で繰越明許費の財源となっております。歳入合計は5,010,380,000円となりました。一般会計の予算現額に対する収入割合の執行率は98.6%、調定額に対する執行割合は96.4%でございました。

次に決算書4～5ページをお願いいたします。歳出決算について申し上げます。支出済額と前年度比較増減、比率を続けて申し上げます。1款、議会費8,380,400円、21,160,000円33.8%の増。共済費給付費負担金の増額によるものでございます。2款、総務費780,340,000円、67,010,000円7.9%の減。第5次総合計画重点プロジェクトの推進、まちづくり交付金事業、コミュニティー助成事業、地域循環バス事業、町発足55周年事業等を実施し、協働のまちづくりの推進では4地区に地域づくり支援員を配置いたしました。また飯島町地域防災計画策定に着手をいたしました。国際交流では久々にフェラス市を訪問することができております。基金でございますが高度情報化基金11,000,000円、財政調整基金135,000,000円、減債基金50,000,000円、公共施設等整備基金40,000,000円の積立をいたしました。電源立地地域対策交付金につきましては中町コミュニティー消防センター建設に充当をいたしました。税におきましては固定資産税の移動更新業務を行いました。また産業振興課に新設した定住促進室では移住、交流の総合窓口業務や町のセールスポイントの積極的な情報発信を行いました。加えて住宅建設資金

利子補給や住宅リフォーム支援補助金の支給など新規施策に取り組んでおります。また東日本大震災の被災者受入支援窓口も併設し、細やかな被災者支援を行いました。続きまして3款、民生費 1,293,890,000 円、201,990,000 円 13.5%の減。翌年度繰越額 32,710,000 円は地域介護福祉空間整備事業でございます。民生費は歳出決算構成比中最も大きく26.6%を占めております。繰越事業を含め地域介護福祉空間整備事業で保健センターの移動等を含め5施設の建設や増改築工事を実施いたしました。飯島町社会福祉協議会、上伊那福祉協会、伊南福祉会等、福祉関係に対する委託金・負担金、補助金等を支出しております。子ども手当費の総額は 167,280,000 円でございます。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金は 226,490,000 円、後期高齢者医療、介護保険負担金は 113,810,000 円と大きな支出となっております。4款、衛生費 311,190,000 円、1,080,000 円 0.3%の増。各種予防接種の拡大や太陽光発電システム設置の補助金が増えており、町民の皆様の健康増進や環境改善への事業を推進いたしました。昭和伊南総合病院への負担金は 88,780,000 円でございます。続きまして6款、農林水産業費 367,040,000 円、24,660,000 円 6.3%の減。県営事業による本郷ため池の整備、七久保用水改修は完成いたしました。環境保全型農業直接支援対策事業、中山間地域等直接支払い事業、並びに農地・水保全管理交付金事業の推進、1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指した農業振興事業、有害鳥獣対策、林道の整備、長野県森林づくり県民税を活用した信州の森林づくり事業など実施いたしました。農業振興総合対策事業としてJA上伊那飯島支所建て替え補助 10,000,000 円を支出いたしました。繰越明許費 18,820,000 円は農業用水路改修事業 6,600,000 円、林道横根山線改良工事費 12,220,000 円でございます。7款、商工費 222,740,000 円、23,010,000 円 11.5%の増。22年度に増額した商工業振興資金預託金 120,000,000 円を継続し事業者の支援を行っております。商工会館耐震化への補助金 3,000,000 円を支出いたしました。緊急雇用の活用により公園のリフレッシュ事業の継続、登山道の一部整備等が実施されました。8款、土木費 599,020,000 円、68,310,000 円 12.9%の増。繰越事業の道路改良事業、道路維持、及び与田切公園多目的トイレ建設事業は完了いたしました。国道153号伊南バイパスは計画どおり事業が進み、重要路線である町道堂前線の町施工分が完成いたしました。道路の安全確保推進のため道路橋長寿化修繕計画策定に向けて128橋の点検をいたしました。町営住宅は計画的に環境整備を進めており水洗化工事等を実施いたしました。また公共下水道事業特別会計への繰出を行い住環境整備の推進を図りました。9款、消防費 178,060,000 円、34,200,000 円 23.8%の増。電源立地地域対策交付金事業による中町コミュニティ消防センターの建設や消火栓の新設工事等を行いました。伊南行政組合消防本部関係負担金は 146,600,000 円でございます。10款、教育費 323,360,000 円、207,710,000 円 39.1%の減。大幅な減は22年度に学校施設への太陽光発電導入事業や公民館の増改築工事、飯島体育館耐震補強工事など大型建設事業が終了したことによるものです。学校教育関係では日本語指導員、特別支援教育支援員、教科支援員の配置等、人員体制の充実を図るとともに、教科書改訂による指導書や理科教材の整備を図り、施設の整備では繰越事業の飯島小学校体育館屋根改修、七久保小学校プール改修を行いました。また子ども広場の推進や学童クラブの充実を図っております。生涯学習、社会教育関係では生涯学習センターが発足いたしました。また図書館が5年間の指定管理を終了し教育委

員会直営となっております。更なる生涯学習社会の実現を目指した事業を推進いたしました。施設の整備では繰越事業の文化館大ホール舞台設備修繕、飯島陣屋修繕、バスケットボールのルール変更による各体育館のコートライン引きを行いました。またB&G海洋センターはB&G財団の修繕助成を活用し、体育館、艇庫の改修工事を行いました。翌年度繰越額 53,700,000 円は小・中学校3校のガラス飛散防止フィルム貼付工事費でございます。11款、災害復旧費 9,670,000 円、23年度は降雨による水路管理道の沈下、林道路肩の崩落等があり災害復旧工事を行っております。12款、公債費 710,740,000 円、3,880,000 円 0.5%の増。繰上償還は 108,060,000 円でございます。13款、諸支出金、土地開発基金費 10,000 円でございます。歳出合計は 4,879,970,000 円となりました。平成23年度は前年度からの繰越事業12件 338,400,000 円を実施し、平成24年度への繰越は6件 105,230,000 円となりました。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。

それでは行政報告書をご覧になっていただきたいと思います。18ページ、19ページをお願いいたします。18ページ第6表、性質別決算額状況の構成比でございますが、普通建設事業費が大幅に減少したため人件費が18.0%で1位となり、以下普通建設事業費、公債費、繰出金、補助費等の順となっております。19ページ第7表の決算額の推移でございますが、前年と比べ維持補修費が151.5%と大きく増加しております。普通建設事業は39.7%の減となりました。人件費につきましては決算額では 60,660,000 円 6.5%減少をしております。次に13ページをお願いいたします。第1表決算収支の状況でございます。上の表でございますが実質収支額は 126,350,000 円となりました。下の表になります、実質単年度収支では 247,820,000 円の黒字となっております。決算書の方に戻っていただきたいと思います。115ページです。財産に関する調書でございます。公有財産の土地の増減は中町コミュニティ消防センター建設関係、旧新田教員住宅売買等によるものでございます。山林につきましてはより精度の高い県の地図情報システムの導入によりまして面積の変更がございました。建物の増加は中町コミュニティ消防センター、高齢者支えあい拠点施設、及び公園の多目的トイレ等によるものでございます。次に118ページをお願いいたします。122ページまで物品が載っております。決算年度中の移動につきましては数量増減欄、増減額の欄に記載がございますのでご確認いただければと思います。次に123ページをお願いいたします。3の債権でございますが、ふるさと融資の貸付金が 38,460,000 円の減となっております。4の基金でございますが、各基金への積立と利息によりまして 229,980,000 円増加し、年度末の総額は 1,768,750,000 円となりました。基金ごとの変動内容は124ページの基金付表の通りでございます。次に126ページをお願いいたします。起債目的別現在高表でございます。地方特定道路整備事業、臨時財政対策債など借入額 416,360,000 円、元利償還金は 710,050,000 円、年度末現在高は前年より 206,840,000 円減の 5,337,650,000 円となりました。以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況等について申し上げます。

続きまして各特別会計を申し上げます。第7号議案平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書の1～4ページになります。歳入総額 958,800,000 円、歳出総額 888,490,000 円、差引額 70,310,000 円を翌年度に繰越しました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯数の 42.7%、全町民の 25.8%で横ばいとな

っております。被保険者につきましては退職被保険者数は増加、一般被保険者数は減少、総数では減少になっております。国保税は一般被保険者分は減収になっておりますが全体では 242,670,000 円で、前年度比 480,000 円の増となっております。収入未済額は 44,690,000 円で前年度より 4,800,000 円増加しております。収納率は 84.4%で 1.4ポイント低下いたしました。また滞納分の内 30,000 円不納欠損処理をいたしました。保険給付費は 536,370,000 円となり前年度より 19,710,000 円減少し、比較的安定した給付状況となりました。これによりまして国民健康保険支払準備基金へ新たに 50,000,000 円の積立を行い、基金の年度末残額は 198,020,000 円となっております。

次に第 8 号議案平成 23 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。歳入総額 102,810,000 円、歳出総額 101,280,000 円、差引額 1,530,000 円を翌年度に繰越しました。保険料収入は 65,350,000 円で前年より 4,620,000 円増加いたしました。一般会計からの繰入金は 35,810,000 円、後期高齢者医療広域連合への納付金は 92,430,000 円となりました。対象者数は 1,757 人で前年度より 5 人増加しております

続きまして第 9 号議案平成 23 年度介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。歳入総額 945,010,000 円、歳出総額 942,740,000 円となり差引残額 2,270,000 円を翌年度に繰越しました。一般会計からの繰入は 144,160,000 円で行いました。介護保険料は 141,740,000 円と前年度比 30,000 円増とほぼ同額となりました。収入未済は 1,500,000 円となっております。第 1 号被保険者の居る世帯が 2,049 世帯、被保険者は 3,047 人と前年と比べ 21 世帯 7 人増加いたしました。保険給付費は 886,450,000 円となり、前年度比 77,020,000 円 9.5%増加いたしました。基金は介護給付費準備基金の 19,840,000 円を取り崩し、年度末残額は 36,220,000 円となっております。

次に第 10 号議案平成 23 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。歳入総額 356,700,000 円、歳出総額 342,170,000 円、差引額 14,530,000 円を翌年度へ繰越しました。使用料は前年度より 4,280,000 円の増となっております。一般会計からの繰入金は 169,300,000 円で行いました。収入未済は加入者負担金 3,720,000 円と使用料 1,080,000 円となっております。管渠工事は飯島処理区で補助、単独事業合わせて 1,942 メートル実施いたしました。その他舗装工事、維持管理事業を行いました。13 ページの参考資料でございますがご覧いただきたいと思ひます。起債の借入は資本費平準化債等で 64,500,000 円、年度末残高では 4,478,550,000 円で前年度末より 75,270,000 円の減となりました。

続きまして第 11 号議案平成 23 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書 1～2 ページになります。歳入総額 260,870,000 円、歳出総額 227,100,000 円、差引額 33,770,000 円を翌年度へ繰越いたしました。一般会計からの繰入は 111,000,000 円で行いました。収入未済は使用料の 350,000 円となっております。歳出の内容は施設の維持管理が主となっております。12 ページの参考資料をご覧いただきたいと思ひます。借入でございますが資本費平準化債等で 69,300,000 円、年度末残高では 2,347,210,000 円で前年度末より 40,880,000 円の減となりました。

以上で各特別会計の決算報告を終わりといたします。なお支払資金として財政調整基金

300,000,000 円を繰替えて運用いたしました。以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財政状況等の説明を終わらせていただきます。細部の事項につきましては委員会において各担当からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議長 紫芝建設水道課長

建設水道課長

それでは続きまして第 12 号議案平成 23 年度水道事業会計の決算につきまして説明をさせていただきます。先ほど町長の提案説明でも申し上げましたが、水道事業につきましてはお陰様をもちまして大きな災害もなく引き続き安定給水をすることができました。それでは決算書でございますが水道事業会計決算書の 8 ページをお開きをいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。8 ページ上段の業務量の表でございます。こちらの中にあります年度末給水件数の欄をご覧をいただきたいと思ひます。業務面におきましては平成 22 年度末まででございますが、給水件数が 81 件増加をいたしておりました。平成 23 年度につきましては 14 件減少をいたしまして 3,595 件となっております。次に下段の給水量の関係でございます。年間給水量につきまして 1,000,000 立方メートルを 4 年間連続で割り込んでおります。対前年比で 99.2%ということで 908,279 立方メートルとなっております。続きまして 9 ページをご覧をいただきたいと思ひます。9 ページの中段の表、給水量の 1 件当たりの月平均給水量につきまして、こちらにつきましては平成 23 年度対前年比で 0.5%減ということで 21.05 立方メートルとなっております。続きまして戻りまして 3 ページをご覧をいただきたいと思ひます。こうした状況の中で事業損益の計算書の 1 の営業収益、それから 3 の営業外収益、5 の特別利益を合わせました収入総額でございますが、前年比 0.3%減ということで 192,264,000 円ということで、前年度よりも 547,000 円ほどの減収となっております。一方あの 2 の営業費用、それから 4 の営業外費用、6 の特別損失と合わせました支出総額でございますが、前年対比 0.2%減ということで 187,287,000 円となっております。422,000 円ほどの支出減となっております。この支出減につきましては総係費他の経費節減によるものでございます。この結果当年度の収支差引が 4,976,000 円の黒字決算となっております。当年度未処分利益剰余金につきましては 20,482,000 円ということでございます。続きまして 2 ページをご覧をいただきたいと思ひます。2 ページの資金的収支につきましては、収入総額につきましては建設改良事業のための企業借入金と、下水道事業に伴う補償金、それから国庫補助金、一般会計からの繰入金等を含めまして 159,928,000 円に対しまして、支出総額は 257,974,000 円でございます。これによる資金的収支の不足額 98,046,000 円につきましては過年度分の損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。続きまして 6 ページをご覧をいただきたいと思ひます。飯島町水道事業貸借対照表でございます。これによりまして 23 年度末における飯島町水道事業の資産合計につきましては一番下段でございます。3,795,195,000 円となりました。23 年度の主な事業につきましては、公共下水道それから道路改良関連、国庫補助による石綿セメント管の更新事業での配水管布設工事を 8 件、それから消火栓の新設 3 基、水道事業の単独改良工事 4 件他の工事を実施をしてございます。これによりまして本年度の配水管の布設総延長につきましては 3,214 メートルで、総延長 146,228 メートルとなっております。水道会計につきましては以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

議長

林代表監査委員お願いいたします。

林代表

監査委員

それでは平成23年度決算審査につきましてのご報告を申し上げたいと思います。一般会計、特別会計1ページからお願いをしたいと思います。平成23年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書についてでございます。ただいまの提案説明、報告等ございました。だぶるところを省いてですね、特徴あるところに絞って申し上げてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。審査対象、平成23年度飯島町歳入歳出決算、一般会計と特別5会計でございます。審査の期間であります、平成24年8月1日から8月7日までのうち5日間でございます。監査委員2人と局長立ち会いのもとに実施したところでございます。3として審査の方法であります。平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金の運用状況調書等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合をいたしまして、係数の確認と併せて予算執行が適正かつ効率的かどうか、財産運営及び資金収支は健全かつ効率的かどうか、及び事務の合理化、経費の節減に努力しているか等について審査を実施したところであります。更には既に実施した例月出納検査の状況をも参考にして審査を行ったところでございます。なお実施した事業内容等については行政報告書等により職員から説明を求め、新しく行政評価書が出来ております。実施計画に基づく内部評価ということですが、外部委託をしたわけでもありませんので直接的な費用は掛けてないということでもあります。事務事業評価についても審査を行いました。また抽出により現地確認についても実施したところでございます。

第2に審査の結果であります。審査に付された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その係数は誤りのないものと認められました。また予算の執行及び財政運営状況は概ね良好と認められました。

総括的意見でございますが、内容は先程の説明いただいた部分とだぶりますので、これはそれぞれおご覧をいただきますとして、次に3ページをお願いしたいと思います。今後の行財政運営にあたっては、歳入に関しては町税、国民健康保険税等の収入未済額の回収に向けて効果的な滞納処分を実施するほか、長野県地方税滞納整理機構へ移管する等、一層の収納対策の強化を図っていただきたいわけでもあります。歳出に関しては外部委託の推進、指定管理者制度の活用、補助金の整理合理化、組織機構の合理化等、既に取り組んでいるところでありますけれども、今後も更に経費の削減を図るとともに効果的、効率的な予算の執行に努めていただきたいわけでもあります。また常日頃から町民のニーズを的確に把握し、最小の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むものでございます。各会計の概要についてはご覧をいただきたいと思いますが、この中で支払い利息を伴う歳入に対し

て支払い利息はどのくらいの率なのか、それを見てもみますと、支払利息は273,000,000でありました。収入に対する利息の割合は4.8%、前年が4.6%でございました。2%増えてございます。続いて4ページをご覧をいただきたいと思います。財政指標についてありますが、実質公債費比率、財政健全化判断比率の中で重要な比率でございまして、繰上償還当年度108,000,000円繰上償還されておるといことで、これで調整されていて13.3%ということでもあります。今後18%を超えないように注視していく必要がございます。5ページへ行きます。中ごろに地方交付税が106,000,000円増額となっております。これは前年度の税収がここに影響を受けるということでありまして、これで見ても増額ということは前年度税収が少なかったということの表れであります。続いて6ページをお願いしたいと思います。当年度収入率が96.4%と前年度よりも非常に収入率は上がっております。全会計の滞納額というものは143,000,000、不納欠損が約6,000,000円ということでもあります。滞納に対する延滞金の収入が22年度より始まっております。当年度は1,153,000円の収入がありました。7ページをお願いをしたいと思います。不納欠損処分ということで79人108件ということでありました。不納欠損調査等で確認いたしました。これはやむを得んかなとそういう感じがいたしております。内容は外国人が非常に多いわけで、町を離れた外国人79人中74人であったということでありました。8ページをお願いしたいと思います。ここで国民健康保険税の収納率95.8%、これは前年よりも収納率下がってきておりますけれども、これは93%を切らないようにしなきゃいけない。調整交付基金に影響が出るところでございます。少し飛びます。14ページをお願いしたいと思います。寄付金であります。ふるさと応援寄付金が先ほども説明ございました。1,630,000になった。前年度390,000だったんで当年度1,240,000円増加しました。15ページをお願いしたいところであります。諸収入、これは延滞金、先ほど申し上げました1,153,000円収入になっております。続いて16ページをお願いしたいと思います。一般会計の歳出の決算数字であります。この中で人件費の時間外手当を見ますと23年度は16,900,000円でありました。22年度が18,330,000円でありましたので前年度比1,430,000円の減でございました。それから物件費に臨職の賃金が入っております。当年度112,000,000円、前年度85,000,000円でありました。当年度まあいろんな雇用促進をした関係で増えてございます。事業も増えたというわけでございます。有給休暇の取得の平均を見ても職員1人当たり5.4日有給休暇をとっております。これは非常に低い数字ですね。前年度が5日でございました。代休によって賄いをつけておるといことだが代休は有休にはなりません。ここからは各款別の歳入の前年対比等でございます。17ページ、前年との対比であります。総務費でございますが、ここで法人では予定納税に対する還付金が発生した場合に還付加算金4.3%を付けます。当年度539,000円の支払いでございました。これは町の持ち出しになります。還付申請が出たときには速やかに処理をしていく必要がございます。まあ中でも当年度特徴的なところは日本電産に過去10年間に遡って法人町民税を還付したところでございます。4,700,000円還付しております。10年間というのはねこれは特例でございましてね。国に習ってということでもございました。続いて19ページをお願いしたいと思います。土木費でございます。公共事業の入札状況を見てもみますと、23年度工事の総計で696,000,000円、72,000,000円ばかり増えております。落札率を単純平均で見てもみますと予定価格に対して97.3%でございました。前

年が9.6%でありました。随意契約が増える傾向でございます。21ページをお願いします。公債費、繰上償還、先ほども説明がございました。108,000,000円当年度繰上償還をして実質公債費比率を下げしております。続いて23ページをお願いしたいわけでございます。先ほども説明がございました。介護保険特別会計であります。年々増加してきておりまして、基金の繰入についても基金がだんだん減ってきております。これいづれ底を突くのではないかとと思われるところがございますが、当年度基金からの繰入金が19,800,000円でありました。前年度が5,400,000円だったので繰入金は年々増えてきている傾向にあるのかな、というところでありまして。25ページをお願いしたいと思います。特別会計への繰入金、年々増加傾向でございます。23年度は697,000,000円、22年度が628,000,000円、約70,000,000円増えております。26ページをお願いしたいと思います。出資による権利であります。新しくは「まちづくりセンターいいじま」への出資金、出えん金が増えたところでございます。出えん金の3,000,000円は運用資金ということでございます。下から2行目、水道事業会計出資債237,900,000円、これは水道事業会計では自己資本の中に含まれてございます。27ページ基金の運用状況でございます。年度間の財政調整上の積み立て基金というものであります。長期に渡って健全財政維持に向けて備えておく必要があるところでございます。財政規模に見合った基金を積み立てて、将来の財政安定に向けた取り組みが必要でございます。中で目につくのが先ほど申した介護給付の基金減でございます。一般会計、特別会計については以上でございますが、まあ毎度その参考です。内容について民間の経営分析表に当てはめてこれを見ていくということをしております。当年度はバランスシートが新公会計の基準に沿って出来上がっておりますので、今までのバランスシートと若干変わったところがございまして、前年度対比でだいぶ差が出たところもございまして、当年度これを見てみますと、先ず流動比率であります。当年度は218.8%、非常に資金繰り、資金繰りを示すということですが、資金繰りは非常に良好だということでもあります。固定費、固定比率、自己資本に対する固定資産の割合であります。120%、当年度自己資本が増えた関係がございましてこれが下がっておりますが、100%以下が望ましいとされるところであります。固定の長期適合比率というものであります。まあここが100%を超えておると長期的に見て財政は悪化に向かうんではなかろうかと言われるところであります。当年度97.4%とでありました。100%に近くなってきている。自己資本の比率であります。79.4%、自己資本の割合は高くなってきております。高いほど良いわけでありまして。財務体質は健全ということでもあります。当年度資本が増えたことによりまして。借入依存度、低いほどこれは良いわけでありまして。当年度は19.4%、非常に低くなっております。これは自己資本の比率と連動して出てくる数字でございます。財務指標ということで健全化判断比率とか資金収支の計算書等の基礎的財政収支等から財政状態を判断するというところで参考を致したところでもあります。決算書、計算書、こういうものは経営者の通信簿とかカルテと見まして、すね、企業体の体質と健康状態をこれを読み取っていくというそういうことをしております。そういうものでございます。それから飯島町の財政分析資料というものが毎度出されております。これは先ほど言うようにバランスシートは新公会計様式、それに沿って出されております。資金収支計算書が出されております。これは以前のキャッシュフローに相当するものだろうとこう見ておりますけれども、この中で基礎的財政収支がこれが示され

ております。270,000,000円、これはプライマリーバランスといわれるものでございます。プラスになっております。

続いて水道事業会計、公営企業会計をお願いします。1ページをお願いします。審査の期日であります。平成24年6月21日。審査の方法であります。当期決算審査にあたっては町長から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成23年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などによって検証をいたしました。また併せて年度内の事業全般について関係職員から説明を求めまして、公営企業の基本原則であるところの公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査したところでございます。審査の結果でございます。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類については係数に誤りなく適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認められました。また現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認をいたしました。総括的意見については数字を示してございます。後からお目通しをいただきたいところでございます。次に個別意見でございます。平成23年度においても断水に至る大きな災害や自然災害による取水停止もなく安定給水ができております。給水件数は先程もありました14件減少、有収水量0.8%減でございました。引き続き安定経営の基盤となる有収水量の長期的な推移を展望をいただきたいわけでございます。2ページへ参りまして、下水道事業及び国庫補助事業により年々老朽石綿管の更新がなされております。残すところ約11.1キロメートルとなっております。今後更に計画的な設備更新に努めていただきたいわけでありまして。給水人口の増加は水道事業の安定経営の観点からも重要でございます。適地への配水管路の布設について先行投資等の検討をいただきたいところでございます。なお石綿管、これ取り出した時に飛散をしないように注意をいただく必要がございます。6ページをお開きをお願いしたいと思います。経営成績と経常収支比率の推移でございます。これ一般会計と比べてみると経常収支比率は非常に高いわけでありまして、これはまあ公営企業会計の特徴かと思っております。ここで損益分岐点の計算をしてみます。まあ固定費が非常に高いというそういう特徴があるところであります。変動費21%、固定費79%、当年の損益分岐点の収入は185,870,000円であったということでもあります。経常収益、上の欄の経常収益が192,000,000円でございますので、分岐点を上回った収益は今年6,300,000円であったということでございます。この部分の一部が利益に回っていったということでございます。7ページをお願いします。供給単価と給水原価の比較でございます。今年1円59銭の黒字でございました。8ページをお願いしたいと思います。この中で固定費、原価償却費、支払い利息、非常に高いところでございます。一番下の過年度損益修正損、これは不納欠損のところでございます。10ページへまいりまして、その他未収金、消費税の当年度は還付金でございます。4,430,000円でございます。消費税、前年度は特定収入の関係で税金を相当額納めてございます。そのまあ反動といいますか当年度は還付金、消費税としての還付金をいただくことになっております。11ページへまいりまして。先ほど申しました自己資本514,870,000円の中に一般会計からの出資債237,900,000円が含まれてございます。12ページへまいりまして、実質流動比率490.6%極めて健全でございます。これはまあ資金繰りを示すとされております。他の比率も見てみますと自己資本比率が52.



4%、これは大きい方が良いわけでありませけれど、総資本に対して自己資本が少ない、そういう結果であります。固定比率170.1%、これは100以下が望ましいということでございます。自己資本が充実してくるとこれが下がってまいります。従って借入依存度は高くなっております。47.5%、これは自己資本比率と連動して現れてくる数字でございます。支払い利息の比率です、収入に対して23%これは非常に高いわけでございます。民間では3%、4%になるともう要注意というそういう比率でございます。

水道事業会計を終わりました、次に健全化比率をお願いいたします。1ページをお開きをいただきまして、平成23年度飯島町一般会計財政健全化及び水道事業会計経営健全化審査についてでございます。第1として審査の対象であります。平成23年度飯島町一般会計健全化判断比率、それに平成23年度飯島町水道事業会計資金不足比率についてでございます。審査の期間は平成24年8月24日1日間を掛けました。審査の結果でございます。いずれも関係法令に準拠して作成されておまして正確であると認められました。2ページをお願いいたします。平成23年度一般会計財政健全化審査の意見書でございます。2の審査の結果、総合意見でございます。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これはマイナスになっておまして、これは数字が現れてきません。実質公債比率13.3%、繰上償還等によってこれで治めておるということであります。将来負担比率73.4%、これも基準内ということであります。続いて3ページをお願いしたいわけでございます。3の是正改善を要する事項であります、指摘すべき事項は特にはございませんでした。続いて水道事業会計、平成23年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。審査の概要であります。この健全化審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでありまして、審査の結果、総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率はございませんでした。下段の3、是正改善を要する事項でございます。指摘すべき事項は特にはございませんでした。

以上で平成23年度一般会計、特別5会計、水道事業会計、それにただいまの財政健全化審査の結果であります。今後も住民福祉の向上のために健全財政維持に努めていただくように願ってご報告を終わりたいと思います。

議長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変ご苦勞様でした。

暫時休憩とします。

(暫時休憩)

議長 会議を再開いたします。これより平成23年度会計決算7議案について一括して総括質

疑を行います。なお質疑につきましては先程各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番  
三浦議員

それでは税の滞納について質問をしたいと思っております。行政報告書から見えてくるのは社会的情勢の中で失業など収入の減少と同時に、定年を迎える団塊の世代の増加など、やはり収入の減少をしていることが見えてきます。更に再就職などが困難な社会状況であることから見ると、滞納処理は極めて厳しい状況にあるのではないかとこのように思います。現状をどう分析しているのか、また今後の見通しとして欠損処理をせざるを得ない状況にあるものがどの程度あるとみているのか、また行政処分に預貯金の差し押さえもあります。がどのような条件下で実施をされたのか、それから県の滞納整理機構への移管の収納に至る経過についてお聞きをしたいと思っております。それから住宅リフォーム助成の地域への財政の効果、どのように見ているのか、それから25年度以降の考えについてお聞きをしたいと思っております。お願いします。

住民福祉課長

議員ご指摘のように、滞納額ってというのはあの平成23年度については総体の滞納額わずかですけれども減少をしているという状況で決算を打たしていただきましたけれども、滞納額は依然としてかなりの額がございます。80,000,000近い金額になっているところでございますけれども、その過程の中で滞納整理につきましては市内のプロジェクトを通じましていろいろ情報交換をする中で、他にも料金等いろいろございますので、そういったプロジェクトの中で情報共有をする中で、それぞれのご家庭で生活状況とかいろんなものを判断をさせていただいて滞納整理の行動をとらせていただいているところでございます。で、預貯金等の差し押さえ等につきましては具体的にはあの実際に支払い能力があるかないかという判断を基準にしてさせていただく場合もあるということでございます。また滞納整理機構移管につきましては移管前に予告通知をさせていただいております。これによってある程度の収納等も実際に見込めてございます。そしてそれをやった上で重要案件につきましては機構の方へ移管をさせていただいているという状況でございます。で、今後の滞納整理の滞納額の動向等、不納欠損も含めてでございますけれども、実際に執行停止して3年という縛りがございます。またあの5年経過という縛りもございますので、そういったものについては時間の経過を待ちながら、その間に収納できれば一番いいわけでございますけれども、そういった案件もございますので、これがただちに無くなるというようなことはないというように考えております。以上でございます。

町長

住宅リフォームに対する町の助成の考え方でございますけれども、平成23年度スタートいたしまして現在24年度、2年目が現在もう間もなく半年経過という形になるわけでございます。これはまああの個々の住宅をお持ちの方、あるいはあの一部その他の下水道つなぎ込みや塀の改修といったようなことも含まれるわけでありまして、利便性を増したと同時にこの町内のいわゆるまあ比較的小さい建設業者さん、住宅業者さんの方にこうしたあの公的な資金が還流しておるということで、両方の面からあの評価をしていただいているかというふうには思っておりますが、ただあの住宅本体のこともですけれども、いわゆるこのこちらからも期待しております下水道へのつなぎ込みの件数、それから塀の安全対策のためにもまあ一部この考え方を導入しておるわけでありまして、全然ないわけでは



ないんですけれども、比較的まだあの思ったような方向には出てないんじゃないかというふうに分分析をしております。まあ今後あのもう2年経過してあの整理して検討する必要がありますかと思っておりますけれども、これはまたあの今度秋過ぎ、秋ごろから25年度に向けての実施計画のローリング作業の中で十分検証してまいりたいと思っておりますが、そうした一部にもう少しあの期待を持っておる部分もございまして、今すぐ結論は出せませんが、そうした状況を判断の中で25年に向けてはまた検討して対処してまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長  
5番

他にございませんか。

竹沢議員

1点だけお伺いをします。財政指数でありますけれども、概ねあの改善されておりますが1点経常収支比率、これがまああの前年度より伸びておりまして、まあ総体的にはあの人件費等の総額は下がっておりますけれども、まあ維持補修費かな、これが伸びたりしております、まあ係数的に伸びておるといふことと、まあこの分母と分子の関係でその時より適切な数字になるかどうかというのは微妙であります、この改善策について町長今後どうするかお尋ねします。

町長

あの経常収支比率についてはお示しをした数値で、若干あの2.2ポイント上がっておるわけでありまして、あのいままで取り組んでまいりました人件費の問題、物件費の問題等々いろいろ、極力まあ節減をしながら、一方ではあの先ほども報告がございましたように臨時職員の人件費というのは全てあのいろんな補助制度を踏まえて、この物件費の方へ計上算入しておりますので、なかなかこれはあの今のここ数年間の中では減らない要素だと思っておりますし、またこれはあの取り組んでいく必要もあるというようなことですが、1つの考え方としてやはりあの扶助費、それからまあ医療費、介護のこのいわゆる給付費の増に伴う対応が、どうしても経常経費の中では増えていく一方にあるというようなことではございますので、これはあのまあいわゆる義務的経費で予算の中で減らすとかそういうわけにはまいりませんので、ルールの中でまあ対応していかなくやならんということで、如何にこの義務的経費を確保しながら経常的な一般的な支出については抑えていくかということの、これからの財政運営大変厳しいと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの少し県下の方でも高い位置にあるということは事実でありますので、今後とも引き続いて経常経費がどんどんどんどん右肩上がりにいくというようなことは何としてもまあ避けるような形でまた検討してまいりたいと対応してまいりたいと思っております。

議長  
9番

はい他に。

坂本議員

職員管理についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、まあ先程説明がありましたように人件費はまあ年々あの少なくなってきておりますが、それはまあ職員退職によるものと思っておりますし、まあ年齢構成も高齢者の人たちが辞めていくということで、だんだん人件費自身は少し落ちてきていると思っておりますが、それに伴ってまああのできないところを臨時職員で賄ったりとか、あと緊急雇用の方たちで、総人数だと両方で72～73人使われているということですが、今後の職員管理における考え方はどのような形でやっていくおつもりなんでしょうか。

町長

これはあの現在の行財政改革プランの中で定員管理を位置付けております町長部局一般対象職員100名、それから特別会計に従事する職員10名という110名体制というものを基本に置いてまいりますが、昨今のこのいろんなあの国との行政との連携の中で増える要素もありますし、なかなか減る要素がないわけでありまして、それはあの緊急経済対策、雇用対策等で臨時職員でカバーしていくことはまあやむをえないというふうには思っておりますが、一応、年によってはこの辺のところは新たな課題もまた出てまいります、新しいエネルギー対応をどう考えていくかというようなことについても、やはりこれはあの人的な対応をもってやっていかないと、なかなかあの1～2の人の兼務だけではいけるような小さな問題ではというようなこともございまして、年度間で若干の浮き沈みはあるかと思っておりますけれども、基本的にはこの現在の行財政改革プランの110名体制、この方向で進めてまいりたいというふうには思っております。

議長  
6番

はい他に。

北沢議員

2点程お伺いしたいと思います。1点目はあの若干細かくなりますけれども、行政評価書が今回出されまして新しい試みとして高く評価するものであります。ただ行政報告書、行政評価書を通じてですね、ただいまお話のありました例えば人事であれば定員管理の分析方法、定員100名と110名という数字があるわけですが、あの行政報告書も行政評価書の中にもその分類数字が無いわけでありまして。違った方法で職員数を報告いただいております。で、できればですね第5次総合計画の中でも一定のそういった数字が示されている部分があるんですが、23年度から始まりましたのでそういったものの数字がですねどの程度今年度では進んだという、そういったものをいただけると非常にあのこの我々も評価をしやすいという点があるわけですが、そこでお伺いいたしますが、ただいまお話のありましたことに関連しますが定員管理100名と10名、この23年度における具体的な職員数は何人だったのかその点を1点お伺いいたします。

それからもう1つあの資金管理の関係でございますけれども、基金管理でございます。今回の報告書の中に各種基金管理の表が出ておるわけですが、非常にあのその基金から発生する利息の割合がばらつきがあります。単純に評価するとちょっとその見にくいわけですが、その資金管理の方法というのはどんな方法にやられて行って、その結果今回反映された利息の数字というのがどういうふうになっているのか、その点と、もう1つは土地開発基金があるわけでありまして、私が承知しているところでは現在のまあこういった経済情勢などで地価が値下がりするという中で、まあ行政が先行して土地を取得するというそういった主要事業も見当たらないし、まあ運用がおそらくなされていないんじゃないかと思っております。23年度の状況は如何だったのかその点についてお伺いいたします。

総務課長

それではあの定員管理計画の関係であります、平成24年度の状況で見ますと一般会計100人、特別会計13人という、まあこれ年度を追って先ほど町長が言いましたように110人に持っていくという形なんです、一般会計100の113というのが24年度当初計画であります。で、現在のところ113人に対して112名であります。人数については以上です。

会計管理者

基金の管理につきまして利息のバラつきというお話がありましたが、あの利息の改定が昨年度あったように思います。現在とてもあの利息の率が非常に低いということではござい

まして、10,000,000 円を例えば1年預けたとしても、おそらく0.03%くらいの利息になってございまして、半分ほどになっております。ですけれどもまああの最大に利息を活用できるような形で基金の方を今積み立てをしておるところでございまして。ただあの今申し上げたようにあの利息部分は非常に減ってきておりますので、運用面でいくとあの金額的にはわずかなものになってしまうかなというふうに思っております。以上でございます。

町 長 土地開発基金の運用の状況でございますけれども、かつてはまあこの一般会計の土地開発基金の中で、基金で土地を買ってまた現金化するというような公共事業のやり方をした経過もございまして、ここへきてそうした動きは全く見られなくて、まあ一部はこれはあの土地開発公社が先行取得、代行取得の中で必要に応じてその事業としてまあやっておる部分もありますけれども、ここ数年、特に23年度はその動きは一切ございません。ただあの基金としては若干土地で持っている部分も現金で持っている部分もございまして、利息だけの移動でもってそういう状況でございます。

議 長 3番 他にはどうです。

浜田議員 また定員管理の話に戻して申し訳ないんですけども、以前私あの一般質問でも減らし過ぎではないかという質問をしたことがあるんですけど、今回配布されましたあの飯島町の財務分析資料で県内7市町村の様々な指標が表示されています。でこれ見ますとですね、飯島町は例えばその標準財政規模からいうと38番目ぐらいということで、他の指標も含めてですね30番目、今18ページの財政標準規模をお話しているわけですけども、まあ住民基本台帳の人口でも37番目、とまあこのぐらいがですね77市町村の中でも飯島町のポジションかなと、あのもちろん町のタイプですねⅢの1型だとかいろんな要素はもちろんありますけれども、まあそういったことを括ったとしてもそんなものかなと思っております。ところがですね21ページから22ページまで、それぞれのあの歳出のランキングがあります。で、人件費について見ますとですね、実はトップの20ページ、21ページを見ても見当たらずで、一番最後の30ページ64番目というのがですね飯島町の人件費のランクということになります。その一方、その隣の物件費、これは飯島町はかなりダントツですね7番目ということになります。つまりこれは何を意味しているかという、要するに正規職員を大幅に削って、その一方それが物件費の形で非常に大きく表れている、それは長野県の平均的な市町村の構造に比べてですね際立っているということはこの表は示しているのではないかなというふうには私は読んでいます。ですのでこの考え方ですね、つまり飯島町は外注化することで非常に先進的な市町村であるということですね、この傾向を益々進めようとしておられるのか、あるいはその逆であるのかというそのお考え方についてお尋ねしたいと思います。

町 長 それぞれの位置付けがあるわけでございますけれども、浜田議員、このあの表はですねあの位置付けが高い方っていうかあの順序が今おっしゃった見方と逆に作られておるということをひとつご理解をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 9番 他にありませんか。

坂本議員 すいません、あのちょっとまあ人事管理のことなんですけれども、先程あの監査委員の方から指摘がありましたまあ有休がとれていないというお話をされたんですけども、ま

あ職員が実際問題あの100人体制プラス現在は12人なので、112人で回しているという中で、まあこれは23年度の報告書はなんですけれども、まあ有休が1人当たり5.6日とかというお話だったと思うんですが、あのそういうその100人ということにあのこだわる気持ちは、もちろんそのふるさとづくり計画の中からそういう中でやってきているのは事実だと思うんですけども、あの有休がやっぱりある程度的確に取れていなければ、その分が職員に対して非常に過度の仕事になっているというのも現実だと思うわけで、そういう点に関して町長としてはどのようにあの今後やっていくまあ100人態勢でこれでもってその分を臨時職員でまあ賄っていくということのをこれからもしていくのか、そういう部分ではどのように考えているかお答えできれば。

町 長 まああの職員にはできるだけ時間内で事務を処理してというようなことで努めてもらっておるわけですが、一番多いのがやはりあの休祭日のイベント等、あるいは事業への出勤が多いわけでありまして、これをあのまともに計算しますと非常にあの超過勤務手当膨大になります。で何とかまあひとつ相談の上で代休制度というものを導入をして、それを理解を得て平日にまあその土・日出勤の分を休んでいただくと、これはあの差引プラスマイナスゼロというような形になるわけですけども、そういうことの導入のため5.6日ということで比較的抑えられておるということを是非ご理解いただきたいと思っておりますが、必要な有休は有休としてこれは認めていかなきゃならんというふうに思っておりますが、そういう工夫をして職員と対応しておるということをご理解いただきたいというふうに思います。

議 長 これで質疑を終わります。議案を付託するに当たり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

事務局長 浜田事務局長。

議 長 (審査区分説明) お諮りします。決算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第6号議案から第12号議案までの平成23年度決算7議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

議 長 ここで昼食のため休憩いたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時57分 休憩  
午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第16 第13号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第13号議案平成24年度一般会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ

107,306,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,464,570,000 円とするものであります。今回の補正につきましては平成 23 年度の決算がまとまり繰越金が確定したことと、普通地方交付税の額が確定したことなどによる予算措置を行うものであります。主な内容は、収入といたしまして前年度繰越金と普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の確定に伴い、約 100,000,000 円を増額補正をするとともに、当初予算で基金からの繰入金を見込んでおりましたものを減額をすることといたしました。この他、中日本高速道路株式会社からの補助金を受けて、中央高速道路の水路橋、道路橋の剥落防止工事を行うことといたしまして、歳入歳出同額を計上をいたしたところであります。歳出面では当初予算で十分な予算措置ができなかった地元要望の多い道路維持費へ約 20,000,000 円を増額補正をするとともに、太陽光発電施設導入補助や住宅建設資金の利子補給の補助金、障害者自立支援事業など実績に基づいて増額をいたしました。また公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計への健全化を図るために起債の繰上償還を実施をすることとし、両会計へ合計で 40,000,000 円を繰出すよう補正をいたしました。今後も一般会計の状況を見ながら下水道事業会計の起債残高を減額するよう、健全経営のために取り組んでまいる所存であります。その他、細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長  
住民福祉課長  
産業振興課長  
建設水道課長  
教育次長  
議 長

(補足説明)  
(補足説明)  
(補足説明)  
(補足説明)  
(補足説明)  
ただいま議題となっております第 13 号議案平成 24 年度飯島町一般会計補正予算(第 3 号)については、総括質疑の後、各所管の常任委員会へ審査を付託いたします。

これより第 13 号議案について総括質疑を行います。なお質疑につきましては各常任委員会へ審査を付託することに決定しておりますので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
第 13 号議案を付託するに当り各常任委員会の審査区分については、先ほどの決算 7 議案の委員会審査区分に準じて審査を願いたいと思います。

お諮りします。第 13 号議案の委員会審査区分については、ただいま申し上げましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第 13 号議案については決算 7 議案の審査区分に準じて各常任委員会へ審査を付託いたします。

議 長

日程第 17 第 14 号議案平成 24 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第 14 号議案平成 24 年度国民健康保険特別会計の補正予算(第 1 号)につい

て提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 31,258,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 928,461,000 円とするものでございます。今回の補正は平成 23 年度決算額の確定や過年度の療養給付費交付金分、老人保健の拠出金、国庫保険事業分の補助金が確定をいたしましたので、交付金、繰越金、諸収入支出金、予備費について補正をするものであります。歳入では国庫支出金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額をいたします。歳出では保険事業費に国庫並びに退職者医療、療養給付費の過年度清算分償還金及び予備費を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 14 号議案平成 24 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 18 第 15 号議案平成 24 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 15 号議案平成 24 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 1 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ 318,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 110,799,000 とするものでございます。今回の補正は 23 年度決算に伴い歳入は前年度繰越金を、歳出は県の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ 334,000 円減額補正するものであります。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第 15 号議案平成 24 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 第16号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第16号議案平成24年度介護保険特別会計の補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ5,680,000円増額し、予算の総額をそれぞれ1,034,470,000円とするものであります。歳入につきましては平成23年度決算の確定に伴い、一般会計からの繰入金を総額で4,900,000円増額し、繰越金を776,000円増額、受託した認定調査に関わる受託料4,000円の増額補正を行うものであります。歳出につきましては総務費を37,000円増額、予備費を1,416,000円減額し、保険給付費及び地域支援事業に関わる国庫支出金の返還金及び支払い基金交付金の返還金を7,059,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第16号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 第17号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第17号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額44,525,000円を増額し、総額で413,007,000円とするものでございます。先ず歳入につきましては起債の平準化債繰上償還分として一般会計より35,000,000円の増、繰越金を9,525,000円増額するものでございます。歳出につきましては一般管理費を4,500,000円増額、公共下水道事業飯島処理区の備品購入を360,000円増額、公債費を36,000,000円増額、予備費に3,665,000円をそれぞれ増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第17号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 第18号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第18号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額26,774,000円を増額し、総額で286,253,000円とするものでございます。先ず歳入につきましては起債の平準化債の繰上償還分として一般会計より5,000,000円の増、繰越金を21,774,000円増額するものでございます。歳出につきましては公債費を10,000,000円増額し、予備費に16,774,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答えいたします。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第18号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第22 第19号議案平成24年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第19号議案平成24年度水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては資本的支出に関する補正でございます。資本的収支では樽ヶ沢浄水場の急速攪拌機の更新工事1機に掛かります建設改良費900,000円を増額するものであります。この補正によりまして資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額96,600,000円を97,500,000円に改めるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第19号議案平成24年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第23 第20号議案新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第20号議案新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。新田地区の高齢者支えあい拠点施設が9月下旬に工事が竣工し、11月1日から供用を開始いたします。この施設の管理及び運営についてより効果的、効率的に運営するために、地方自治法の規定に基づきまして指定管理者として新田自治会を指定するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか  
（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第20号議案新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

午後2時25分 散会

平成24年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年9月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖  
北沢正文  
中村明美  
竹沢秀幸  
坂本紀子  
浜田 稔

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖                   2番 宮下 寿  
3番 浜田 稔                   4番 三浦寿美子  
5番 竹沢秀幸                  6番 北沢正文  
7番 倉田晋司                  8番 中村明美  
9番 坂本紀子                  10番 堀内克美  
11番 平沢 晃                  12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 市村晶子



## 本会議再開

開 議 平成24年9月10日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。なお、本日の一般質問については林代表監査委員にご出席をいただいております。代表監査委員にはご多忙中の中ご出席いただきありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

1番 久保島 巖 議員

1番 久保島議員  
それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいります。6月定例会の私の質問の中で、今年度の防災訓練はどの様に行われるのかお伺いいたしました。町長はマンネリ化が否めないで少し形を変えた実効性のあるものにしていきたい、来年度以降も時間帯の設定も含め住民の多くの皆さんが参加出来るものにしていきたい、そうお答えになりました。まあ9月2日までには時間もなし防災計画の見直し中でもあります。まあ正念場にきているというところでまちづくり懇談会の内容も加味しなきゃならないとなれば少々無理かなというふうに思っておりましたが、正直多少期待はしておりました。ところが蓋を開けて見てびっくり、私が持ち合わせているボキャブラリーまあ少ないもんですから、それでは丸投げと言ってもいいんだらうと、表現しえないそんなものでした。区はもちろん耕地・自治会も困りました。怒っています。反発も残ってしまいました。それでも耕地・自治会は独自に訓練とか研修会とか知ってですねそれぞれに立派な成果を上げたというふうに私は思っております。なぜ今、町行政主導ではなく自主的防災訓練に取り組んでもらいたいのか、この説明が不足もしくは無いままに町が投げ出してしまったというふうに捉えられたということです。まちづくり懇談会の内容も加味されず、まったく当てにならないなあという意見もございました。3. 11以来いざという時には行政も大変だ、手が回らない、自分たちの出来ることは自分たちでしなきゃならないねって思っていたのに、行政はだめだ、役場は何もやってくれない、じゃあ自分たちでやるしかないね、結果は同じかもしれないけれども全体今後の協力体制と信頼関係っていうものに大きな影を落としてしまいました。見直し中の防災計画これが完成後、新概要版や、新ハザードマップの周知徹底をして、それからでもですねそういうやり方は遅くなかったんじゃないかと、例えばその前にやることがあったとすれば問題になっていた防災無線の難視地域があったとそのチェックをするとか、避難路のちょっと確認をするとか、第一次避難所が不適切だといわれているところもあるので、そこの適性はどうかっていうこともチェックすると、それから耕地境とか区境の人達はじゃあ隣の区に受け入れてもらえるのか、隣の耕地に受け入れてもらえるのかっていうことも全然検討されていないわけですから、その辺の融通性とかその辺は行政でなきゃ調整、調査はできない部分だと思うんですね。そこもやる必要

町 長

があつたんじゃないかと、まあ安否確認だつてもうちょっとレベルを上げればプライベートうんぬんじゃなくてですね、昼間の人口、夜の人口、夜の形態等も調べた中で安否確認をしてそれをだんだんに上に上げていくという方法をとると、こういう見直しのやりかただつてあつたと思うんです。防災計画見直しの中でその内容もまだ周知されていませんし、コンセンサスも得ていないというところで、なぜ住民自ら自分達の命は自分達で守りなさいという部分だけ先行したのかっていうことですよ。再度、今年度の防災訓練はどの様な趣旨考え方で実施されたのか、簡単に結構ですのでお答えをいただきます。

それでは久保島議員の質問にお答えをいたしますが、まず最初に今年度の防災訓練の趣旨とまあ姿勢ということでその趣旨は何に置いたかというご質問でございます。いろいろあのちょっとシビアな捉え方の中でのご質問を今いただきまして、ちょっとこちらの受け止め方とは見解が違う部分もございますけれども、またその辺につきましてはあの具体的な打ち合わせをいただいた内容について担当課長の方から申し上げますけれども、私の方からは一通り今年取り組んだ1つの考え方について申し上げたいというふうに思います。今年度のまちづくりの懇談会のテーマを防災に設定をしたと、飯島町地域防災計画の概要について説明を申し上げながら、町民の皆さんから多くのご意見をいただいております。今回特に各地区における被害の想定、それから避難方法、自主防災組織の強化、要援護者の安全確保、安否確認、防災訓練の実施方法等々、多岐にわたってご意見をいただいたところでございまして、町民の皆さんの防災意識の高さを身をもって感じてまいりました。現在まあ今お話のように防災会議を第1回目を終わらせて、昨年度から見直しをしてきました内容に合わせて審議を今いただいております。概ね3回ぐらいのこの防災会議の中で煮詰めてまいりました。そして並行して県の防災計画との整合性を図るための調整を行う今後予定でございます。そこで今年度の防災訓練につきましては既に9月2日、日曜日に実施をいたしました。訓練の中身につきましては6月の議会でも申し上げましたように、まちづくり懇談会の中で訓練方法等についても多くのご意見をいただいたところでございまして、特にあらかじめ決まった時間帯や内容での訓練はマンネリ化をしており変える必要があるというようなことも指摘をいただいたところでございまして、その辺も踏まえて今回の訓練につきましては4区の区長さんとも協議をさせていただく中で、耕地や自治会単位の自主防災組織を中心とした訓練の内容、特に初期避難に重点を置きまして耕地や自治会長さんの指揮の下に、避難場所への的確迅速な避難誘導、避難経路の確認、避難弱者と呼ばれておりますそれぞれの皆さんの安否確認などを中心に取り組んでいただいたところでございまして、決してあのこちらとしては丸投げという考え方は持っておりません。区長さん方のご意見をお聞きしてできるだけその意に沿った形でまあお願いをしたという形でございまして、全て今年度の訓練でこのことがマスターできるというものでもございませぬ。今後反省すべきところはしながらまた更に実践的な訓練を来年以降も続けていく必要があるというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

久保島議員

課長の答弁結構です。その趣旨がですね耕地総代さん、自治会の総代さんですか、にはですねうまく伝わっていないと、内容をですねこれこれこういうものがありますのでこれに取り組んでくださいっていうことはなくって、自由にやってくださいっていう話になっていました。それで私はですね今回は防災訓練の見直しということも含めて防災計画が

見直されているということで、データを取る最良で最後のチャンスだったというふうに思うんです。で、それを逃してしまった、いろんなデータが取れた、まあこれからですね多分その報告書が上がってくるというふうに、あの私も耕地の役員をしますので、いつていましたんで、報告書を上げるんだというふうになっています。計画を立てて報告書を上げると、でその中でいろんなものが出てくるんだらうと思いますが、それがじゃあ防災計画の中に織り込まれるのか、3回の会議をやってそれで計画を立てるんだという話でしたけれども、昔の防災計画こんなに厚いですよね、で今回もこんなに厚い。これを2冊をどんと委員の皆さんに渡してさあ皆さん見てきてくださいと、これは見直しじゃありませんよね。まちづくり懇談会の話じゃどういうふうに消化してその中に載せていくのか、で今回の防災訓練の耕地の中の報告書の中をどういうふうに載せていくのか、というのが見直しだというふうに思うんですよね。今後その3回でまとめるという防災計画の見直しですが、そういった住民の声とか心配とかっていうのがですねちゃんと織り込まれるかどうか。町長が前からですね3. 11の以来、住民の安心安全が第一だとおっしゃっているのにかかわらずに、何かですね防災計画の見直し、行政からもらった報告書だかそのアレですよ概要版じゃなくて計画書それありきで事が進められているんじゃないかというふうな心配をするんですがその点はいかがでしょう。

町 長

今回のまあ防災計画の内容等につきましては現場の声、それから全体としてのまあ報告書の上にまとめという作業をしていかなきゃならないというふうに思っております。今おっしゃったようなご意見も当然出てくるかと思っておりますけれども、そうしたことを中心にしてまとめを行いまして、今後の防災計画の表現の中には当然これは生かしていくべきだというふうに考えております。

久保島議員

是非ですねその町民の声を生かしていただきたい。そうしてですね単に机の上だけの防災計画にならないようにしていただきたいとこんなように思います。さて町長はですね今年の8月15日の成人式の式辞の中で「釜石の奇跡」のお話をされました。昨年の9月私の定例会で一般質問で取り上げた話を引用していただいた、まあそんなことはないかもしれませんが、まあしかし町長とちょっと捉え方が私は違います。「釜石の奇跡」はですね起こるべくして起こったというふうに思うんですね。自然発生的に起きたわけでも、子ども達や住民がですね自らの発想で行動したわけでもありません。確実に基礎、確かな礎があったということでございます。釜石の教育委員会は平成17年から群馬大学大学院災害社会工学研究所の研究室のですね、片田敏孝教授、そして金井昌信准教授と協力してですね釜石の小中学生に防災教育に取り組んできました。平成18年実は1年目ですね、に千島列島沖の地震があったその時に避難率がですね10%未満だったと、これはいけないということで子ども達の下校時の避難計画を立てさせたり、津波の脅威を学ぶための授業も増やしてですね年間5時間から10数時間、まあ年によって違うんですけども充ててきたと、そして町長が式辞で引用された避難3原則というのを徹底してたたき込んできた、1は想定に捉われない、2は状況下において最善を尽くす、3は率先避難者になる、この3つです。地震直後、鶴住居小学校の児童は校舎の3階に避難を始めていました。普段から合同訓練をやっている隣の釜石東中学校の生徒は校庭を走りぬけて高台の指定避難所を目指して走っていました。それを見た小学生は校庭に駆け下りて中学生の後を追いました。そして到着した避難所、ここでまあ一旦避難したわけですが、ところがその避難所

の裏山がですね崩壊の危険性があると中学の教師がですね指摘をして、更に高台のデイサービスセンターまで駆けだしたと、その時に中学生が手を引き大人達も一緒になって駆け出しているという様子がですね、いわゆる「釜石の奇跡」として有名になったこの写真でございます。まあこれがまあいわゆるね代表的なものです。しかしこれだけではありません。既にですね7割の児童が下校していた釜石小学校というところがありますが、そこでも全員無事でした。おばあちゃんと自宅に居た児童は祖母を介助しながら避難をした。更にですね指定避難所に行った公園ですねそこに居た子ども達も津波の大きさについてですね見て、これはいけないということで更に高台に非難したと、いわゆる状況下において最善を尽くすということをしたわけですね。で、釜石の子ども達はこの避難3原則を見事に生かしたということでございます。まあそれにはね群馬大学の片田教授の働きもあってでしょうが、市及び教育委員会のですね熱い思いと7年間に亘る継続的な努力があつてきたと、一度や二度の講演会や講習会、年1回の防災訓練でそれができるものではありません。まあ先日ですね飯島中学校と小学校が合同訓練を行ったという新聞報道がありました。それぞれ一旦校庭に避難して中学生が各耕地ごとに分かれた小学生を迎えに行くという形で更に避難をしたということですね、これはですね非常に良いことだというふうに思います。去年から取り組まれていて非常に有意義なことだというふうに思うわけですが、ただ心配なのはその純粋な中学生の子ども達がですね小学生を救出に行かないかなと、こうしているとですね二次被害の危険性もあるのでもちょっと心配だというふうに思います。将来を担う小中学生はもちろんなんですが、年寄りまで一人の犠牲も出さないぞという信念とですね情熱の下に、行政が強力に熱い思いを持ってですね防災教育ということに徹底的に力を入れていただきたいというふうに思いますが、この防災計画の見直しの中でその辺は織り込まれているんでしょうか、今後の姿勢についてお伺いいたします。

町 長

先のまあ成人式の私の式辞の折りに少しまあ時間を割いてこの「釜石の奇跡」といわれるこの感動的なことについて、新しく成人者を迎えられた方にこの感動を大人になってからもまあひとつ胸の中に入れて、それからまた自分達の防災に対する考え方、備えというものもやっぱり知ってほしいという意味で申し上げたわけございまして、あの決して他の気持、他意があつて申し上げたことではございません。そこであの今お話のこの「釜石の奇跡」といわれるこの子ども達が実際に行動として取り組んだこの例、大変まあ素晴らしいことであつたと、これはなかなか一朝有事にできるものではなくて、やっぱりそうした積み重ね、訓練の積み重ねや意識の積み重ねが初めてこうした行動に結びついたのではないかということで、それはあのおっしゃるとおりだと思います。まあこれは起点になったのはいろいろあの群馬大学の先生、お話のあつたとおりであるかと思っておりますけれども、今までの明治時代からのこの大災害、津波等の経験を基にそのことを釜石としてまあ受け止めたというふうにことだろうと思います。そこでまああの学校教育につきましてもこのことをやはりあの防災意識の高揚教育という面で取り入れていく必要があるということはおっしゃるとおりだと思いますし、またこれはあの学校現場との十分連携をとりながらやってまいりたいというふうに思っておりますし、それから防災計画の折りにも各施設、機関ごとのまた訓練対応、災害対応等も出てまいりますので、その中でまた十分斟酌をしていくべきものであろうというふうに考えております。

久保島議員

是非ですね町長が普段からおっしゃっている町民の安心安全ということに関してです

ね、情熱を持って取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。2番目にまいります。今年度もですね昨年に引き続きまして鳥獣被害対策の防護柵の予算が計上されておまして、着々と準備が進んでいる、もしくは仕事が入って進んでいるんだと思います。現状のですね進捗状況について簡単に結構ですのでその辺をお話いただきます。

町長

2つ目のご質問は鳥獣害対策でございます。今年度のこの事業の進捗状況ということで申し上げますが、今年度の獣害防護柵の設置事業でございます。これはあの予算の方でもお願いをしてございますけれども、飯島町の農作物の有害鳥獣駆除の推進協議会、ここがまあ主体となっていていただきまして、国の平成23年度東日本大震災の関連の農業生産対策交付金、この交付を活用して猪、鹿の侵入防護柵、今年度は11.2キロメートル、事業費で42,560,000という事業枠で実施をしておりますところでございます。この進捗状況につきましては3月、4月に地元説明会、それから5月に現地測量、7、8月に管理等の検討会を地区ごとに開催をしております。防護柵の設置工事につきましては地権者の皆さんや関係の皆さんの同意をいただきまして、9月中の緩衝帯の整備、それから10月着工、12月竣工予定で補助事業に今着手をしておりますということでございます。

久保島議員

着々と進んでいるということでございます。8月にですね管理体制等の地元調整があったということでございます。昨年度の日曾利地区の防護柵についてはですね維持管理等管理について地元の協議会というんですか協同組合とおっしゃるんですか、その皆さんがですね草刈りをしていただけるという話でございました。まあ防護柵もですねあの据えっ放しというわけにはいきませんので、必ず緩衝帯等の草刈りがいるわけでございますが、西山地区についても説明があったということでございます。どうも私が聞くところによるとですね非常に混乱をしたというふうなこともございました。その辺でですね、体制っていうのがうまく整ったのかどうか。それからですね維持管理のために他に余分にですねプラス補正予算等が必要になってくる場面があるかというふうに思いますが、その辺はどうなんでしょうか。現在の管理の進め方等についてとその予算についていかがでしょうか。

町長

この7、8月に地元の維持管理の説明会をして、いろいろ協議を願っておるわけでございます。あの承諾をいただいております進む方、それから地区によってはなかなかあのこの考え方の捉え方が違った部分もありまして、なかなかあの事務方の方でも苦勞をしておりますということでございますが、再三再四まあ区長さんも交えたりして協議を行っていただきまして、概ねまあ方向が出てまいったというふうに受け止めておるわけではありますが、今後更に詰めてあの、作るばかり作っても管理のできない柵では困りますので、そんな対応をしてみたいというふうに思っております。それからあの設置工事の方の予算と管理の方の予算とまあ両方まああるわけでございますけれども、これがあの少しまあ国の予算枠がだいぶあの希望カ所が多いというようなことで少しまあ心配をしておりますが、今度のあの、もし開催されるならば国の臨時国会の中で補正予算を期待しておりますわけでございますが定かなことは今のところ分かっておりません。またあの同様に維持管理につきましても当然あのいろんな形の中でも予算が考えられるわけでございますけれども、その動向を見ながら必要があれば補正予算対応と、建設工事の方も含めてですね必要になってくるのではないかと、ただまああの差金の問題もいろいろ出たりしてまいりますので、その辺を整理したうえで最終的に判断をしてみたいというふうに思っております。

久保島議員

住民、受益者っていうんですかね、そこからですね負担金が増えないようなことをで

すね是非お願いをしたいというふうに思うところでございます。是非ですねうまく予算対応ができればというふうに思うところであります。次にですねまあ有害鳥獣の対策ということになりますと個体調整ということも必ず必要になってくるというふうに思います。今年度も罾も含めてハンターの状況っていうのはどうなのかなあとというふうに思っています。予算でもですね駆除対策罾購入費ということで80,000円、それから狩猟免許の取得補助でですね26,000円というのが計上されておりますけれども、この消化状況等それから現在の町内のハンターの皆さんの状況っていうのはいかがなものですか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長

罾も含めたまあハンターさん、この現在の町の状況から申し上げますが、飯島町におきます平成23年度なんですけれども、この狩猟免許の所持者数、これは第1種の銃の関係になるわけでございますけれども、この免許をお持ちの方が13名、それから第2種は空気銃になりますが1名、それから罾罾13名というふうになっております。それから有害鳥獣駆除と個体数の調整の従事者は狩猟者の登録者で有害鳥獣駆除従事者講習会というものを受講した者が当然のことながら従事者になるというふうに定められておまして、飯島町の23年度の有害鳥獣の駆除、それから個体数の調整従事者は延べで第1種、これは銃の関係が13名、罾が12名、実数で17名というふうになっておるわけでございます。まあこれはあの狩猟には銃刀法やそれから鳥獣保護法等によって様々なその講習や検査、それから遵守すべきその義務がいろいろとまあ義務付けられておまして、維持経費等の負担が大変大きいということからもこの狩猟者の確保が大変困難な状況にあるということございまして、飯島町では狩猟の免許取得補助、今お話のございましたような補助制度をもって、罾の方の免許取得者がだんだん増えてまいりましたけれども、第1種の銃の方の免許取得は減少傾向にあるというようなことで、大変まあ深刻といえますかなかなか難しい問題を抱えておることは事実でございますので、今後またあのそれぞれこの取得者の数を増やすような努力を積み重ねていかなきゃならないというふうに思っております。

久保島議員

そうしますと今年度まだ新規の方はいらっしゃらないということによろしいんでしょうか。

産業振興課長

今年度もですね助成等につきましては80,000円計上させていただいておりますけれども、今のところまだ実績がありません。

久保島議員

まあハンターの確保ということがですね思うように確保されていないというところを感じるところでございます。また高齢化っていうこともですね懸念をするところでございます。お隣のですね静岡県では狩猟人口の減少、高齢化、捕獲作業の停滞が懸念するということでですね、自治体職員による狩猟免許取得の促進対策を検討し始めたということでございます。町長もおっしゃったように協議会っていうのがございまして、平成20年2月からですね各自治体がそういう組織をつくることのできるというふうになっておりますので、免許取得とか銃購入とか、それから銃の保管場所、それから捕獲業務の特別手当、それから事故の時の身分保証等についてですね検討を始めたという新聞報道がございました。当町もですねそういうふうにはハンターが確保できないということであればですね、自治体の職員の皆さんの中からハンターを育成するというようなことも必要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

町 長

まあこのハンターの資格取得それから確保、育成という問題はなかなか今言ったように難しい問題もあるわけでございますけれども、今、静岡県のお話もございましたが、長野県も唯一のまあこの一番の被害県であることはまあ事実でございますので、阿部知事の方もこのハンターの確保対策というものを、県の林務部が所管になりますけれども、本腰を入れて今始めようとしておるわけでございます、いろんな補助制度やら、それから県職と自治体職員とのまあ免許取得についてどう整合性が図れるかどうかっていうことも、いろいろ議論をされておるようでございますが、そこであのなかなかこの一概にハンター免許の取得というふうに申しまして、この実際に銃等を保持いたしますとその保管管理の厳しい問題もございます。それから罠におきましては設置後は毎日この見回りを行っていかなきやならないというようなこと。それから罠に掛かった動物は放置できないなどのまあいろんなあの制約事項があるわけでございます、こうした点から考えると仮にまあ町の職員がこれを義務的にですね免許を取得するような対応を講ずるということはちょっと不可能ではないかというふうに思っております。ただあの職員の中にも自発的にそうしたあの罠等の取得を考えておる職員も、あの現に事実もございますけれども、おるわけでございます、こうした気持ちをまあひとつ助長するような形の中で支援をしたりしまして、できるだけ県の施策とのまたどういうふうに出てくるかはちょっとまだわかりませんが、ひとつそうしたあの考え方も踏まえてですね、町としても考えていく必要もあるかなあというふうに、いずれにしてもこれは義務的にあの職務命令的にこれを取るよというふうなことはちょっと出来かねるということをご理解をいただきたいと思っております。是非また久保島議員もこの罠等についての取得をしていただければ大変ありがたいということでご期待を申し上げておるところでございます。

久保島議員

私もですねそのような能力があればというふうに思っておるんですが、何分にも足腰が弱ってまいりまして山を駆け上がったたり登ったりはですねつらくなってまして、口だけが達者になってきまして大変申し訳ないというふうに思っております。まあ是非ですねあの義務的にでもなくても結構ですので、職員の中にもですねそういう心掛けがある方がいらっしゃるんであれば是非町としても応援をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

さてですね伊那市の高遠に伊藤寿成さんとおっしゃるんでしょうかね、若い猟師さんがいらっしゃって若干22歳ということですね、しかしまあ腕前はたいしたもんだということで、彼の活躍ですね際立った成果が上がっているということで新聞でも発表されました。伊藤さんはですねせっかく獲った鹿を捨てるのはかわいそうということで、必ず肉を有効利用するんだというふうにおっしゃっておられるんですね。で当町も今町長おっしゃったように罠に掛かったものをそのまま放置するわけにはいかないということでございましたが、殺処分後の対応っていうのはどうなっているのかなあちょっと心配するところでございます。是非ですね、伊藤さんのおっしゃるようにジビエの獣肉としてですね流通させるルート、方向等がね確保されているのかどうかそれをお尋ねしたいところでございます。飯島町はまああの議長もよくおっしゃられますが、6000年の昔からですね農耕を行いながら野山の木の実を採ってですね、魚を獲り、それから山の獣肉をですね獲って営々と暮らしてまいりました。飯島町は昔から人が暮らしやすいところだったというふうに思うところですね。それからまた家族同然に暮らしてきた農耕馬、これがもし亡く

町 長

なってしまったときには、その弔いをですねその肉を食べて弔ったと、それが馬肉の食文化に繋がったというふうに聞いてもおります。通告後ですねこの原稿をまとめていましたらですね、新聞に中川村ですね9月3日付ですが総務省の緑の分権改革、まああのこれは過疎対策にもなっているんですが、鹿肉の有効利用を図るということで加工所等を整備していくという計画でございます。それで補正予算がですね15,700,000円付いたと、それを今議会で上程するというニュースが入ってまいりました。これを見ましてですね、しまった、先越されちゃったなというふうに思ったわけなんです、可能かどうかはちょっとわからないんですけども、この中川の計画にですね1枚加わることができないかなというふうにもちょっと思っています。まあヨーロッパではこのジビエの肉としてですね鹿肉は定着していますですね。今後はですね鹿の肉や猪の肉をですね適切に処理して、流通させていくと食べていくんだということも鳥獣害被害対策の一面からも必要じゃないかなというふうに思っています。また是非ですね、これを言うちょっと教育長が顔をしかめるかもしれませんが、学校給食のメニューにもですね鹿肉のものを取り入れていただいて、子ども達にですね自然の恵みの1つとして味わってもらってですね、この地区はそういう肉を食べる習慣があるんだよということを教えていくということも必要かなというふうに思います。併せまして町長にこの肉の処理状況、また流通状況等が確保されているのかどうか、併せて町長の所感もお伺いいたします。

それぞれのまあ有害鳥獣等を駆除した後のその利活用の部分でございますけれども、なかなかあの難しい問題も含んでおるわけでございます、現在の飯島町の状況につきましてはこの駆除した、猟友会等でお願ひした駆除した後の始末については一応、土中、埋設処理ということが主体でやっております。あの一部にはちょっと今お話のあったような伊那の伊藤さんあたりとの連携もあるようでありますけれども、なかなかそうあのまとまった数字、個体でもってというような対応はしておらないようでございます。それであのこの近隣ばかりではなくて長野県全体に今この、特に鹿の肉の有効ジビエの活用ができないものかという研究がだいぶ進んでまいりました。特にあの下伊那地方に多いわけでありまして、取り組んでおるようでございます。県も本腰を入れてその促進をまあ進めておるというふうに聞いておるところでございます。そこであの県内のこの鹿肉につきましては平成23年10月の時点でございますけれども、処理販売業者が10件10業者、それから飲食店の鹿肉利用のお店が約90店舗というふうにはなっております、全体としてはその捕獲した頭数のまあ約わずか1割という程度というふうに言われておるわけでありまして。それから特にこの鹿なんかの肉につきましての捕獲の時期というものが春から秋にかけて、ちょうどまあ今しがたとかこの夏のシーズンになるわけでございますけれども、これにあの中心に固体駆除が実施されますので、そういたしますと温度との気温との関係なんかは非常に傷みやすいと、迅速なその処理が要請されるということで、そこへ持ってってまあ頭数がだぶつくというようなこともありまして、なかなかその処理がうまくいかないということでございますので、実際のあのそこに送り込んだ個体の2割から3割ぐらいがそうしたジビエの方に回るというふうなことが言われておるわけでございます、しかもその処理費用もなかなか嵩むというようなことでこれがあの、底辺がどんどん拡大していくというような状況にはないというふうに伺っておるところでございます。今あの中川の例なんかもお話にございましたけれども、今、飯島としてこの食肉加工

工場を自前の考え方の中でまあ建設をしていくというような考え方は持っておりませんが、またあの猟友会等とも通じたり、また中川の状況も見たりして、もしこれに参画できるようなものがあればこれはまたいいんではないかというふうに思っておりますので、検討をしてみたいというふうに思います。学校給食のことにつきましては教育長の方からお答え申し上げます。

教育長

学校給食への導入ということではありますが、まだジビエ料理というのがそれほど一般化されているものではないですし、一部の愛好者が食するというそういう文化があるように思います。あの子ども達の嗜好、それから保護者の理解を得ていくにはかなり段階を踏んでいかないと導入については難しいかなというふうに現在のところでは思っております。

久保島議員

是非ですな中川の計画にですなうまく乗ればいいなというふうに思っているんですが、とにかく捨ててしまうということではですな非常に命あるものでございますので、いくら害を及ぼしていると言いつつそれは忍びないなというところがございます。是非前向きな対応をお願いしたいというふうに思います。さて3番目にまいります。3大都市圏からですな過疎地域に一定期間住み着き、地域の活性化に携わる地域おこし協力隊という取り組みがですな県内でも広がっているということでございます。都市部の人材を活かして地域振興を図り、将来の定住も促すということで総務省の制度でございますけれども、現在県内でも45名が活躍中ということでございます。受け入れ自治体に隊員1人当たり年間3,500,000円の特別交付税が交付されると。報酬に2,000,000円以内と、活動費に1,500,000円ということで定められております。住宅とか車もですな活動費に含まれるということでございますので、まあそこそこ生活はしていけるというようなものかなと思います。飯島町はですな幸か不幸か条件不利地域いわゆる過疎には入っていませんので、最初はですなこの指定には入りませんでした。ところがですな平成23年から一部要件が緩和されまして、飯島町でもですな3大都市圏からは受け入れができるというふうになりました。この辺検討した経過、また取り組みした過去でございますでしょうか。先ずそこからお伺いいたします。

町長

3番目のご質問は今総務省が提唱をしておりますこの地域おこし協力隊についてのご質問でございます。これの研究過程、今後の取り組みといった内容だと思いますけれども、お話にもございましたけれども、この地域おこし協力隊は地域力の維持強化を図るために地方自治体が都市の住民を受け入れて、地域おこし協力隊員として委嘱をして一定期間以上この地域で生活しながら、農林業の応援や水源保全、監視活動、住民の生活支援など各種の地域活動に従事をしていただくと、こういう制度になってございます。飯島町でこれまでこの事業についての取り組みは全然ございませんけれども、いろいろ情報を集めておることは事実でございます、都市部から当町へ転入をし協力隊員として各種事業に従事をしていただくということは、今町が進めております定住促進構想これにもつながる大変有効なまあ考え方取り組みであろうというふうに思っております。私もあの先日上京の折りにこの地域おこし協力隊の事務局がでございますこの地方への移住交流推進機構、これはあの財団法人の地域活性化センターという1つの総務省の外局になるわけでございますけれども、そこにお邪魔をいたしまして様々な情報をお聞きしてまいりました。特にあの長野県でもだいが知事もこの辺のところを力を入れておりますし、なにしろ総務省が挙げて

今これからの時代の中で交流を含めたその取り組みということで、特別交付税措置も含めて大変有利なあの交付金が交付されるということで、力を国も入れておる施策でございますので、そうしたこともいろいろ考えてまああのこの考え方を構築していく上にはいろいろなあのまたケースを研究しながらやっていく必要があるかと思っておりますけれども、是非新年度に向けて前向きにこの制度を導入して取り組んでまいりたいというようなことの中で、これからあの総務省それから地域活性化センターとのひとつの連携を一層密にして考えてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

早速来年度取り組んでというお返事をいただいてしまいましたので次の2番目が非常にやりにくくなったんですが、まあ町長もおっしゃいましたように、流れ図としてはですねまああの最初に大体の枠を決めてもらって予算措置をしてもらうということが第一に必要になります。そして計画を出して募集をして面接等をして決定をします。そして委託をしてですね要するにここで委嘱してもらって住所をこちらに移してもらうと、それで初めて交付金の処置を基礎数値ですかそれを上げるというふうになって、そこで交付がされるということになるんだらうというふうに思います。それでですねそのまあこの中にも載っているんですが、ポイントとしては協力隊、それから受け入れ地区、自治体の三者がですね連携結束がポイントだと、それから地域と自治体がですね将来ビジョンを持って、それから協力隊に対するミッションを明確にするということが必要だというふうになっております。まあちょっと前段でお話をしました鳥獣害被害対策の件、それからそれに関連してですね里山整備、それから森林整備等でですね間伐等がなかなか進まないという状況もあります。で3大都市圏からですねそのような仕事でもいいからということで来てくれるということはこれは大変ありがたいというふうに思うところですね。都会の隊員が新たなその知識を導入する技術を持ち込んでくると、地元はですな隊員をどう受け入れて、どう働いてもらうかと、他人が入ることによって地域がパワーアップするということはもう実証済みでございますので、これは非常に有効だというふうに思います。まあ農業問題でですね後継者問題っていうのも含まれてきますので、これもいわゆる身内ではなくてそういった若者でもいいんじゃないかなというふうに切り口を考えていく必要もあるだろうと、まあ限界集落等でですね集落の運営に困窮してくるという場がこれから出てくるかもしれない。まあその辺も効果があるだろうと。山の作業とか農作業を主体に考えてもいいということでございますので、今までですな定住をいろいろ促進してきてても仕事がないなあと思っていたんですが、これで来て仕事があると、それから交付税が取れるということになれば非常に有効だというふうに思います。まあ県内でですね各地でも林業の作業とか農作業とかに取り組んでいる若者がいるわけでありまして、是非町長もおっしゃるように来年度前向きに取り組んでいただきたいと。まあたぶんですねそのハードルは結構高いのかもしれないですね。だからそこがちょっと心配ではあるんですが、ただですね飯島町は子育て支援ということに関しましてですね非常に優れている。全国にも誇れるものだと私は思いますし、この環境もですね素晴らしいものだというふうに思いますので、是非その点からもですね全国一番に受け入れてもいい自治体ではないかというふうに思うところでございます。是非ともですねアピールをしていただいて町長自らセールスマンになっていただいて、募集をしていただければと思うところであります。町長もおっしゃっていただきました。来年度の取り組みということを是非受け入れに向けて取り組んでいかれる



ということでございますので、もう一度その辺のお覚悟お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

町 長 あのお話のように真正に手を挙げてまあ取り組んでいくことはいいんですけども、やはりこの一番基本となりますのはこの受け入れ態勢、どういう受け皿でもってこの仕事を考えていくかということが一番のクリアしていかなきゃならないハードルが高い部分であります。単なるあの1人の希望者を受け入れて、作業的にはまあお手伝いをしていただく内容とメニューはいろいろあるわけでありましたが、例えばまあ農業のお手伝いでありますとか森林整備のまあ林道沿いの草刈りなんかも含めて間伐、除伐、その他まあいろいろあるわけでございますけれども、1人単独でこれが成し得るといふことにはなかなかまいりません。今までもあの森林税活用したあの民有林整備やってまいりましたけれども、これはやっぱりあの機械力、機動力も伴うことが必要ですし、それから人員体制のその1人ではなかなかできない部分も森林組合へ委託しておるような部分もございまして、その辺のところをどう整合性を図ってこれに取り組んでいっていかうところを最大のまあひとつのこの課題があるということだけはひとつご承知をいただきたいと。なかなか簡単にいくというようなわけにも、ただこのことが1つでも2つでも実ってですね、将来その方が縁あってここに定住をいただくというようなことも全国的にはあるようでございますので、その辺のところもまあ期待をしながら総体的にこの事業を考えてまいりたいとこういふことでございます。

久保島議員 確かにその通りでございます、受け入れ側がですねしっかりしたビジョンとそれから何をしてもらうのかというミッションがですねしっかりしていないとどうにもならないと。それからまあいろいろな作業をするのにどうしてもグループの仕事っていうのは出てきますので、そのグループの中にどういうふうに溶け込ませるかということが大事になってくるかというふうに思ひます。だから地域の皆さんの間いかけと、それからその皆さんをですねどういふふうに説得していくかということも必要になってくるだろうというふうに思ひます。是非前向きな取り組みをご期待申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

議 長 6番 北沢正文 議員。

6番 北沢議員 それでは通告に基づきまして一般質問を行いたいと思ひます。飯島町は今実りの秋を迎えまして、飯島町が最も活気付く季節となりました。稲の刈り取りも明日11日から今月いっぱいピークとなります。この時、農作業の車や作業する方々が頻りに道路を行き交うわけでありまして、是非、交通安全や農作業の安全にはご留意をいただき、秋の収穫をお互いに喜び合いたいものであります。またこの時期、町内10社の神社が秋祭りを迎え、今年の収穫に感謝し大三国の打ち上げや綱火などが行われます。本当にこの地に住んでよかったですと実感する季節でもあります。今年は一雨欲しいところではありますが、好天の下、秋の取り入れや秋祭り、小学校や保育園の運動会が行うことができるようお祈りをいたすところであります。

さてこうした中、今年の8月2日には産地形成促進施設、道の駅「花の里いいじま」がオープン10周年を迎えました。今回の質問の1点目はこの節目を迎えた道の駅「花の里

いいじま」について、この10年を振り返るとともに更なる発展を町長はどのような戦略で臨まれるのか質したいと思ひます。質問の初めは道の駅運営に対して行政がどのように関わり効果をどのように評価しているかについて伺いたいと思ひます。平成18年には指定管理者による管理に方式も変わったわけでありまして、その辺のところも整理しながら今後の発展をどのように考えられているか伺いたいと思ひます。特にこの10年間で町が投資した経費、これは行政報告書にも毎年計上されておりますが、指定管理者委託料、保険料、マネージャー業務委託料、施設修繕料等の道の駅「花の里いいじま」に投資した経費は平成23年度の現在の決算審査の中で報告されている数字については、事業費11,797,000円余、その内町の負担額は6,397,000円余となっております。10年間では概算でどのぐらい、そしてその効果をどのように評価し、またその評価を踏まえて次の発展にはどのような戦略をお立てになっているのか先ず伺いたいと思ひます。

町 長 北沢議員第1点目のご質問は道の駅「花の里いいじま」が操業開始以来まあ10年を迎えて、その10年間の評価をどう考えて次の発展にまあ繋げていくかということを中心に、先ずこの10年間に町がこれに投資をした経費でございます。そしてこれをどのように評価して発展に繋げていくかというご質問でございますが、道の駅「花の里いいじま」が平成14年の8月にオープンをいたしました。今年でちょうどまあ10年目ということでございまして、この間町の投資した経費につきまして项目的に申し上げますと、先ず指定管理の委託料として1,600,000円、これはあの今お話にございましたように平成18年から町の指定管理者制度に乗った委託料でございます。それから県有施設の管理委託料として15,000,000円、全てこれは10年間のトータルの数字でございますが、それから保険料で1,000,000円、マネージャー業務等の委託料で98,000,000円、これはこの内「花の里いいじま」の利用組合からの負担を約半分余りいただいておりますので、町の実質支出した額は48,000,000円という形になりますが、半分弱という形になります。それから施設等の修繕料が若干掛かっておりまして10年間では3,400,000円、合計いたしますと69,000,000円というものが町が直接投資、補助等でした部分も含めてあるわけでございます。それからその効果的な評価の部分にもつながる数字でございますけれども、平成23年度末、昨年でございますが、年度末現在の10年間の利用客数、これはあのレジを通ったお客さんの数ということでございまして、196万5千人ということでございまして。今年8月2日の10周年の折には200万を優に上回っておるということでございまして。それから取り扱い金額では2,330,000,000円というお金がまあ何らかの形で落ちておると。それからお客さんの1人当たり1回に関するこの平均的な単価という形になりますか、これは1人1日1回、1日というか1回2,000円というほぼ数字というふうになっております。まあこのようにこうしたことで利用客数それから取り扱い金額は順調にまあ10年間ほぼ一貫して右肩上がりで推移をしております、健全な経営が行われているというふうに認識をいたしております。また農産物等を出荷をしておる利用組合員数、平成23年度末で飯島町を中心にして、町外もまあ一部おられるわけでありまして、209名というふうになっております。それから道の駅「花の里いいじま」の全体の運営としては利用組合の役員をはじめとする組合員の皆様、それからマネージャーをはじめとする職員の皆さん、その他関係の皆さんの大変なまあご努力によって全体としては当初計画を上回る実績で今日まで来ておるといふふうに理解をいたしております。それ



からその一方でこのいわゆる道の駅機能、これがまあ基本機能でありますけれども、休憩施設あるいは情報発信施設があるわけがございますけれども、これにつきましても多くの通行者や旅行者の皆さん方にご利用をいただいております、利用者の利便性の向上と飯島町の情報発信に大変大きくまあ寄与しておるのではないかとこのように考えております。地域の連携ということにつきましては農産物等の直売やそれから後ろに控えておりますこの花卉ハウス、あるいはブルーベリーの畑、それからいちじくハウス、それから観光農園なんかの紹介によるこの高付加価値農業の推進というようなことと、それから農村女性を中心にした農産物の加工販売によるいわゆるまあ全体的には6次産業化というところにまあ結び付けておるとこのことでございます、この辺がひとつの大変まあ特色のある施設であろうというふうに思っております。そういう意味で道の駅の設置の効果は大変大きいというふうに考えております。なおまた道の駅「花の里いいじま」は隣接する株式会社「信州里の菓工房」、いわゆる栗菓子工場でございますけれども、これとの連携を図りながら共にまあ集客拠点施設としての飯島町の地域振興に大きな効果をもたらしておるとこのように思っております。今後は道の駅花の里利用組合と連携をする中で更なる考えられる事業拡大と道の駅の健全な発展を図るとともに、町の産業振興、情報発信の拠点施設として今後とも充実をしてみたいというふうに考えております。以上であります。

今あの10年間の町としての評価、それから今後に向けて道の駅の発展、まあそういったものをお伺いしたわけでございます。今報告された数字そのものを見ますと町長の言うとおりの右肩上がり順調に道の駅の経営がなされてきている、こういったところは私も実感をしているところであります、評価に値すると思うわけでございます。ただ今後も今のまま推移することでもいいのかどうか、そういった点について若干これから質問をさせていただきます。全体の今のお話については了解するところでありますので、その具体的な話については次の質問で明らかにさせていただきたいと思っております。次の質問につきましては道の駅「花の里いいじま」は条例にありますとおり産地形成促進施設という位置付けがなされておまして、設置目的は農業農村活性化に向けての産物及び農産加工品の販売を行うための施設という位置付けもされております。その他今報告のあったとおり町の情報発信拠点施設、その他の大きな役割を担って運営されているところでございますが、この農産物、農産加工品の販売、これを行うための施設という位置付けもこれは重要な位置付けにされるべきまあ条例の趣旨というふうに考えるところであります。で今成果の中にも1つございましたが農業の産地づくり、高付加価値農業の推進の分野にも位置付けられておまして、行政報告書ではその分野では道の駅に来たお客さんの数、まあこういったものがひとつの数値として毎年報告されているところであります。私はあの先日伊那市の長谷のざんざ亭というのがございますが、ここのまあ再開をして1周年という記念の行事がございまして、食を主題とした講演会を拝聴してまいりました。講師は「日本の食は安すぎる」などの著作があります山本さんでございますが、地産地消や現在の日本の食糧事情の話が中心でございました。食が都市化している現代まあ最近ではあのいろんな惣菜こういったものが販売をされているということで、まああの一方では主婦の皆さんがまあ力が抜けるといいますか少し楽になる部分もあろうかと思っておりますけれども、その反面その惣菜の材料はあまり気にならない、それから親から子への味や料理の知恵が伝わらないと、これではその地方に伝わる食文化が崩壊してしまうとこんなようなお話もございました。

またあなたの地域の特産は？伝統に守られてきた農産物は？というような問いかけがあったわけでございますけれども、私も一瞬声を詰まらしてしましまして一言言ったのは、まあ作物の北限、南限の地だもんで何でもできるんだけどそれだけにこれってねえなあと、まあこんなような感想をもらしたところであります。平成23年度の行政報告書では利用者数が報告されているように先程申しましたが、229,716人の利用があったというふうにされております。私考えると道の駅を訪れてくれた人の数も実績としては大切ですが、販売実績や農家が参加している販売者の実績、とくにまあ町内のこの道の駅の趣旨にかかわる農産物や農産加工品の販売こういったものがどう数字で行われて、そこに効果があったとこういった部分も大きくこの評価をするべきでないかというふうに考えるところであります。先ほど総額では60,000,000円余の多額の運営費の補助といえますか投資がなされているとこういった報告がございました。指定管理者その成果としてその数値にこそ重要さがある、いわゆる町内の販売の実績だとか、農産加工の推移がどういうふうになっているかまあそういったような数字こそが大切ではないかというふうに考えるところであります。まあ道の駅のような直接販売というのは飯島町でもこの道の駅の販売方式がまあ初めてではないかというふうに考えるところでありますが、まああの顔の見える信頼関係まあ信頼感と生産者が自分の生産物の価格を自分で決定できるとまあこういったものが道の駅の特徴でありまして、生産者、特に農家の努力も必要であることはもちろんでございますけれども、商品の生産、農産物の生産をこういったものの販売の戦略がなければ、まあ今言われている道の駅の関係者の皆さん200何名おいでになるということでございますが、この皆さんが10年経てばまあ10歳年を重ねてしまうわけでありまして、この継続ということについて若干の懸念を感じる、そういったことは明らかだと思っております。あの長々といろんな例を交えて申し上げましたけれども、このいわゆる道の駅がもう少しいわゆる農産物の販売、農産加工、こういったものの分野そういったものに重きを置く、もしくは飯島町で生産されたものが飯島町の住民の皆さんで購買していただく、まあ地元の皆さんとのそういった道の駅の利用関係そういったようなものを今後の戦略の中で取り入れていくことが必要ではないかというふうに考えるところでありますが、道の駅の果たすこの分野での評価と今後の戦略についてありましたら伺いたいと思っております。

町長

確かにまああの農家の皆さんが生産した農産物が、作るだけ作ってあとはあの価格の点では市場まかせということではこれはなかなか成り立たないわけでありまして、そういう意味からこの指定、この道の駅の産地づくりに結びつくようなこの対応、それから今お話にございました、できるだけ付加価値を高く付けて高付加価値のこの農業の推進につなげていきたいということの思いから今のこうした取り組みがなされておるわけございまして、確かにあのまだ十分とは言えない部分もあろうかと思っておりますけれども、そのところがいろいろ加工施設やそれから販売グループもそこに一堂に参画して高付加価値を付けてこの販売されておるとこの特色があるんだらうというふうに思っております。そこであの町外と町内とでどういうふうにするかその生産物が振り分けられてその販売されておるのかということの数字はちょっと持っておりませんが、年間利用客がだいたいまあ約23万人、これはレジを通った有料入場者といえますか、お金を落としていただいた方でございますので、これらがどういうふうにするかまあ購買につながっていくかということももう少し分析するような必要があろうかというふうに思います。それから先程の23億数

千万というのは1年当たりになりますと 270,000,000 円平成23年度ではお金が何らかの形で落ちておると、これが209名の利用組合の皆さん方にいろんなあ的大小それぞれあるうかと思えますけれども、還元をされていくという形だというふうに思っております。そういう意味であの道の駅の本来の機能である情報発信基地とそれから休憩施設基地とのこの組み合わせの中で情報発信しておるといことにつながっていくということでございますので、いずれにいたしましてもこれはあの飯島が提唱しております1,000クータル自然共生農場づくりの産地化、取り組み化、そうしたことを踏まえてのこの高付加価値農業への1つの取り組みという総体的な考え方の中では合致しておるんだろうと思います。まあ今後あの各町村といいますか近隣にはないわけではありますが、そうした地場産センターとの競合も当然これはあののしかかってくることは事実であります。町外を超えてのもの。それからいずれまた検討過程に入っていくことの取り組みも、そうしたことも考慮した中でこれからの発展策を考えていかなきゃならんということでございますので、またあの利用組合の皆さん方と共々いろいろと知恵を出し合ってですね、この永続的な振興策というものを更に考えてまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

まあ今後の継続発展についてそれぞれの知恵を出し合って戦略を練っていくと、こういったお話がございました。まあ私も実は道の駅の利用組合にも加盟しておりますし、直販部会にも加盟をしているわけでございます。まあ道の駅へ行ってみますと確かにマネージャーさんは一生懸命でありまして、集客そういった部分に非常に心を砕いている、その様子がわかるわけでございます。まあそのためには何か何をするかと言いますと、まああそことにかく商品が並んでいなければ、それこそ道の駅そのイメージが壊れてしまうわけでありまして、まああの町内からそういったものが出ないときは当然飯島産以外の物があそこに並ぶわけございまして、まああの数字的には私も承知しておりませんが、23億の販売がある内、まあその部分がだいぶ多いのではないかと、そういったもう実感を持っている方もいらっしゃると思います。まあ要は200余の組合員こういった皆さんがうまくその商品を作って販売ルートに乗せる、まあこういった分野においてはまだまだという感じがするわけございまして、まああの道の駅を訪れてくれた皆さんこういった皆さんが、その道の駅が今後発展していくためにはリピーターとなって再びこの農産物がよかったということを買いに来てくれる、こういったことが今後の安定した道の駅の発展につながると思うわけでございますけれども、その時に買った商品の産地が全部商品に出るわけでございますが、それが飯島町の産地でそういったリピーターが起きなければどの道の駅へ行っても変わらないわけでありまして、まあそういった意味ではまあその飯島町に特化したというそういった部分、そういった部分を今後どのようにしていくかと、これがまあ生産者共々の課題であるというふうに考えるところであります。まあ道の駅の今後の発展を考えたときにそういった分野でのおける農業政策、農業支援、そういったものを町と生産者が考えて、そういったものに対するこう調整なり挑戦をするそういったチャンスを与える、例えば補助金を出してそういった方向に導いていく、まあそんなような具体的な問題が必要ではないかというふうに考えるところであります。それとまあやはり23万人の方が年間訪れるわけでございますけれども、やはりまあ訪れる時期のピークがございまして、まあ春の連休、それから夏休み、それから通常の時期といえば土・日、まあこういった部分に多くの方が訪れていただいているという状況でございます。これら

町長

はほとんどがまあ町外の皆さん、まあその時期に農産物というのは非常に売れるわけでございますが、まあ平日、まあこれはいわゆる地元の皆さんが購買していただかないとまあならない、そういった時期でございまして、平日の販売量っていうのはその土・日に比べて非常に少ないわけでございます。まあそういった意味においては逆に地産地消の運動だとか安全安心の農産物の販売だとか、そういった部分も側面的にこう町内のまあ意識を高揚させていく、まあそういったことも併せて行う必要があるのではないかとというふうに考えるところであります。まあ行政が道の駅を作って指定管理として販売しているということでありまして、その分野における行政の役割もあるわけでございますけれども、まあそういった総体的な農業政策、そういったものだとか、食、食育、まあそういった分野が伴ってやはり道の駅というものが総体的に今後も安定して発展していくのではないかとというふうに考えるところでありますが、まあそういった分野において今後町としてはどのようなお考えをお持ちになっているか伺いたいと思います。

今のこの拠点施設、それから道の駅での販売、生産活動、これを更にまあ右肩上がりでも伸ばしていきたいというこの取り組みについては、もう現場も私も町の担当する関係者も同じでございまして、なかなかあの今行政でああしろこうしろというわけにはいかない部分もあるわけでございますけれども、そこはまあ是非ひとつ北沢議員もこの利用組合の関係者のお一人であるというようなことでございますので、内部的にその戦略を是非一緒になって立てていただきたいというふうに思うわけでありまして。ただ飯島町はこの1,000ヘクタール自然共生農場づくりという、そのこだわりの自然共生というところに1つの重きを置いて、まあ無農薬であるとか減農薬であるというような取り組みは全国いたるところであるわけでありまして、そこに飯島独自のその付加価値の付いた安全安心な農産物を提供すると、そしてそのリピーターが増えていって購買が増えてくるということは非常にあの理想とするところでありますので、その辺の戦略を一緒になってまた考えていきたいということでございます。それと同時にあの付加価値を付けてということございまして、かなりの多くの品目の中でこの加工的な付加価値を付けてまあ販売しておるわけでございますけれども、今あの産・学・官、連携というようなことの中で、まあ場所は違いますが栗の製造の問題でありますとか、それから唐辛子を通じてのこの新しい取り組みであるとか、1つ2つ芽生えてきておりますので、そうした考え方を更にまた企業との連携の中で、そしてまた現場とのこの研究の中で進めていくことが大切であろうというふうに思います。総体的に今お話のあったようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

まああの今後の方向についてはまだ具体的なお話はいただけませんが、そういった総体的な方向っていうのは今私が申し上げたようなことも取り入れながら進めていただけたということでございます。まあ具体的にこの問題を皆の情報の共有の場とするために、例えば行政報告書の中に指定管理者としての実績、まああの他の施設は指定管理者の実績も載っているわけでございます。従ってまあそういったものも利用人数だけではなくて載せていただいて、まあこんなように推移しているんだとそういった共有をするような情報開示をまた是非お願いをしたいと思います。

次の内容でございますが、まああの私がこの一般質問を取り上げるまでもなくまあ道の駅に関しては町内の皆さんも非常に興味を持っておりまして、道の駅に多くのことを期

待するとういうこと自体がこの10年間の成果であると、まあ右肩上がりですごくにお客さんが来ていただいて一定の成果を上げている、ですから更に多くのことを期待すると、それからそのことも10年間の大きな成果であるというふうに評価するところでもあります。県道の道の駅を中心とした一帯につきましては非常に飯島町でも風光明媚な場所であり、このことを背景にまあ今やあの地区がまあ飯島銀座と呼ばれるようになっているんじゃないかと思います。ただ先程一番冒頭の質問の中で町長が言いましたとおり、栗の里だとか、町の誘致したもの、補助を出したもの、まあ育っているもの、そういった施設もあそこにあるわけですが、どうも見ているとそれぞれがバラバラの、銀座であるけれども商店が点在しているこういった感じが拭えないところでもあります。指定管理者による管理とはいってもその基であります施設は公共施設であることには変わらないわけでありまして、設置目的の範囲内で行政が関与することは必要であるというふうに考えるところでもあります。指定管理者の行う行為は行政との契約によって民間等が持つノウハウを運営に生かすことでもあります。ましてや補助金が支出されているとなると十分にその内容を精査し、運営全体でなくピンポイント的に支出されなければならないということは申すまでもないことでもあります。今回の10周年記念行事まあこれについて若干ご意見がありまして、町の外ばかりを向いていないかとまあこういった声があるわけでございます。先ほど町長も全体の評価の中でいわゆる生産者だとか従業員の皆さん、まあマネージャーをはじめとする従業員の皆さんの多大なる努力、まあそういったものが実って右肩上がりを維持しているんだとまあこんなようなお話もあったわけでございます。まあ聞きますと、割合生産者の皆さんは10周年ということについてあまり知らされていないといえますか、10周年なんだよというくらい感覚しかないということでもございまして、まあそういった部分においては町は今回の補助金について記念行事の全体をどう捉えて補助金を支出したのか、まあそういった点について伺いたいと思います。

町長

今回まあ8月2日に実施をいたしましたこの開業10周年の記念イベントに係る町の補助対応等の関連した質問かと思っておりますけれども、この道の駅「花の里いいじま」開業10周年、それから合わせてまあ開駅で200万人が達成をしたということの合わせたイベントにいたしました。これはあの道の駅「花の里いいじま」の利用組合さん、いわゆる指定管理者でありますけれども、こちらと町の共催という形でまあ実施をして準備をしてきたところでございます。開業10周年の節目ということとまあ200万人を達成を機にこの花の里いいじまを広くまあ内外に、決してあの外ばかり向いておるつもりはございません。これはどういう意味かちょっとわかりませんが、内外にPRすることを目的にイベントを実施したと、あくまでもこれはイベントでございます。式典とはちょっと違う趣旨でございます。ちょうどあの5年前にも100万人と5周年を経たときに同じような趣旨でもってイベントを実施をいたしまして、内容は若干違いましたけれども考え方としてはほぼ同様の内容で内外に発信することを目的として実施して、それにまあ習ったというふうになっております。それから今回は特にあのSBCラジオでありますけれども、「ともラジ」というその生放送の実況の中でいろいろ趣向を凝らした番組編成をしていただきまして、リアルタイムで放送が流れたということでその反響もかなりあったわけでございますけれども、そうしたことのPRを目的に実況放送をしてちょうど内外から多くの皆さんにそれを聞いてお越しをいただいたと、その施設に急きょ足を向けていただいたと

北沢議員

産業振興課長

というようなこともお聞きしました。それからまあ細かいことではありますが、こうしたイベントに合わせて町の町内の農産物のPRのためにそうした農産物の宝投げ等もいたしましたし、そして町の補助金の使途につきましてはそうした番組構成への一部、それから宝投げのその賞品代の補助金、それから更にあの全体的にはセレモニー関係、それからパンフレットの作成、記念看板の作成、等々景品も含めて、こうしたあの道の駅の直接PRに掛かる費用についての町の補助金を行ったという考え方でございますので、その他の経費につきましては利用組合の方でご負担をいただいたということでもございますのでご理解いただきたいと思います。

今あの補助金の使途については全体を掌握して出したとこういってお話がありました。まあその中でラジオの放送があったということでもございます。この分野において若干あのその成果については今触れられたわけでもございますけれども、まあそのラジオの放送そのものが非常に大きなあの補助金の中の事業であるというふうに考えるところでもあります。その部分のいわゆる成果ですねそういったものをもう一度伺いたいのと、あのやっぱり先ほど私申し上げましたとおり、その道の駅が大切にしたいのはやはりふたたび訪れていただける人、いわゆるリピーターですね。まあ私ちょっと行っておりました町内の去る生産者が小玉スイカを出しておりまして、その人の名前が張ったものが売られているものですから今年もこれを買いきましたというお客さんがおったわけでもございますけれども、やはりそういう人たちを大切にすることがあるんじゃないかというふうに考えるところでもあります。まあその辺のことも踏まえてもう一度お願いをしたいと思います。

ラジオ放送の成果ということでございまして、先ほどあの予算の中で申し上げましたようにこの500,000の補助金の中で大きな支出は地元農産物を宝投げに提供したというところでもございます。約600の宝投げの賞品を用意しまして、その内の3分の2以上が地元の農産物が当たるという宝投げをさせていただきました。そういった意味であの先ほど小玉スイカのお話も出ましたが、リピーターの皆さんに喜んでいただけるような地元の農産物が提供できたということでもございます。それからもう一つはあのちょっと町長の先ほどの質問の補足になりますけれども、従業員の皆様、それからマネージャー、利用組合の皆様、それぞれあの10年来のご協力をいただきましたので、それらの方々の表彰もさせていただいております。今後ともまあ引き続き道の駅にご協力いただくという意味で感謝状を差し上げてございまして補足ということでもお願いしたいと思います。ラジオの放送でございますけれども、こちらにつきましてはあの当日配布しました団扇は補助金の中から出させていただいておりますけれども、放送に関わる部分については全て利用組合の皆さんから出していただいた負担金で支払をしているところでもあります。放送の成果につきましては当日あの放送を聞いて来ましたという方が非常に多く見られました。1時から3時まで生放送したわけですが、その中で駅長をはじめとして組合長等々によりますPRの時間もかなりの部分割っていただきましたので、先ほど申されましたような道の駅の今後の発展につながるようなPRが十分出来たのではないかとこのように考えております。それからこれはあのあくまでもイベントですので、これから10年後の結果を見据えてどうしていくかということはこれからまた組合員の皆様と十分に話し合いながら反省会を持ちながら、これからの産地形成促進施設としての道の駅のあり方を十分に検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

北沢議員

いずれにしてもこの道の駅に寄せる期待というのは大きいわけございまして、今後この道の駅が健全にしかもできればこの農業生産に大きく影響があるような、また地産地消、食育、そういった面に果たす役割そういったもののウエイトが大きくなるようなそういった今後の運営、それからいわゆる後継者対策の中で新しい取り組みをされる皆さん、そういったものが出て道の駅が益々安泰でいく、こんなような政策そういったものを併せて町でも行っていただくようにしていただければというふうに考えるところであります。

2番目の質問に移りたいと思います。この2番目の質問については宣言の具体的な行動についてどのようにされているかということ伺います。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」という格言がございます。これはあのいわゆる宣言をただけではまずいということがございます。行政報告書の6ページに宣言が12載っております。まあそれぞれの時代の背景を反映して町民生活にとって重要な宣言をしてきたところであります。この宣言については議員や職員についてはこの行政報告書に載せられておりますので毎年確認をしてどんな宣言が行われているかということ承知をしているわけでございますけれども、町民の皆さんはどうでしょうか。これらの宣言に基づいた行政上での取り扱いはどの様に配慮されているか、その点について伺います。

町長

2つ目のご質問は町のこのいわゆる宣言、この具体的な行動についてのご質問でございます。12というふうにまあ言われましたけれども、これらの宣言がどういうふうに住民に周知をされ、それから行政上どういうふうにまあ啓発を行われているかというご質問だと思います。お話にございましたように飯島町では現在、議会議決をもって「交通安全推進のまちづくり」など12の宣言をいたしております。主には交通安全や暴力の追放、シートベルトの着用、飲酒運転の撲滅などの安全安心に係るものが多いわけでありまして、その他、非核平和の問題、その他納税の関係、人権尊重の関係等々宣言をいたしております。まあこれら12の宣言が常にあの同じこのグレードでもってまあ住民の皆さんに周知というわけにはなかなかまいりませんが、それぞれの考え方の中で特にまあ納税等につきましては町民の皆さんには納税通知書の送付等の封筒に直接印刷をしたりPRを行っておると、あるいはまたその他の部門ごとにイベントや会議などの様々な機会に宣言の趣旨や啓発をしておるところでございます。今後とも引き続きこの議会議決をされたという宣言というものの重さというものを踏まえてですね、機会あるごとに啓発をしていかなければならないというふうに考えております。

北沢議員

まああの宣言の中にもいろいろ種類がございます。まあこれは例えば行政の執務上どうしてもこういった部分が必要だということでしたという宣言。それから本当に町民の皆さんにこのことを一人ひとりが考えていただきたいということの宣言、まあいろんな宣言があると思いますのでまあそれぞれの機会、タイミングを捉えて、飯島町はこういった宣言をし、この背景はこういうことなんだということが分かるようなもの、それから行政の執行上こういう宣言をしているから飯島町はこういうふうに進むんだと、まあこういったものの指針となるような行政、施策が必要ではないかというふうに考えるところであります。この問題についてはあの今お話のありましたとおり、まあいろんな機会にPRはされているということでございます。是非また宣言塔等の部分についてもしっかり維持管理をしていただいたり、必要な宣言塔については町民にPRをしていただくように設置が望ましいかと思っております。特にですね今回の質問について1点の宣言について具体的にお伺い

をしながらかそのことを質してまいりたいと思いますが、それは非核平和宣言のことであります。8月に具体的事例が町民の中から寄せられておりますのでその内容についてお話を申し上げたいと思います。それは8月に核兵器の廃絶に関する行事、すなわち広島、長崎の平和記念式典による犠牲者のめい福と核廃絶、平和への呼びかけに対する黙とうの件でございます。また8月15日の終戦記念日における黙とうの件も併せてございますが、他の市町村では行政防災無線で黙とうを町民に呼び掛けているというふうにお聞きをいたしております。町では非核平和宣言をしてありますが、この具体的な行動というのはまあ私このところ何年かは無いように感じしているところでありまして、まあ行政的にもこの部署が所管しているのかよくわからない部分もございます。まああの全てのところで所管しているといえればそれまででございますけれども、まあ飯島町でもこうした問題については宣言をするだけでなく、他の市町村みたいな具体的な行動が必要ではないかというふうに考えるところでありますがどうでしょうか。

町長

12のまあ宣言の内、特に1点この非核平和宣言のことについての具体的なご質問でございます。この件につきましては昭和59年の12月議会において核兵器の廃絶と軍備縮小の推進を願って非核平和宣言の町ということで宣言を議会議決を採択していただいて宣言をしております。以来28年目を迎えております。具体的な行動についてどう考えておるかというお尋ねでございますが、現在あの行っておるまあ行動と申しますか取り組みについて若干申し上げますと、この1つには非核平和団体等が毎年まあ実施をしております広島・長崎へのこの原水禁の禁止の運動につながる行動に対しまして、町としては理事者自ら激励支援の言葉を申し上げたり、激励金という形で予算の中ではありますけれどもお渡しをしてこれを激励して頑張っていたらということでございます。それからまたまあご承知かと思っておりますけれども毎年実施をいたしておりますこの成人式、それから戦傷病没者追悼式の折、あるいは遺族会の会議の折等々、またあの学校教育あたりでもいろいろの場面でそのことがあろうかと思っておりますけれども、こうした折など毎年まあその式次やあいさつの中でこの事に触れて、非核、戦争のない平和な明るい世界の実現というものを願い、訴えておるところでございます。それから町の広報紙におきましてもそうしたことを折に触れて過去に何回かそうしたことに関連した記事として掲載をさせていただいておることもございます。それから更にまああの原水爆いわゆる放射性物質の拡散というこの問題につきましては、先の東日本の大震災の放射能拡散という大変まあ痛ましい事例が発生しておりますので、町の防災計画の見直しの中でもこの原子力対策編という1項を盛り込みまして、原子力発電所の事故に対しても対応していくことをいたしておりますし、それからちょっとまだ実施しておりませんが予算で認めていただいております放射能に関するこの測定器を購入してモニタリングというものを今後実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。この黙とうのことにつきましては総務課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

総務課長

黙とうの関係でございますけれど、この関係、例年に習いまして町の方では実施をいたしませんでした。

北沢議員

あの黙とうでございますけれどもやはりこの非核平和宣言をした町としては、これを町民の皆さんに呼び掛けてそういった意識を持っていただいて黙とうを捧げるといった行為が必要ではないかと考えるところでありますが、来年以降この問題については取り

総務課長  
北沢議員

組まれるかどうかもう一度伺いたいと思います。  
取り組む方向で検討したいと思います。  
これで終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時49分 休憩  
午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
8番 中村明美 議員

8番  
中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回の質問は教育委員会に関する質問を主にさせていただきます。初めに1番、小・中学校へ扇風機、クーラーを設置し暑さ対策をすべきについて質問をいたします。最近の日本の気象状況は温暖化が進んでいるせいでしょうか、今年も恐怖を感じるほどのゲリラ豪雨やハリケーンにも似たような強風が発生するなど各地に甚大な被害を及ぼしています。この夏の暑さはだれもが身に感えているのではないのでしょうか。我が町のここ3年ほど前からの真夏日30度以上の日数を見ますと、3年前の2010年では41日、昨年は31日、本年は8月だけで28日となっています。今日もたいへん暑いのですがきっと昨年を上回る夏日になると思います。今年は夏日が4月に始まり急に27.5度と上がる日もありまして、5月・6月には25度から28度と夏日が大変多くなってきました。春の花々に季節の移り変わりを感じる間もなく夏を迎えました。飯島ではこの夏の最高気温は33.8度、平均気温も過去最高と発表されました。日中は扇風機や冷房がなければいられない状況でした。この暑い中で授業を受けている子ども達のことが大変に心配になったわけですが、町長はこの夏の猛暑を猛暑日といえるような日が日々続いたわけですが、この時期、町民のトップとしてですね学校生活をしている子ども達の状況をどのように思われていたか町長に初めにお伺いします。

町 長

中村議員から小・中学校へのまあ冷房施設、用具等の暑さ対策を講じるというまあ提案でございます。お話にございましたようにここ数年来この夏は大変まあ平均気温が上昇する傾向が続いておりまして、35度を超える猛暑日も増えてきておるといふふうに思います。これに伴いまして全国的にも町内も熱中症も多発しており救急車で運ばれた方も大変大人も含めて多いといふふうにお聞きしております。なんとかの対策が必要だろうといふふうに思っておりますが、特にこの学校の児童生徒の健康管理これについても状況も変わってきておるとは事実だろうといふふうに思っております。このことについては学校と教育委員会が連携していろんな対策を進めておりますけれども、こうした冷房の考え方も含めて教育長の方から具体的に今検討しておりますのでお答えをさせていただきたいといふふうに思っております。

中村議員

町長も何らかの対策が必要かという答弁をいただきました。私はこの暑さの中授業を受けている子ども達のこと心配になり各学校の現状を見てまいりました。中学校では同

窓会からの寄付金により昨年3月3年生の教室に備え付け扇風機、各教室2機ずつ設置され得る、本年も同じ寄付金ですすね10機が設置されるとのことでした。また図書館、音楽室には中学校には冷房が完備されています。飯島小学校ではこちらも同窓会寄付により本年夏休み明けに各クラスに置き型扇風機1機ずつが設置されました。教室全体には行き渡らないのですが子ども達は大変喜んでいてということでした。七久保小学校には扇風機、クーラーとも設置されていません。先生の配慮で授業中に水飲みや背伸びをさせては気分転換、熱中症予防に心掛けているとのこと。授業への集中力にも影響が出ているようでした。実態はこのように3校がバラバラです。もし違う点がありましたら後ほど教育長の方から訂正をお願いいたします。飯島と七久保でそれほど温度差があるようには思えません。暑さ対策を学校任せでよいのでしょうか。同じ町内です。学校での暑さ対策は公平であっていただきたいです。今まで先生方の配慮により大きな問題もなくきていますが、今後も猛暑の夏が予想されています。昔は学校に扇風機など考えの他でした。というよりも費用的に高いものであり、子ども達は汗を拭きながら耐えていたわけです。しかし時代の変化、気候の変化に迅速に対応し、時節相応の対策をしていくことが子ども達を育む上で重要ではないでしょうか。私が考えるのに子ども達の学習意欲や健康を損なわないためにも各教室に扇風機設置を、また保健室には体調の回復を図るためにクーラー設置を、そして子ども達にとって知識の宝庫である図書館にもクーラーの設置を望みます。図書館は読書をする快適な空間であってほしいです。中には涼しさを求めてきたことから本に興味が湧くようになることもあるでしょう。教育長は各学校の現状を見ながら学校への扇風機、クーラー設置をどのように考えているか伺います。

教育長

各学校への扇風機、クーラーの設置についてのことですけれども、実態は今あの飯小それから飯中につきましては今議員ご指摘のように寄付をいただきまして設置しております。扇風機であります。七久保小学校も夏休み前に扇風機をという要望がありまして、しかしながらすぐ夏休みに入る前でしたので教室の気温を測定し、温度が上がるところを先ず環境の厳しいところから設置を検討していくということで測定を学校の方に依頼してあります。その後まあ夏休みに入ってしまったことから中断をしておりますけれども、今お話をしましたように全ての教室というわけには現実的ではありません。と言いますのはまあ夏休みに入ってしまうということでもありますので効果を考えながら適切な場所に設置をしていくというふうに考えてはおります。お話の飯島中学校の音楽室、図書館のクーラーの設置につきましては、これはあの設置をする意図がですね、特にあの音楽室につきましては開放したまま部活ができない、近隣に迷惑をかけるということでかつてまあ優先的にクーラーを設置したという、ちょっと状況が違いますのでご理解をいただきたいといふふうに思っております。なおあの保健室についてはあの今お話のように最近の気温上昇、環境の変化ということにつきまして対応をしていかななくてはならないと思っておりますし、1番子どもの健康管理をするセンター的な役割を持っている、まあそうした性質上温度管理が求められていますから、今後導入については検討していきたいといふふうに思っております。七久保小学校につきましても今後実施計画の中に反映していくというふうな考えでおります。

中村議員

大変前向きな答弁をいただきまして子ども達や親御さん達が喜ばれると思います。是非、学びの場が精神力を養いつつ学力が上げられるような環境となるように望まして次の



質問に移ります。次は2番目、飯島町食育推進計画の目標達成に向けた活動についてであります。食育計画についての質問は私が議員として初質問であり、昨年6月には進捗状況に関する質問をいたしました。そして予定通り本年3月に飯島町食育推進計画が策定されました。基本理念は健全な食を土台に自然豊かな飯島町の農に触れ、皆が生涯を通して健全で活力に満ちた暮らしを実現すると定め、スローガンは『いい「食」・いい「人」・いい「暮らし」』となりました。内容は各ネットワークの取り組みが反映されており、食育推進活動でそれぞれの力が発揮されれば食に対する町民意欲も高められると期待ができません。しかし計画が策定されても実現性に乏しければ何のための計画なのか本末転倒になりかねません。そうならないためには推進組織の体制が大変重要になってくると思います。この組織の主体はこども室ですが推進計画7-1推進体制では役場内に課等を越えた食育推進庁内連絡会議（仮称ですが）を設置しとあります。現在設置されたのでしょうか。その会議の具体的な役割を伺います。

教育長

今年3月に策定いたしました飯島町食育推進計画においてですが、まあ今お話にありましたように、役場庁内に各課、係を越えた食育推進庁内連絡会議を設置して連携を図っていくということで進めておりますが、まあ設置につきましては要綱の整備等が必要であるということでありまして、諸条件を整備したうえで進めていくということから、庁内の連絡会議の設置に向けて関係者による調整会議今月に進める計画でおります。その中では調整会議の中では各担当課で抱えている食育に関する情報を基軸として、食育関係の皆さんやそれらを発信してですね、保育園、学校、家庭、地域、それから生産者、食育関係者の有機的に結びついて、より一層機能し充実、実践的、具体的な推進活動になるようにまあ方向付けをしていく、そのための要綱整備を一番重要に掲げて今月進めているという段階であります。

中村議員

そうしますと要綱整備をしてからこの連絡会議というその中心的というかそういう会議を立ち上げるという理解でよろしいのでしょうか。

教育長

そのようにご理解いただいて結構です。

中村議員

そうしますとその会議が立ち上がるのが何時ごろになるのでしょうか。

教育長

調整会議でありますので先程お話をしましたように今月中に調整会議をしていくということですのでご理解いただきたいと思いますが。

中村議員

そうしますと調整会議が今月決めてそこで成立するということなのか、ちょっとその辺もう一度伺います。

教育長

失礼いたしました。連絡会議を設置するためにですね全てにおける要綱を整備して、そこから連絡会へ行くという段階になりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

中村議員

そうしますとこの会議は年内は難しいということなんでしょうか。

教育長

それを含めてですね調整会議やっていきますので、この基本計画がですね非常に重要な内容を帯びていますから、あまり拙速を避けて今年度中に具体的になっていくふうにできればよろしいわけですけれども、計画の重要性を鑑みて先ず今お話をしましたように調整会議でどの様に連絡会議を持っていくかというふうに慎重に進めていきたいというふうに考えております。

中村議員

私が考えるにはですねこの連絡会議というものは先にあるべきではないかというふう

に思います。これから慎重にということですので是非早めにですねあのきちっとした組織をして、そしてもう計画は走り出しているわけですからその辺のところをあのしっかりと考えた上で進めていただきたいと思います。この基本目標には4つありまして、1に、食に学び食を楽しみ大切にする、2、地域の食と農に触れる、3、生涯健康で活力ある暮らしの実現、4、飯島の食育を進める環境を整える、と定められています。そして重点ターゲットの設定とあり、第1次計画のこの5年間は食育の土台づくりをしつつ、実践を進める期間とし子どもを対象とした取り組みを進めたいとあります。子どもの時期からの意識啓発は心身共の発達、大人になってからの考え方に大きく影響を及ぼすことであり、この取り組みを評価いたします。しかし子ども重点と挙げられていますが5年間の子どもに関する達成目標の明記がありません。子どもに対する調査をみると朝食を食べない子と食べないことがある子では保育園児で5%、小学生9.1%、中学生15.8%、また朝、朝食を独りで食べるでは小学生10%、中学生は35%以上、保育園児にも独りで食べる子がいる、になっています。先ずはこのような点の改善活動が重要に感じますが計画には目標数字というものが読み取れません。子どもを重点ターゲットと挙げてありますので既に目標達成に向け進めていると思いますが、1年目の具体的な取り組みについて伺います。

教育長

現在あの先程申しましたようにまあ調整会議を踏まえてこれからの取り組みを具体的な取り組みを進めていくわけでありまして、詳細につきましては次長よりお答えをいたします。

教育次長

ご質問といく分だぶる点がございまして、この食育についてはあの、人が生きていく上での基本でありますので、全ての世代に対して当然必要なことになるわけですが、特に子どもにとっては健康な心身を育む、それから基本的な食習慣を身につけるといった大切な時期でありますので、町の食育推進計画では子どもに重点を置いた食育を推進するというようにしているわけでございます。先ずあのこの子どもに対して食育を推進する。まあいろいろ啓発をする中で推進していくわけですが、それによって保護者や家族あるいはその地域一緒になって食育に関心を持っていただいて、そのことが食育が町全体に広がっていくということも期待しているものでございます。ご質問の中の具体的な取り組みであります少しあの例を挙げて紹介しますと、7月の初めに3つの保育園と七久保小学校でジャガイモ掘りを体験をしました。これはあの町内の農業団体から声をかけていただいて実現したものであります。ジャガイモの収穫体験、それから自分たちが収穫した野菜を食する、こういったことを通して地域の農業や食べ物の大切さに触れる、こういうことで食に関わる実践的な体験ができました。併せて生産者との交流の場にもなったというふうに評価をしているところでございます。それからもう1つ具体的な例で学校給食の地産地消をより一層進めようということを目的に、本年度初めて学校給食センターと営農センターが懇談会を持ちました。これでもって地元農産物の利用拡大について検討を始めたという段階でございます。その他10月に開催を計画しております健康づくり大会の中では食と健康をテーマに講演会を計画しているところでございます。ご質問のありましたあの子どもに対する具体的な達成目標この計画の中では位置付けておりませんが、今まで食育に取り組んできた機関や団体、これは当然あの食育の取り組みを進めてまいります。加えましてそうしたいろいろな機関や団体が連携をしながらこの食育推進計画に掲げた目標、特に先ずあの大事なのは食育に関心を持っている町民の割合これを高めてい



中村議員 中村議員 中村議員

くことだろうというふうに考えておりますので、今後もこの食育の取り組みを進めてまい  
る予定でございます。

そういうことをですねやはり計画の中にしっかりと5年間の計画をしっかりとですね  
明記されてあるべきではないかというふうに思うんですね。あの何か掲げているのに子  
どもを重点にということはいいんですけれども、じゃ5年間子どもに重点的にやるのにど  
ういう施策を持ってどういうふうに達成目標を持ってやるのかということが、5年間の達  
成目標から逆算して1年目、2年目、3年目、5年目までのものがあってしるべきでは  
ないかというふうに思います。それがあって初めて真剣に町が食育に対する、子ども達の  
健康を考えているのだなあということが見えてくるのではないのでしょうか。是非ですねこ  
れから要綱などを整備するようですので、その辺のところをしっかりと明記して、本当に  
食育推進計画で子ども達がですね朝食をみんな食べてくる、家族と食べる子が増えたとい  
うそういうですね環境を是非作っていただきたいというふうに思います。この食育推進計  
画が設置されたことは大変うれしく思いますし、是非、推進のこれからですね協議会とい  
うかその会議が設けられて、その会議が中心となってそして各ネットワークと連携し、子  
ども達をはじめ全町民の食に対する意欲啓発に努めることを望みます。また今後、職員と  
か組織役員の変更もありますので計画策定の趣旨、目的がしっかりと伝達され、推進活動  
が停滞することのないよう努めなければなりません。そのような徹底について教育長の考  
えはありますか。

教育長 教育長

あの仏作って魂入れぬということがよく言われますけれども、議員お話のように看板  
倒れになったり目標倒れにならないように十分連携を図りながら進めていくその所存であ  
ります。

中村議員 中村議員

本来ならば先ほども申し上げましたけれども、計画が出来た時にですね全てがスター  
トできる状態でなければ手落ちではないかなというふうに思います。何事もスタートから  
のスピードが大変大切だと思います。推進計画が策定されたらスピード感をもって次の段  
階に進まないと、時間が経つにつれて気持ちも冷めてきかねません。そうなるとこの計画  
がですねそれぞれが皆重荷になって全ての結果に響くことが懸念されます。今更言うま  
でもありませんが人の健康の90%が食によると聞いたことがあります。そのくらい食は身  
体をつかさどる要であることを私たち大人は再確認、再認識する時であり、また子ども達  
にとっては食が及ぼす身体や心の動きについて学ぶ場を設けること、今こそ未来に活躍す  
るための健全な食生活づくりが求められていると感じます。食育推進計画が策定されたこ  
とでネットワーク会議との連携も強くなることを望みます。進み出したならば苦しくても  
元気に楽しく町民をリードしていくことを強く望みますが、その努力、教育長に伺います。

教育長

繰り返しますけれども、議員のご指摘を踏まえた上で推進に取り組んでいきたいとい  
うふうに思っております。

中村議員

では3番目の質問に移ります。本年度新予算にコミュニティスクールの設置準備にお  
いて地域などの理解度、進捗状況と設立時期は、について伺います。本年の新予算に七久  
保小学校にコミュニティスクールの設立準備費が盛り込まれました。この制度は地域や保  
護者の声が学校運営に反映されることを目指しています。今定例会の補正にもこれに向け  
た推進事業が挙がっています。所属委員会でもありその内容の説明を受けたわけですが、  
今年の活動では6月に第1回推進委員会、7月阿智第三小学校視察、8月全国コミュニテ

教育長

ィに参加し、今後も先進的な学校を視察しながら七久保小学校、七久保地区で運営ができ  
るか検討をしていくとのことでした。教育長はコミュニティスクールの設立に強い思いが  
あるものと察するわけですが、この事業は設立までに準備期間が2年あります。設立時期  
は何時を予定しているのか伺います。また②の質問に挙げていますが設立準備の進捗状況  
についても一緒にご答弁いただいても結構です。よろしくをお願いします。

それでは3番目のコミュニティスクールに関わる質問についてお答えをしたいと思  
います。初めの設立時期の予定はということでもありますので、先に時期をお答えして後に  
ですね私の考えを述べさせていただきたいというふうに思っております。まあ期間が先程の  
お話のように2年ということでもありますので、目標値は平成26年度スタートという計画  
であります。内容につきましてご承知の方もおられますし、社会文教委員の皆さん方には  
説明をいたしましたのでご理解いただいているところだと思いますけれども、このコミュ  
ニティスクールについて私の考えをお話をしたいというふうに思っております。まあ少子  
高齢化が進む中で地域全体で子どもを育てる社会、そういった社会的な枠組みがまあ以前  
から求められておまして、学校と保護者、地域住民が一体となって子どもの豊かな育ち  
を保障し、まあそのことによって地域の絆が一層深まっていく、そしてその地域づくりの  
担い手を育てるそういったことの重要性が指摘されてきております。まあそういう社会情  
勢の中にありまして以前からこのコミュニティスクール制度はあったわけでもありますけれ  
ども、文部科学省が推進している学校運営協議会制度を導入するために2年間の研究期間  
ということで調査研究に着手しました。まあこうしたあの地域と共にある学校づくりを一  
層進めていくためにですね、七久保小学校を研究の対象校にし、まあ将来的にはコミュ  
ニティスクールの理念を飯島小学校、飯島中学校にもまあその理念を広げていければいいな  
というふうには考えておりますけれども、いずれにしましても実践校としては七久保小学  
校を平成26年対象として進めていくわけでありますが、まあそのための2年間の研究期  
間に専任の教員を新たに1名配置して取り組みを始めたところでもあります。まああの5月  
にこの文科省の研究委託を受けまして6月に調査研究委員会を立ち上げたところです。ま  
あこの調査研究委員会のメンバーの中にはコミュニティスクールの教育政策を研究してい  
る信州大学の武者先生にも委員として加わっていただいております。非常に学問的な立  
場、それからあの全国的なコミュニティスクールのこうあり方について非常にあのご示唆  
をいただいたりご指導をいただいて、そういう中で動き始めたところでもあります。先ほど  
議員のお話にありましたように7月に先進的な取り組みをしている阿智第三小学校に研究  
調査委員も加えて、教育委員の方々にも加わっていただきまして視察をしてまいりました  
し、まああの全国大会にも担当教員が研修に出向いて行ったところでもあります。まああの  
今後当町に実態に合った学校運営協議会のあり方を研究していくということでありまして、  
繰り返しになりますけれども、2年間の研究調査を進めた中で平成26年の4月から進め  
ていくということでもあります。

それから2つ目のご質問にありました地域住民の理解が必要ではないかということであ  
りますが、これはもう当然地域の皆さんの協力を得ないと、運営協議会のメンバーには地  
域の方々にも加わっていただくところでもありますので説明会は当然していくわけであり  
ますし、どういう段取りでどういう内容を地域に広げていくかということをまあ研究調査委  
員会で検討していくわけでもあります。まあ先程言いましたように全国研修会にも参加しま

したし、まああの指導いただいている信大の武者先生のご指導も得ながら、どういう方向で地域住民に説明をしていくか、それから併せて意向調査をどういうふうにしていくかということはこの計画の中には組み込んでおります。まあ学校では祖父母参観日あるいは保護者が集う機会にですね担当教員によるこの事業の説明をするという計画であります。あの学校を支える新しい制度それから新しい仕組みでありまして、現在あの学校が抱えるいじめだとか不登校、あるいはそういった様々な問題に有効に機能するものではないかというふうに考えておりますので、今後2年間かけて飯島町、まあ対象校としては七久保小学校ですが、まあふさわしい制度としていくために専門家の指導あるいは先進地の取り組みの様子をいただきながら、学びながら取り組んでいくつもりでおります。

中村議員 教育長の方からスタートは26年スタートということでもうスタートする設立するありきという形で進めているのだということがわかりました。検討するのではなく進める方向で検討しているという状況なのだということを知ったわけでございます。今、教育長の説明の中に目的は地域の絆の強化とか地域と一体になって学校運営をしていくという、答弁の中にありました。学校運営の中に地域が運営に関わるということは具体的ないろいろな条例があるのだと思いますけれども、それだけのために地域が入る、地域が学校運営に入らなければ地域の絆が強くなるのかということがちょっと懸念されました。私の考えを申し上げますが、このコミュニティスクールが設立に反対しているわけではありません。その趣旨というか意味がしっかり明確なのかどうかということが疑問に思います。私は子ども達の育成にあたって重要なのは家族の責任、親がですね責任ですべきこと、学校の教職員がすべきこと、地域がすべきこととそれぞれの役割を認識した上で、全ての人が子どもを愛し慈しむ心で関わっていくことだと思います。そのことが子ども達の未来への大きな力となり、それぞれの社会の人材へと輝いて行けるのではないのでしょうか。従ってコミュニティスクールでの目標達成には学校、保護者、地域との関わり方が成功の要になると思います。ただいま教育長も言われておりました。地域の役割には伝統、文化、自然の恩恵など実際に体験し学べ、また子ども達にとっては大人と触れることで生き方を直に感じ取れる尊い学習の場だと思います。子ども達が強制されることなく興味のあることに自由に参加して学べる環境が地域の活動にあると思います。そこで既に育成活動を能動的に行っている活発な七久保地域の皆さんにとってコミュニティスクール設立は大変理解に苦しむところであると思います。このスクールで地域の力をどのように活かしていくのでしょうか。地域の方に趣旨を理解していただければ設立後の運営に不安が残ります。設立には保護者はもちろん地域住民の方の理解が不可欠ですが、教育長は保護者や地域の方の理解を今ですねどの程度まで来ているように感じておられるか伺います。

教育長 誤解をいただくと困るんですけども、あの地域の絆を深めるためにコミュニティスクールを導入するというものではありません。結果としてですねあるいは副次的に地域の絆が深まっていく、あるいは新たなリーダーが育っているという先進地の取り組みを学びながら、結果としてそうなるっていくということであらかじめご理解をいただきたいというふうに思っております。七久保地区には今お話のように育成会の皆さんが非常にあの学校を支えてくださっていて大変ありがたいというふうに思っておりますが、しかしながら学校の願いとあるいは育成会の願いが必ずしも一致している、全てが一致しているとは言いきれないところもあります。その連携をより有効的に機能的に進めるための学校運営協

議会制度、いわゆるコミュニティスクールというものが位置付けられるのであって、先進地におきましてもかなり、例えば7月に見学に行ってきたあの阿智の第三小学校は既に育成会が学校を支える機能があって、学校をいろんな行事に協力していた。しかしながら単発的であったり横の連携がとれていないという実態があります。学校運営、コミュニティスクールを導入したことによって各それぞれの団体、機関が一層学校に目を向けるようになった。それから横とのつながりが連携がしやすくなった。で、その発信をしていくのが学校運営協議会のメンバーだということをお話していただきました。まあこのような経過を具体的に七久保地区に地域の皆さんにお話をしながら、あるいはあの実態調査の中で地域の皆さんが学校をどう捉えているのか、学校を支えるためにそれぞれがどのような考えを持っているかということ意識調査をしながら、反映をしていきたいというふうに考えております。

中村議員 私が地区の方に伺った中にはですね、既に七久保地区には自由な発想で子どもたちとの関わりを広く持っているのですする必要がないとの意見があります。またコミュニティスクールの設立には役員の選定が必要となり、また役員にはいろいろな縛りもあり受け手がいないとの意見もあります。これに対してどのように説明されるか伺います。

教育長 そのための研究調査委員会ですので、まだ学校運営協議会制度がスタートしたわけではありません。今お話のようなご意見も多分地域にはあろうかと思えます。そういう意見をどう整合性を持たせて進めていくか、七久保小学校あるいは飯島地区に合ったこの制度をどういうふうに構築していくかということをお話していただきますので、当然そういうお考えもお聞きしながら進めていく方向でおります。

中村議員 まだまだあの区民の皆さんですね、まあスタートしたばかりだからやむを得ないかもしれませんが、区民の方の理解は低いように思えます。であのまた教職員のですね認識度という理解度といえますかですね、そこも大変心配される場所です。上から言われたからやっつけて先生が負担に感じているのではないかと、また趣旨を納得して必要と感じているのか、推進していく上で1番このことが大事重要な点だと思います。教職員の理解度はどの様な状態ですか伺います。

教育長 昨年の12月に教職員に私の方から出向いて説明会をいたしました。まあそのどのようになどの程度理解されているかどうかということについては職員にはまあ十分とは言えないまでも説明したという経過がありますのでご承知いただきたいというふうに思っています。

中村議員 説明はされたようですけどもやはり職員の理解度というのと、後はですね納得していただかないと大変よくないと思いますので、その辺は先ず一番地元というか足元であるですね学校側、もちろん地域もそうですがその辺のところの説明をしっかりと納得のいく説明にしていきたいと思えます。教員の職務とかですね地域の活動に負担を感じさせないものであっていただきたいと思えます。推進するのであれば是非楽しく元気に取り組めるよう努力、検討を重ねていただきたいと思えます。また地域が学校と関わることで良い面もあると思えますが、教職員との関係、学校での子どもたちや親御さんたちとの地域の関わりの中で起こるトラブルも心配されます。子どもたちのために設立したことが秩序が乱れてしまえば一番の犠牲になるのは子どもたちです。子どもたちに何を託したいのか、どう育てほしいのかそこに焦点を定め、設立にあたっては慎重に審議をしていただ

くことを教育長にお願いいたしますが考えを伺います。

教育長 各学校には各学校のそれぞれの教育目標がありますし、どういう子どもたちを育てていくかという教育理念はその学校に掲げてあります。それを逸脱するような運営制度であってはならないというふうに思いますし、それに向かってお互いに理念を共有し目標を共に同じ方向で見ていくということでは運営協議会制度で非常に有効に働くのではないかなというふうに私は考えておりますし、それを踏まえて地域の皆さん職員にも理解を図っていくところでもあります。今議員もご指摘のあったようにあくまでも子どものための制度でありますから、地域や職員のための制度ではないということは十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

中村議員 まだまだですねあのこれからというところで、26年度の設立のようでございますけれども、あの先ず最初にやるという形でスタートしているのであれば、先ず基盤である地域とそして教職員ですね、そして保護者の方にですねしっかりとしたあの趣旨、それを明確にしてからスタートしていかなければどんなに研修を進めてもですね地域の皆さんに、じゃ研修をしてきました、こういう形でしたということを地域の皆さんにご報告しているのかどうか、そういうことが本当に大事じゃないかというふうに思います。あの上の方だけで進めていても一番の中心、力となっていく方々が内容が見えていないのではあの本当に不安ですし、重荷ですし、進まないし、失敗に終わると思います。その辺のところは教育長はあの責任あるトップでありますので、その辺のところをもう一度ご確認します。

教育長 先ほどもお話しましたように文科省の研究着手してよろしいというのが5月でした。でそれから人選を進めて調査研究委員会を立ち上げたのが6月でした。視察を行ったのが7月です。でどういうふうな取り組みを先進地がしているのか、今お話のあったように地域の協力を得なければできないので地域の協力と理解を得ていくときにどういうステップを踏んでいくかという段階でありますから、当然まあこれから地域の皆さんに十分な説明をし理解を得、同じ目線に立ってこれから進んでいくという努力は今後続けていくつもりであります。

中村議員 またステップの段階であってこれからということで、まだ走り出したばかりです。是非あの今私が区民の皆さんの声、そしていろいろと心配、懸念される点を縷々挙げたわけですけれども、この辺を是非あの含んでいただいて今後本当に子どもたちの役に立つものであっていただきたいと思います。コミュニティスクールの設立にはやはり何度も申し上げますが、子どもたちが地域を愛し視野を広め夢が広がるように学校、保護者、地域の力が発揮されることが大事だと思います。この点を切に望みまして一般質問を終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後11時56分 休憩  
午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 竹沢秀幸 議員

竹沢議員 早速ですが通告に基づき具体的な質問に入っております。第1の提案でございますが、昭和34年7月2日国道与田切橋竣工記念第1回与田切マラソン大会の経験を生かし、国道153伊南バイパス与田切橋竣工暫定供用開始を記念して、復活与田切マラソン大会を開催したらどうかについて提案をいたします。最初に基本事項について確認を行います。国道153伊南バイパスの工事でありますけれども全長9.2キロメートルの内駒ケ根工区の4.2キロメートルは平成19年12月15日より暫定供用開始をしております。飯島工区につきましては5キロメートルでありまして平成24年12月までに町道堂前線交差点まで暫定供用開始する計画であります。また町道追引南田切幹1号線交差点までと伊那生田飯田線、通称竜東線交差点までは平成26年度暫定供用予定であり、残る駒ケ根までの区間は平成28年以降暫定供用予定であります。土工部の道路杭は28メートルで歩道が左右にそれぞれ4.5メートル、橋梁部につきましては道路幅員12.25メートルで歩道が片側3.5メートルであります。与田切川に係る1号橋は延長658メートル縦断勾配は3.7%でありまして、高さが40メートルほどございます。1号橋につきましては国土交通省中部整備局飯田国道事務所が発注し、受託した日本大手の建設会社の施工により順調に工事が進んでおり、間もなく竣工の運びとなったところであります。また建設水道課に伺ったところこの1号橋の愛称募集を行ったところでありまして、多数の応募があったというふうに伺っておりまして、まあ近く名称の選考があるそうでございます。また1号橋の竣工を祝ってのまあ橋の渡り初めになると思っておりますが、関係地域で3世代のご夫婦が健全であるご家庭もあるそうでございまして、その日が楽しみで喜ばしいことだと思うわけであります。とりあえずこの12月までに町道堂前線交差点までの暫定供用開始することとなり、飯島町が今より更に発展することを願うものでございます。

さてあのそこですけれども、私の自宅の傍の畑へ遠方からあの耕作に来ていただいているある興味な方がおりまして、ネギですとかジャガイモなど栽培している町民の方がございまして、その方から具体的な提案がありましたのでその方の意思を尊重して私の方から町に対して代わって提案を申し上げるところであります。我が町の歴史をひもといて見ますと、まあそんなに古い話じゃございませんけれども今から55年ほど前ということになります。1957年、昭和32年7月の2日に現在の国道153号線の与田切橋の竣工を記念して第1回の与田切マラソン大会が行われたところであります。当時の記録等ひもといて見ますと、当時は与田切橋から七久保の日向沢橋までを折り返しの飯島の中町がゴールで10キロのコースで行われております。当日はこの南信各地から30名の方が参加して開催されております。当日の記録ですが駒ケ根市の倉田まさとしさんが10キロを34分43秒で走り優勝しております。それからこの他に当時の新聞の記録によりますと2位が伊那市の唐木やすたけさん、3位に中川村の小林ふみおさん、私の親戚筋になりますが当時の中川村の議長をやった方で現在も健在であります。それから4位に下伊那郡の阿智村の熊谷こうへいさん、5位に今の飯田市南信濃、高温で有名な南信濃ですが当時の下伊那郡遠山村の近藤しげとさん、そして6位に現在は駒ケ根にお住まいだと思いますが飯島の安川ひでおさん、が入賞しとるという新聞記事の記録がございます。本日は資料をお見せしませんがご本人からお借りしてきたあの優勝賞状のコピーなんかもいただきまして、倉田さんも今80歳を過ぎまして先日のCATVに出たそうでありますけれども、健在でいろんな資料を大切に保存されておられて、その資料をお借りしてきたところであ

ります。それから昭和35年からは4月の上旬に20キロコースということで行われておりまして、この35年の時は35年の4月23日の日に行っております。まああのそうしたこういう歴史があるわけですが、まあこうしたあの歴史的な教訓を生かすとともにですね町に元気を起こすためのアクション的なイベントが必要じゃないかというふうに思うわけでありまして。明日また同僚議員から夏のイベントについての提案もあると思えますけれども、いずれにしてもこの町を元気にするそうしたアクションを起こす、そういうものが必要じゃないかと思うところがございます。そういう観点から昭和34年7月2日国道与田切橋竣工記念で行いました第1回の与田切マラソン大会の経験を生かしまして、国道153伊南バイパスの与田切橋竣工、堂前線までの供用開始を記念して復活の与田切マラソン大会を開催したらどうかを提案するところであります。とりあえずこのこうした歴史的事実についてどの程度認識されておられるのか答弁をいただきます。

町長

それでは竹沢議員の質問にお答えをしてみたいと思いますが、まず最初は、当時あの55年ほど前の与田切橋、現在の153の与田切架橋を記念してのマラソン大会が開催をされたこと、こうしたことを踏まえて今度伊南バイパス与田切橋が完成するに当たってこれを復活したらどうかというようなことのご提案で、最初にあの町長はこのマラソンのあった事実をどの様にご承知しておられるかというところでございます。まあこのことに関してはあの端的に申し上げるならば承知しておりませんということでお答えすればそれで足りるわけでありまして、若干今あの経過をひもといてご説明がありましたので私もあの担当の方に調べてもらった内容、重複する部分があるかと思えますけれども、ちょっと歴史を振り返って申し上げてみたいと思います。お話にございましたように昭和34年7月の3日、これはあの信濃毎日新聞に出ておられるわけでありまして、飯島町の第1回与田切マラソン大会はこの前の日の2日午後、与田切橋の現在の国道153号与田切橋、これから七久保地区では日向沢橋まで新屋敷の、折り返し、それからまた飯島の方へまいりまして中町地籍まで全体では10キロコースで行われ30人が参加をしたというふうに報道をされて今も残っております。それからちょっとこの前後と関係いたしますので若干あの申し上げてみますが、同年から行われたこの駅伝大会というのも町の事業として取り組まれた歴史があるわけでありまして、これはあの平成の23年、昨年でございますけれども、2月20日の発行の中央公民館がまあ廃止という形になりまして、この閉館号にそのことが記載をされておられて、昭和31年度の新町発足以降、町民相互の和と協調を目的に飯島祭が始まったと、その一環として昭和34年より与田切マラソンと同じ年になるわけでありまして文化の日には町内駅伝競走も行われ始めたというふうに述べられて記述をされております。これはあの耕地対抗によって飯島を縦断する町内駅伝ということで、やはり地域住民の気持ちを一つにして町を挙げて盛大に開催をされたというふうに報じられております。まあ私もあの当時は高校1年生だったというふうに思いますが、この駅伝の方については今もあの写真なんかもありまして、今日この議員の中にもそのスタートラインに立った方のお顔が懐かしくまあ拝見されるシーンも残っておりますし、あの多少は知っておられるわけでありまして、このマラソン大会というのはそうしたことがあったちゅうこともちょっと聞いても接したこともございまして、承知をしておらないという申し訳なく思うわけでありまして、そうした状況でございます。今度まあこの質問をいただきましてちょっと担当の方から調べてもらってこういう

竹沢議員

事実があったんだと、その歴史の一端を観た次第でございます。以上であります。

それぞれ歴史的事実について確認をさせていただいたところであります。そこで具体的な提案についてこれから申し上げたいというふうに思います。近隣ではあの駒ヶ根市でも駒ヶ根高原マラソン大会行っておりまして、まあ3,000人を超えるランナーがエントリーしてございまして、今年からあのコースをちょっと変えるようでありまして、そんなように聞いております。また中川村も1,500人くらいかな5月の連休にマラソンが行われてございまして、この他に諏訪湖マラソンですとか、まあ参加者でいえば東京マラソンとかいうふうにもまあ多くのマラソン大会がございまして、多くの方がエントリーして年々盛んになってきているイベントが各地にあるわけでありまして。そこでまあ飯島町としてどうするかということについてちょっと考えてみたいというふうに思うわけでありまして、とりあえずこの12月に町道堂前線交差点まで暫定供用開始ということでありまして、例えば来年度実施するとした場合の一案ですが、この場合には例えばですけど飯島運動場をスタート地点又はゴールの地点といたしまして、広小路を通りましてJRの軌道西を通りまして堂前線の踏切から東へ下りまして、国道バイパス交差点から南へ歩道などを使って1号橋まで行くと、それで本郷の153の交差点が今度出来ませんが、そこから折り返して飯島運動場まで帰ってくると、だいたい10キロくらいかなあというふうに思います。それから来年は無理だとしてもうちょっと先へ送った場合ということで考えた場合の2案ですが、これは平成26年度町道追引南割幹1号交差点までと伊那生田飯田線(竜東線)の交差点までがですね暫定供用開始できるこの時期に主要事業合わせて行うのはどうかということで、現在議会もそうですが町を含めて町が長野県、国土交通省、あるいは農林水産省とそれぞれお願いしている中でまあ同交差点付近にまあ道の駅といいますかそういう施設を計画してございまして、これももしそういう夢が叶えばですねその進行も合わせたイベントとしてやったらどうかという考え方でございまして、この場合にはあの名称が全体の与田切マラソンはふさわしくないで例え飯島マラソンとかいうふうに変更をさせていただきますねやったらどうかというふうに思うわけでありまして、この場合のコース設定の案ですけど飯島の運動場をそれぞれスタート、ゴール地点といたしまして、出発いたしまして広小路を通りJRの西線を通って堂前線踏切から東へ下りまして、まずは国道のバイパス交差点から南へ行って本郷まで要するに行くということでありまして、折り返して今度はずっとバイパス沿いに北へ向かって行きまして、町道追引南割の幹1号線の交差点いわゆる道の駅ができるであろうその交差点まで北上してくるということで、以下飯島の運動場まで帰ってくるということになりますとおおむね12キロくらいということになるかと思えます。もう1つの案は要するにぐるっと回るとのことなんですけれども、同じように平成26年度に実施するという事で飯島の運動場を起点にいたしまして、広小路の交差点はですね現在の交差点を南へ向かって右折して現在の153をずっと行って、現状の与田切橋を渡って本郷のバイパスへ入りまして新しくできたバイパスを今度は一歩田切の道の駅のところまで回って、それから現在の153を経てグラウンドへ戻ってくると、ぐるっと回るといふようなコースで、これはこうしますとまあ20キロ位になりますかどうかな、実際車で走ってキロ数測ってありませんので距離数はともかくとしてまあこんなようなことがあります。これがあのメインのコースだとして実際は交通上の問題だとかいろいろありますので、そういう大まかなイメージのコースに実際安全対策そうい

うものを含めて他の町道を含めてですねコース設定をしてやったらどうかなあというふう  
に思うわけでありまして、具体的なあのすぐやる場合ともうちょっと2年くらい先に町全  
体を網羅した形でのマラソン大会ということで、3つほどの案を設定をいたしました  
が、中身を含めてこういう内容についてはいかがなものかご検討いただきたいが  
お答えをいた  
だきたいと思います。

教育長

いくつかのあの具体的なコースまで設定していただいて提案いただきましたが、その  
前にあの与田切橋の完成を祝ったマラソン大会が昭和34年と35年のなぜその2回で終  
わってしまったのか、そこにそのそこまでもし調べていただければ、まあご提案いた  
だいたのも参考になるのかなというふうに思いますが、まあいずれにいたしましても  
ご提案いた  
だいたマラソン大会です。あの近隣市町村で開催しているマラソン大会、それからハ  
ーフマラソン等伺いましたところ、まあ警察や安協をはじめ地域住民の協力なくして  
はやれ  
ない大変な事業であるということをお伺いしておりますし、またそれに向けての非  
常にまああの準備期間も長く要するということをお伺いしました。まああのいくつ  
かのコースの中でも検討していただければというふうに思いますが、春の高校駅伝  
があ  
のJRを踏切を超えるというのに非常に支障があったとお伺いしております。越線  
橋ができたおかげでまあ高速の方へもコースを広がったというふうにお伺い  
して、今ご提案のいくつかの堂前線のJRの線を越えるにはかなりなあのハードル  
が高  
いのではないかなというふうに思っております。まあいずれにしましても今後伊南  
バイパスの全線開通から道路整備の状況を勘案して関係市町村もまああの関心  
を持  
っているというふうに思っておりますので、検討はしてみたいというふうに思  
つて  
おります。ただあの今年度あの先程お話がありましたまあ1号橋が出来たというこ  
とをまあ記念イベントとしてですね、マラソン大会ではなくて今まで続けて  
きて  
ます「いいちゃんウォーク」、まあちょうど第30回になるわけでありまして、ち  
ょう  
どあの節目でもありますので「いいちゃんウォーク」をそれに合わせたイベント  
とし  
て開催する予定であります。まあいずれにしましてもあの橋梁私も以前、先月  
ちよ  
っと見させていだいたわけでありまして、まあ景観のよろしいし、まあ車の通  
ら  
ない新しい開通前の道路を使って風景を楽しみながら眺めながら走るもまた歩  
くも  
良しと、それから2つのアルプスを眺めながら景色を楽しみ、皆そろってウォ  
ーク  
に参加していただく良い機会ではないかなというふうに思っております。まあ  
あの「いいちゃんウォーク」に照準を合わせて検討しているわけでありま  
すけ  
れども、詳細については関係する建設水道課等も連携を図りながら、この事  
業  
を先ずメインに考えていきたいというふうに思っております。ご提案は大事に  
考  
えたいというふうに思っております。以上です。

竹沢議員

とりあえず「いいちゃんウォーク」を30回ですかやるということでまあそれは結構  
です  
が、あの具体的にあのこうしたマラソン大会を行うには今教育長の答弁にもあ  
り  
ましたようにまあ多くのボランティアの皆さんの協力も必要でありますし、ま  
あ  
相当な町民の皆さんの協力も得る中で行わなければならないことではありま  
す  
が、あの一方で言うところのこうしたマラソンみたいな大会をやるっていうのは、  
他  
所からですね飯島町以外から大勢の方にエントリーしていただけるというき  
っ  
かけのイベントになるというところ、今までのものとちょっと違った意味合  
い  
があると思うんですね。それはあの中川にしても駒ヶ根にしても同じことだ  
と  
思っております。そういう中で町長にお伺いしたいと思っておりますが、あの  
こ  
れ当時は表彰状で見ますと商工会の会長さんのお名前が1位の倉田さんに表  
彰  
状が出て

おりますので、商工会がひとつ関わって池上さんですね当時のね、お名前になっ  
て  
いますけど、あのまあつぶれた理由はそうしたその受け皿の部分で大変だった  
の  
で長続きしなんだということが想定されますけれど、今後においてですねその  
例  
えばこうしたイベントを町民の皆さんの誰か仕掛け人がですね実行委員会を  
立  
ち上げて動かしていくというようになった場合に、町として町長として側面的  
に  
まあ財政的なものも含めてですが、支援していただけるようなそういうお気  
持  
ちがあるかどうかについてお伺いします。

町長

まああの大変ユニークなご提案だというふうには受け止めておるわけであり  
ま  
すが、当面のその取り組みとしては今教育長がご答弁申し上げた内容でひと  
つ  
ご理解をいただきたいというふうに思いますが、この「いいちゃんウォーク」  
で  
十分この開設イベントとしては捉えておるということによろしいかと思いま  
す  
。ただあの中長期的にこれがまあ2年後、それから平成の28年以降全線つ  
な  
がった場合には、まああの駒ヶ根あたりそれから中川あたりも同じような取  
り  
組みをしておるわけでございますし、そこへまああのタレント性っていいま  
す  
かひとつのあの日本の陸上を背負ったような名士の方も呼んだりして、非  
常  
にあのインパクトの高い催し物になっていることは事実でありますので、飯  
島  
だけで考えるのがいいのかな、あるいはまたこの153というものの更なる北  
上  
の啓発の意味も含めてですね一辺考えてみる必要はあるんじゃないかという  
こ  
とでございますので、今日のところはまあそんな考え方でひとつご理解を  
い  
たいただきたいというふうに思っております。

竹沢議員

それではあのまあ今後のバイパスそのものですね、こういうふう順調に進んで  
い  
けば駒ヶ根まで全線開通ということになります。そういう長い長期的な視野  
に  
立って、また大きな意味でのイベント性を念頭に置いていただいて今後の計  
画  
の中には是非記憶に留めていただいて、前向きに検討いただくようお願いを  
い  
たしたいと思っております。

それでは続いて次の質問に入ります。次にドクターヘリのヘリポートとして伊南行政組  
合  
消防本部南消防署の救急隊がまあ重篤な患者さんを搬送し、医師の診療を受  
け  
ながら医療機関へ瞬時に搬送するための、B&G海洋センターの前の駐車場これ  
を  
利用することを提案申し上げるわけでありまして、何故かと申しますと、信  
州  
ドクターヘリ松本から柏木までの到着時間、それから南署から各現場到着時  
間  
など想定した場合に、B&G海洋センター前の駐車場はドクターヘリのヘリポ  
ー  
トとして有効というふうで考えるわけでありまして、詳細についてこれから  
説  
明し提案申し上げたいというふうに思っております。内容につきましては南  
消  
防署から調査した事項でありまして逐次申し上げていきたいと思っていま  
す  
が、先ず119番の通報告知を南署が受けた場合ですが、救急出動指令を受  
け  
ての救急車にて緊急走行による現場到着時間でありまして、七久保地区で見  
ま  
すと例えば高遠原の駅の西付近で9分、JAの七久保スタンド付近で8分、上  
通  
り会所付近で9分、北村会所付近で9分、千人塚公園付近で12分だそうで  
あ  
ります。それからこの飯島では中央道のバス停付近で8分、文化館やこの役  
場  
付近が7分くらいだそうであります。それから田切地区でありますけれども、  
こ  
れはあの南消防署管轄でありますけれども実際はあの昭和病院へも搬送  
す  
るとした場合ですね、ドクターヘリをわざわざ使ってまでも直接救急車  
で  
病院へ搬送した方が時間的には早いということで、この分についての現場  
到  
着の資料は持ち合わせておりませんので補足して申し上げます。次に救急  
車  
が現場へ到着をして傷病者、怪我人などをですね救急車の中に収容して現場  
を  
出発するまでの



時間というのは概ね10分から15分くらい掛かるようになっておりまして、これはあの上伊那のそれぞれの伊南消防と伊那消防含めまして、そういうあの目標の時間設定があります。で次にドクターヘリでありますけれども、南消防署へ119番が告知をし通報内容から信州ドクターヘリ松本を要請して柏木運動場に到着するのに概ね20分以内で着くようであります。そこで時間を見ますと南消防署に119番の通報がありまして、南消防署でドクターヘリ要請の基準がございますけれども、この基準に基づいて判断して要請した場合、先程申し上げた各地区にですね救急隊が出動して現場到着して患者さんを救急車に収容し、現場を出発するところにはドクターヘリが柏木の運動場にまあ待機しておると言うことでありまして、柏木から病院までは2分くらいで病院まで着くということになります。病院の問題については後で触れます。で現在は昭和病院の場合はあの早実のグラウンドへ1回降りて、そこからまた搬送しますので二度の手間が掛かるということになってございます。ところで町長もご案内のように先般の伊南行政組合の議会で同僚議員の一般質問もありまして、来年度100,000,000円余の予算を投じましてこの病院の敷地内に嵩上げをして、受け入れる方の病院のヘリポートこれが来年できることになっております。さてそこで柏木運動場が離着陸する場合にですねヘリのダウンウォッシュによりまして砂ぼこりが舞い上がるわけでありまして、これが支障となるわけでありまして、現実的には柏木運動場へ降りた場合はですね消防車両による大量の放水が必要なわけでありまして、現実的には複数の消防隊の出動によりまして放水隊の確保ということか必要になるわけでありまして、ヘリポートはアスファルト舗装ですとか、あるいは芝生化されたこういうものが良いということになるわけでありまして、以前に柏木のグラウンドを芝生化してほしいということを要望しましたが、それをちょっと頭へ置いていただいて、でこの柏木の運動場の場所にした場合のちょっと問題点がありますのでそれは後で触れますけれども、次にですねこの信州のドクターヘリの要請基準について参考に申し上げますが、どういう患者さんをヘリコプターが来てくれるのかということでありまして、これはあの松本の指令室の室員がこれを判断して出動命令が出ます。外傷、外因疾患では車や重機だとか大機具に閉じ込められちゃったり、挟まれたり、下敷きになっちゃったり、はね飛ばされた場合ですね、それから高いところから転落したり墜落した場合、それから爆発した場合、雷の落ちた場合これは感電、それから銃で撃たれた場合ですね、それから刃物で刺された場合、それから指や手足が切断されて大量の出血をしておるときですとか、ひどい火傷など、それから呼吸循環障害では胸、背中、腹が突然ひどく痛くなったような状態ですとか心筋梗塞とか狭心症とか大動脈乖離などが挙げられます。それから息が突然苦しくなるようなアナフィラキシーなどがあります。それから脳神経疾患ではくも膜下出血とか脳梗塞だとか、こういうようなもの、それから心肺停止などが対象になるようであります。いろいろ調べたところ我が町ではお陰様にこの数年間ドクターヘリの要請が事例がございませんので結構でありますけれども、調べたところ中川村ではこの2年間に5件ほどございます。具体的には熱中症によるのが1件、それから蜂に刺されたのが1件、それからマメトラが足に挟まっちゃって怪我をしたのが1件、それから今年お亡くなりになった方がいますがスピードスプレーによる転倒によるのが2件ございます。で中川村の事情を聞きましたら最初はよくですねヘリのポートは大芝城址公園のグラウンドあそこを使っていたようでありまして、その時には消防車で放水をして受け入れてやったようであります。現在あの常

町 長

竹沢議員

泉寺の西側の方ですかあそこに舗装した大きな駐車場ができて、そこがヘリポートとして活用されているということでありまして、要はその舗装したり芝生のあるようなそういうところが適地であるということが言えるかと思うわけでありまして、そういう意味で町民の皆さんのまああつてはならないことでもありますけれども、重篤の患者さんが発生した場合にですね一秒一刻を争うわけでありまして、このドクターヘリによる活用によりまして医師も同乗する中で医療機関に瞬時に搬送するというので、別に昭和病院にかかわらず名古屋医大でも信州大学でも東京医大でもいろんなところへ搬送できるわけでありまして、そういうものを含めてB&Gの海洋センターの前が有効であるということでもありますので検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次のご質問はこのドクターヘリに関しまして飯島町としてはこの柏木の海洋センター前の駐車場の活用が非常に有効であるというご提案でございます。まあ今度はあの南信一帯をエリアとするこのドクターヘリの2機目が長野県内にも配置になったわけでありまして、拠点は松本に置くという形になっております。それで今お話のようにあの負傷の状況や病気によってまあ松本から飛んでくる、それからそこで緊急に搬送するのを松本の信大の病院当りまで行くのか、あるいは地元の昭和伊南でこの救命で足りるのか、もう少し上の伊那中央の救急救命センターへ行くのかによってちょっとあの内容は違ってくるかと思っておりますけれども、いずれにしてもあのそうした重症患者をドクターヘリで輸送することは飯島町にあれば非常にこれは有効な手段であるというふうに思うわけでありまして、概ねあのいろいろ地域によって数分の差はあるかと思っておりますけれども、概ね3分の1くらいの時間でまあこれが可能になるということで、大変あの有効であるというふうに思っております。それで現在はあのご承知のように柏木のグラウンドの方が一応あのドクターヘリも含めてですね、いろんなあの消防の火災訓練やなんかのヘリポートということで指定を認可を受けたわけでございますので、あの利活用としては救命救急のこのドクターヘリも柏木グラウンドで対応はできるという位置付けにはなっておるわけでありまして、なんせあの今お話のように砂塵が舞うわけでありまして、まあ訓練あたりの場合にはそれもまあある程度我慢できるかと思っておりますけれども、この微妙な患者さんを輸送するってこういう場合のこの粉塵、あの駒ヶ根の早稲田のグラウンドが芝生の部分が一部ありまして、芝生っていてもまあ雑草的な芝生なんですけれども、そこへ降りてもかなりあのこの小礫が舞うくらいはその支障もあるという形になっております。まあ緊急の時にはそういうことも言っておれないかもしれませんが、従ってあの海洋センターのお隣の、あのグラウンドのお隣の駐車場、これはあのまた後から出てくるかと思っておりますけれどもいろいろあのクリアをしにやならんあの規制もございまして、そういうものがクリアすれば可能不可能ではないというふうに思っておりますので、いろいろとちょっとまたあの専門的なひとつ見地に立ってこの有効手立てのための検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。以上です。

検討していただけるということでありまして、そこで具体的なあの現場の声も含めてそれらの文書回答もいただいておりますのであのご提案申し上げるわけですが、B&Gの海洋センターの駐車場を適地とする場合に問題点がございまして、あそこにあの植込が2つほどあります。11メートル×2メートル×0.5メートルのあのあれですが南北にありまして、これがあの離着陸する場合にちょっと支障になるということで、実はあ

の信州ドクターヘリ松本に対してこの件について調査していただいたところあの、これは実際は中日本航空が飛んで参るものですからそちらの方の回答がございまして、あそこに植木があるもんでアレを移動していただけるとまあ最高の適地であるという回答もいただいております。先ほどの検討という段階を含めましてですねその植木も是非移動していただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

町長

あの確かにまあ急病患者等を輸送する場合に埃が立たない、まあいわゆる砂塵が発生しないところに降りて緊急的に輸送するっていうことは非常に効率的だし、また安全だというふうに思っておりますので、ただあのあその駐車場、ポンプ操法の訓練やなんかに使っておるわけですが、今お話のように2カ所植込がつつじの植込があるわけですが、あれがある限りはとてこれはあのそうしたことに活用はできないということで、これをまあ撤去することの是非についてはまあ検討をしなきゃならんということになります。取ればあのヘリの離着陸についての法的な規制は一応まあ解除されて道は開けるというふうになっておりますが、あれを取るについてまあ周景施設でありますのでそのヘリうんぬん以前にこれはあのB&G財団の1つの施設整備の中でやっていただいた周景施設の1つでもありますので、その辺のところもちょっと調整をしていかなきゃならんと、場合によってはそれをあの移転して他の方の垣根をすることによってそれを維持できることも考えられますので、従ってあの砂塵の舞うよりもやはりあの埃の回らない、その同じ場所でありますので駐車場を活用してのこのヘリポートということについて具体的に検討をしてまいりたいということでございます。

竹沢議員

それではあのいろいろな課題についてはまた今後検討していただいて、是非実現するようにお願いをいたします。それでは3つ目の最後の質問の方に入らせていただきます。明日また同僚議員から関連した質問もありますのでそれはそれとして、飯島地区に生鮮食料品のまあ販売店の要望が多くあるわけでありまして、まあ残念なことに過去1年間の中にまあ飯島の中心商店街の中の生鮮食料品店も閉店したりしておるわけでありまして。またご案内のようにこの秋近く駒ヶ根市の赤穂高校西側にですね巨大資本の大型マーケットがオープンすることになってございまして、このことによりまして駒ヶ根市の現在の数店舗ありますけれどもマーケット的なものがですね相当影響があるということになります。また飯島町のJAなどの生鮮食料品を売る店舗につきましても影響がありますし、また中川村の田島のマーケットについても、また宮田村のマーケットについてもそれぞれ影響があると、経営を脅かされるということが言われて危惧されておる現状があるわけでありまして。こうした状況の中でまた過去にも同僚議員からも質問がありまして、町長はこの伊南バイパス、堂前線まで暫定供用のなかでまあ中型のマーケットくらいは招致したいということも答弁しておるわけですが、これらを含めてまあ現状どうなっているのか、それから併せてですねあのJAの方でガソリンスタンドなどをまあバイパスの沿線上に事業展開というようなお話も伺っておりますが、そこら辺も含めて差し支えない範囲で分かっている状況を取りあえずお答えをいただきたいと思っております。

町長

3つ目の質問は町内、特にこの飯島地区の中で生鮮食料品のお店がだんだんまあ減ってしまうと、買い物に不自由を感じる方が大変多いというようなことの中で、特に今度まあバイパス沿線沿いにもそうした生鮮食料品の中型スーパー的なものの誘致については前々からまあお答えをしてきておるわけですが、なんとかしたいという気持ちでい

っぱいでございます。と同時にこのことはあの町のこの買い物ニーズに対する町民の皆さん方のひとつの大きな願望でもあるわけでありまして、いろいろとまああの第5次総合計画に位置付けながらそうしたことも土地利用の中で検討しておるわけですが、なかなか現実には厳しいということをお願いを申し上げざるを得ないわけですが、それであるけれどもいろいろとあのいくつかの業者にわたし自身も直接トップと行き会いながら折衝をしたりお願いをしたり情報交換をさせていただいた経過もございまして。その中であのほとんどのこの業者、事業者の方が話を総合いたしますと、やはりこれはこうしたあの中型スーパー等の出店にあたりましてはその中のこの商圏内の人口ということはもちろんでありますけれども、近隣地域への同種の店舗の出店情報、あるいは開通後の更には先を見据えたりニアの中央新幹線あたりまでこの視野を持って行って、そしてそのことに対するこの消費動向がどう読み取れるのかというようなことも含めてですね立地をしていくと、まあこれは当然のことだろうというふうに思いますが、そうしたことをやっぱりそのプロの目を見た考え方の中で立地というものとは決まってしまうということも異口同音に話されておるわけですが、そのことは承知しておるわけですが、で加えて今駒ヶ根のあの小町屋地籍にかなりまあ大型のこれはあのご承知のことだと思いますけれども、この秋にはオープンという形になりまして、その辺のところも各事業所さんは非常にあの警戒をしながら今見つめておるというようなことでもございまして、逆にあのそうしたことの商圏に対する1つの戦略的な面もあるということもお聞きをしておるわけですが、この飯島町のバイパス沿線沿いに何も無いというようなこともひとつのこれはあの方向としてはかえってまた戦略の中の位置付けの部分もあるというようなニュアンスもお聞きしておりますので、今後今までの経過を踏まえながら更にこれが実現できるようなひとつの方向の中で検討をお願いをしたいと思います、引き続き誘致活動を進めていくということでもご理解をいただきたいというふうに思います。なおあのJAさんが伊南バイパスの方へガソリンスタンドをセットした中でまあ進出するというようなことは、これはあの過日の春の総代会の中で一部予算化をされて、方向としては決定しておるというふうに承っておりますが、その時期等については今後まあ田切の方へ道路の方向が展開していくというようなことの中で、形としてはこの飯島地籍地区の中というふうには承っておりますけれども、もう少しあの何年度竣工で営業開始というようなところまではまだちょっと具体的にはお聞きしておりませんので、そんなことでよろしくお聞きしたいと思っております。

竹沢議員

ただいまあの答弁がありました、まあ駒ヶ根に巨大なマーケットが進出してそのことによる影響もある中で現状バイパス沿線にそうしたいろんなお店がないことが逆に有利であるというお話もありましたが、まあそれはいかがなものかと思っておりますが、あのいずれにしてもですねあの町長も頭の痛いことでありまして、まあ行政がやるべき仕事ではないかもしれませんが、まあ子ども議会でもねこうした課題について率直にまあ意見が出ておるわけですので、明日はまた同僚議員からこの課題について質問があるかと思っておりますが、今一度あのこのバイパス沿線沿いを、また中心商店街を含めて活性化するためにどうしたらいいか町長のお気持ちをちょっとお聞きしたいと思います。

町長

まあこの問題は非常にあの、言ってみれば飯島町で一番の課題であるというふうにも考えても言い過ぎではないくらい、私もそれから皆さんも心配しておっていただく内容で



ございます。行政が自らその資本投下をして店を立地をしてということならまだいろいろご相談の方法もあるわけでありまして、これはやっぱりその事業に取り組む方のひとつの考え方方針でありますので、じくちたる思いもあるわけでありまして、やはりそのことを行政も町民のひとつの声を聞く中で一緒になってこれを実現するというその手法の中で努力していく以外にないということでありまして、これまでもやってまいりましたけれども今後ともそうした考え方の中でお願いをしてまいりたいというふうに思っております。ただあの少しずつまあ個店の小さいお店も消えていくということは非常にあの残念なことでありますが、その辺もまあひとつ後継者の問題もあろうかと思っておりますけれども、町内の各、まあ商工会さんもそうでありまして、ひとつ前向きに取り組んでいただいて何とか維持や新規開業の、そんな大きなものでなくて結構だと思いますので1つでも2つも実現していただいたらありがたいなと、その取り組みを是非期待しておるわけでありまして。

竹沢議員

最後にあの、ある町民の方の取り組みをご紹介して質問を終わりたいと思いますが、冒頭のマラソン大会の関係で電話をされた方なんですけど、昨年3.11からこれで1年半経過したわけですけど、まあジャガイモを作っております是非被災地へ届けたいとそういう提案がございました。で副町長にも相談したりしたんですけど、町としてはあのそうした取り組みはないということで社会福祉協議会を通じまして、たまたまわれわれ町と友好姉妹都市になります斑鳩町がスイカをまあ被災地へ送りたいということで、大槌町かな、送りたいということでそれと相乗りをいたしましてジャガイモを届けさせていただきました。また議員が昨年、南三陸町へ行ったわけですけども、そちらの受け入れ先の議員を通じましてジャガイモを送らせていただきました。先日7日の日にあの向から返事が届きまして南三陸町ではあの100軒のお家へ、1軒に4個くらい袋へ入れて配ったそうでありまして、あの町民の作られたジャガイモのあの大きい男爵ですけども、大変喜んでいただいたということでお礼のあいさつがありました。あの飯島町でもそういう優しい気持ちの方がおいでになるわけで、こうしたことに学んで町もあのいろんな意味で町民に優しい行政を今後もやっていただきたいなあとということを申し上げて一般質問を終わります。

議長  
9番  
坂本議員

9番 坂本紀子 議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。先ず初めに第1の質問であります課長や局長、次長の役割を町長や副町長はどのように考えているのかという質問であります。平成の合併と言われた4市町村の合併論議の中、住民の選択により飯島町は合併をせず自立の道を選んで9年目に入ってきております。自立にあたり住民や議員も加わった中でふるさとづくり計画が作られ、行政改革の1つとして平成27年までに正規職員を100人にする方向が打ち出されました。そして大課制、大係制により現在5課と議会事務局、そして教育委員会の中で正規職員113人、嘱託職員22人、臨時職員78人によって事務事業や行政サービスが行われています。臨時職員の中にはここ数年の緊急雇用対策での雇用の方々もおり、例年40人前後なんですけれども多い人数となっております。また人事評価制度は23年から始まっております。最初の質問であります過去10年間の中で課

町長

長、局長、次長が同じ課で3年以上在籍している割合はどのくらいかという点をお答えいただきたいと思っております。

坂本議員からは課長や局長まあ次長、言ってみればまあ課長級という形になるわけでございますけれども、この職員の対応の中で過去10年間の中でどのくらいまあ3年以上在籍した割合があるのかということでございます。平成15年度から24年度今年度までの過去10年間になりますけれども、課長、局長、次長が同じ課で3年以上在籍した割合は約50%、50%を少し超えておりますけれども、約50%という数字になります。それ以外はまあ3年未満という形になり、1年もあれば2年もあるという形になります。ここ最近の状況といたしましては年齢構成と退職職員の関係もございまして、比較的短い年数で入れ替わった課長職もございましたが、今後はまあ当面としてはある程度一定期間その職に就くという体制には方向としてはあると、年齢構成あるいは職員体制との関係からそんなふうに思っております。ただしまあ長過ぎることも弊害がございまして、適切な時期の異動やまた特殊な事情によっては期間の長短もありうることはご理解をいただきたいというふうに考えております。

坂本議員

今お答えがありましたのは3年以上というのが50%という数字でありまして、私はもうちょっと少ないのかなと思いましたが、あの意外と50%という数字になっておりましたことです。何故このような質問をしたかと申しますと、まあ私が調べた平成5年の早稲田町政、その後の熊崎町政の課長職のデータを調べますと少なくとも3年同じ課に在籍して仕事をしている方々が多かったと私は見ております。まあパーセンテージまではちょっとあの測らなかつたんですけども、平成5年からの人事異動をデータ化したものがあのありまして、それで一応調べました。それでまあ町長も副町長もこの2人の方々の下で仕事をされまして、長期にわたる同一課の課長職の在籍の、まあ先ほども町長がおっしゃいました良い点とか悪い点は十分ご存じの中でのこの数年の人事のあり方だったと私は思うわけですけども、課長クラスの方たちが2番目の質問にあります短い年数の在籍では長期的な課題の提案能力や選択能力など培いにくい中でまあ退職され、町にとっても本人にとっても利益があるとは思えませんが、その点町長はどのように考えているのかお答えいただきたいと思っております。

町長

まああの坂本議員が指摘されますこの短期間でのまあ能力を培う、特に課長職としての能力を培うというまあご指摘、これはある意味においては一理はあるというふうに思っておりますが、しかしその一方でまあ長期的な課題の提案能力でありますとか選択能力といったものは、この担当の課の課長職に着任してから培うことももちろんありますけれども、それ以上に今までのこの総合的な行政経験こうした中で身に付けたものが生きてくる場合も大いにあるということ、それから課長の取り組むこの職務というものがその課内の係長やそれから担当職員、これらのまあチームワークの合意形成の中で取り組み、提案というのが生まれてくるということもこれはあのご承知おきいただきたいというふうに思うわけでありまして。このことはあの具体的にはそうしたそれぞれの取り組みの中では、例えばまあ実施計画の策定あるいは予算編成作業、それから行政の内部評価や人事評価、それから各課の懇談、更にはまたこの各課を越えたあるいは連携をしたプロジェクトチーム内のいろんな経験もそうだと思いますし、それから庁議というものを開催しておりますけれども、まさにこれらはこうした手法でございまして。必ずしもその職が短いからといっ

て能力が発揮されないということでも決してないというふうに考えております。過去にも短期間でこの課長職等を経験をして立派に課長としての職歴を担った職員もかなり数多くあるということもまた事実でございます。以上でございます。

坂本議員      あの先程最初にまああの町長がおっしゃいました弊害とそれから良い点ということをおっしゃったんですけれども、またあのこのまあ大課制、大係制になった中でのその課の統廃合によりまあ課長クラスの席が減ったということもあると思いますし、その年功序列的な人事の中で50代層の職員たちがすごく多かったのも、ここ数年の人事構成の中ではあの1年で課長を移られた方もいらっしゃると思うわけですが、ということもあつた中での近ごろの人事の配置のあり方だったと思うんですがいかがでしょうか。

町 長      まあこの人事配置というものは大変難しいことではございまして、年功序列だけでは解決できない問題もありますし、それから職場内のいろんな事情、この職務のまた事情、それから今取り組んでおる重点的な部分でのその対応、人員配置ということがいろいろ総合的にまあ判断をしていかなきゃならないということではございますので、結果としてここ数年間は今おっしゃったような比較的短い職員の課長職の充当であったということは事実でございます。

坂本議員      課長クラスがですね専決するという、以前あの同僚の議員がまああの課長に専決する分野を増やした方がいいのではないかと質問があつたんですけれども、その中であのまあ課長クラスが専決するという仕事の中身の文書があるわけですが、まあそれを読みますと事務的な事柄からそのお金に関することから部下の休暇の問題からまあ仕事の内容にまで多岐に渡っております。でまあ課全体を見渡せる能力や長期構想の中でその年度の役割とかは町にとっていま何が重要なのか、また今後必要とされる事柄は何なのかという問題意識を持って仕事をすることがまあ課長としては重要なポストであると思うわけです。それで3番目の質問に当たります政策提案はするが決定するのは理事者であるという課長がおられますけれども、理事者というのは任期4年という中で選挙公約に沿って仕事をしているわけです。しかしあの課長クラスまで行く方たちは長くこの町の変容を見てきております。例えば理事者が望んだ政策であっても国や県の政策、そして町全体の過去から未来の姿を考えますと早急でなくてもよい政策などがあつた場合に、押し留めたりあるいはもっと力を入れた方がいいのではないかと提言する能力が必要だと私は思うわけですが、そのための現在あの課長クラスの教育はどのように行われているのかその点をお尋ねしたいと思います。

町 長      まあこれは今申し上げましたことと合わせてですね、課長職は長年まあ行政運営に直接関わった経験というものが非常に強みであるというふうには、また町長といたしましてもその積み重ねたノウハウというものを新たな発想や感性に多いにまあ期待をしておるということで頼りにしておるわけでありまして。でその課長の提言するあるいはその能力というものを、引き出す力というものを如何にこの出してもらうかということになるわけでありまして、これはあのやはり常日頃より心を開いて、私の政治手法や行政課題について出来るだけ多くの意見を聞くように心掛けております。それから課長職向けの外部研修にも参加をさせておりますけれども、私といたしましてはこういった日々の対話の機会を大切に、そこの奥の底にある能力というものを是非できるだけ伸ばしていきたいという考え方の下に課長指導を行っておるということではございますのでご理解いただき

たいと思います。

坂本議員      今あのおっしゃいました外部研修というのは、それはあの1年間に何回というかそういう形なのか、それともまあ課長クラスの方たちがそれぞれの職務における専門的な分野の研修に行くんでしょうか、そこら辺はどのような形なんでしょうか。

総務課長      課長職としてのまあ研修的なことでありますけれども、あの先ず課長職になったときには当然新任でございますので、新任の課長として研修にその機会に参加しておりますし、後それぞれあの業務的な研修まああのその職の、課長のいる職場としての研修にも参加しておりますし、またあの自己的な研修にも、まあこれは全員ではございませんけれども、任意でありますけれども参加しているということではあります。

坂本議員      今のお話ですとまあ新任になって初めて、新任になった課長となった場合にはやはりまあ係長から課長ということなので、あの同じ課の中でそのまま課長になればいいんですけれども、まったく課を超えて課長になった場合はやっぱりあの課長としては大変だなということは今あの思って、まあ研修もされているということではあります。それで4番目の質問でありますまあ課長、教育次長は課全体の仕事の進み具合とか、部下の健康やまあ課全体のコミュニケーションを図るために、日頃その部下の方たちとどのようなコミュニケーションをとっているのか、それともあのまあ心がけていることとか、具体的にこんなことをやっているということをお聞きしたいわけですが、それぞれの課長たちに一言ずつあのお答え願えればと思うんですがいかがでしょうか。

町 長      あの今理事者としてまあ課長に対する指導やいろんな対応についてのことは申し上げましたけれども、課長自らが課内において取り組んでおる内容を個々の課長に聞いていただくということの可否をひとつ議長と判断いただいて、よろしければ各課長の方から答弁をさせていただきます。

議 長      それではあの本来は町長に答弁を求めるわけではございますけれども、特例として課長職の方一言づつ感想を述べてください。総務課長。

総務課長      まあ課長としてのあれですが、あの課長一人で課の中でなかなか人数が多かったりいたしますので、課全体を把握していくのは難しい面もありますけれども、その中でまあ課長補佐の協力を得ながらいろいろなことをやっております。それでまああの課全体といたしましては、まあ私総務課の方ですので総務課を中心にお話させていただきますが、年度当初であります課全体の打ち合わせを全員の中での打ち合わせを行っております。まあこれはあの業務的なことを含めてあの福利厚生的なものも含めて行っております。その他あの年間通じて課全体の打ち合わせ状況により行っております。それからあの朝礼では基本的には毎日課長としての言葉を申し上げておりますが、まああの無い日もございます。それから課長と係長のコミュニケーションでございますけれども、月1回以上は課長、係長の会議を持ってまあ業務的またあの重要な事項等の打ち合わせをしております。それからあの課長と一つごとの係との関係でございますが、これはあの業務的な内容で重要な事項等につきましては係長と課長だけではなく係員を含めた中での課長と係の打ち合わせ会を行っております。それからあのまあ当然でございますけれども、業務的なことだけでこれはあのコミュニケーションなかなか取れないということもございまして、福利厚生的なこともまあ時間外に行う福利厚生的なことも適宜行うことでコミュニケーションをとっております。なかなかあの課全体の把握っていうのは一つの課、全体的にどこも大きくなってき

ておりますので把握できない面もございますけれど、それぞれ職員の方たちも協力をしていただいております、もし何かあった場合には逆に課長なり係長なりを通じて、これについてこうだよってということで逆に言うていただく面もございますので、逆に課長としてもそれに対応しなくちゃいけないということで、当然あの打ち合わせの中でそういうふうな報告をしてやっていくということでございます。以上です。

住民福祉課長 それでは住民福祉課の関係でございます。今あの総務課長の方からお話がありました基本的にはほとんど一緒でございます。住民福祉課の場合、課が非常に大きいわけでございますので、私自身があのそこに座っているっていう機会があつて多いわけではありません。従いまして全課員の様子を毎日目を通していかつていくなかなかできない状況がありますけれども、なるべくそういったことのないように努力はしているつもりでございます。また仕事に関しましては先程来話がありますように、朝礼を毎日しておりますし、毎週、課長・係長会つていものを課長会の後実施をさせていただいております、仕事内容についての情報の共有等を図っているところでございます。係と課長との関係ということにつきましてはそれぞれ問題がありましたら係長と一緒にその中でコミュニケーションをとっているというような手法でそれぞれ来ていただきますので、中身についてはそういった形でコミュニケーションをとっている状況でございます。また福利厚生関係につきましても総務課と同様でございます。以上です。

産業振興課長 産業振興課におきましても総務課、住民福祉課と同じでございますけれども、まあ自分は基本的にはハウ・レン・ソウ、報告・連絡・相談というのを基本的に据えて、何かあればその場でいろいろ相談を受けたりしております。それから特徴的にはあの休暇、特に夏休み等につきましては課長・係長は休暇表に基づいても取得日を決めまして、それに基づいてあの係の方が係ごとに取得表を作って休みをとっていただくということで、健康管理には十分気をつけて休みを取って休養を十分とりながらやっていただくということをお願いしています。で、通常のあのコミュニケーションをとる会議等につきましては他の課と同じですが、係ごとの係会も随時行つていただいて課長・係長会の後にその係会をやつていただくということをお願いしています。また日常的なあのコミュニケーションの中では産業振興課の与田切の河川敷に一部まああのうちで実施している事業ですけれども、それぞれ分割して管理するところを持っていますので、そういったところの作業を行つたり、産業振興課は特にイベントが多いものですからイベントの中でコミュニケーションを図つたりさせていただいています。またあの土・日と旅行に行つてきたんですけれども課の旅行、あるいは時間外の懇親会等でコミュニケーションを図っているところでございます。以上でございます。

建設水道課長 建設水道課の関係でございます。基本的には事業課でございますのでそれぞれ現場へ出る機会が多いということで、係単位がコミュニケーション、仕事の執行上の単位ということで係長の方で係の掌握をしっかりしていただいております。それであの具体的には係内で朝礼終了後に係内での打ち合わせ、あるいは係会等を開いて進行状況それからコミュニケーション等を取つていただいているという状況でございます。それでまああの係を超えた連携を取らなくてはならないというそんな事業、課題等がございますので、その場合には係長の方から言うていただく、あるいは私の方から見ていて課長・係長会ということを開いて進行それから対応等を検討するという、そんな対応をとつております。以上であ

教育次長

ります。

教育委員会の関係でございますが、今まであの課長の発言にあつたこととほぼ同様でございます。1つあの特殊な状況がありまして教育委員会大変あの職員数の多い職場でございます、町から給料なり賃金が支払われている職員、正規、嘱託、臨時を含めましておよそ100人ほどになります。これにあの県から給料等が支給されております学校の教職員これを含めると160人ほどの大所帯になります。従つてあの全員の方と私の方でコミュニケーションをとるといふのはなかなか困難な状況にあるわけでありまして、それぞれあの施設なり機関に責任者がおりますので、その責任者の皆さんと私の方でコミュニケーションをとつて職員の状況を把握するといふふうになつております。加えましてあのできる限り機会を捉えましてそういった機関、施設に私の方で出かけてまいりまして直接あの職員の様子を見たり、あるいは時には声かけをしてあの様子を把握するといふことを努めております。以上でございます。

会計管理者

それでは会計課から申し上げます。会計課は職員3名ということで1課1係でございます。各課同様に朝礼をいたしまして、仕事の内容の確認ですとか体調の確認をしております。会計のまあ主な処理といたしましては各課からあの伝票が回付されてまいります。その種類によつての出納事務ということになるわけでございますが、その伝票の枚数がですねあの歳出伝票になりますと月平均で1,000枚、それから他の収入伝票等を加えますと1300枚から1,400枚月にして回つてきてございます。でそれにつきまして3名全員の職員が目を通して確認をいたしました上で出納の処理ということになつてまいりますので、もう環境的に3人でコミュニケーションを取らないと事務が回つていかない状況でございます。で日々あのそのように3名という少ない職員でございますので、コミュニケーションは図られておりますし、これからもとつてまいりたいと思つております。以上でございます。

議長  
坂本議員

坂本議員 次の質問に移つてください。

ありがとうございますというか、あのそれぞれの課長職の方たちの仕事内容からまああの具体的な職員の方たちのコミュニケーションの取り方、それから管理の仕方など実際にやつておられるのを聞きまして、それを毎日ないし月1回とか毎週とかいう形でやつていられて、いろんな形の中で努力されていることがわかりました。これからはですね業務が忙しい中、現在されていることを続けていかれまして課としての戦力アップとまたそれぞれの職員が孤立化して仕事をするところのないよう、風通しのよい職場づくりに心掛けていただきたいと思つています。本会議初日でまああの私が有給休暇取れていないのではないかとあのまあそういう質問をしたわけですがけれども、その時の町長のお答えは、あのまあ週末の行事で出勤した職員には代休を取らせていると、まああの町長はおっしゃつておりましたけれども、その後で少しあのまあ福祉課の方ですけれども、なかなかそういうわけにはいかないときもあるといふふうになつていらつしやる職員がおりますことをちょっと一言添えておきますけれども、そういったあの職員の忙しさとか仕事のあの有り様つていふのを目をかけて行つてくれることが課長クラスの方々の仕事であると思つていますし、まあその事実をですね理事者に伝えて、例えば忙しければですね現場をわかつてもらうということもしていかねばいけないと思つていますし、あのこの人数でできないとなればあの政策のやり方も変えていかねばいけないと思つています。そのためにはですねあの

課長クラスの方たちがやっぱり1年という、まあ今までそういう短いときもあったと思うんですけども、仕事をやり遂げたというところまではいかないと思うので、是非ですねこれからはそういう部分を考えた人事配置ということをお願いしたいと思ひまして、最後にまあ先ほども町長は日ごろのコミュニケーションの中で課長クラスの方たちとあの仕事の内容、政策の内容などをわかる努力をしているというふうにおっしゃったわけですが、あの最後に町長、それから副町長、教育長も与えられた任期の中でこの住みやすい活力のある飯島町にするために、日々努力をされているわけですが、自身のそれぞれの方たちの町への思いや政策への考え方などを、まあその日々というかそのどのような形の中で課長職の方たちと共有し伝えるために、どんな努力をしているかその点を簡単にいいので一言ずつお答えできればと思います。

町長

その前にあの年休消化がしにくいということのご指摘の中で、代休を優先させてそれに取り組んでもらっておるということをお願いしたわけですが、一部にはそれが取れないという実態があるような今お話でございましたので、もしそうであるとすればちょっとまたあの内容を調査して具体的にまた対応を考えなきゃならんというふうに思っております。

それからまあ町長としてまたあの副町長もそうでございますが、この自分の思いや政策への考え方について日ごろよりまあ心を開いて、課長職の職員と政策の共有ということがやはり大事でございますので、議論はいろいろあるかと思ひますが、最終的には共有をしてそれに心掛けていきたいということで臨んでおるところでございます。先ずあの定例会議といたしましては、毎週月曜日には全課長を集めて課長会を開催をいたしまして、政策や細かい行事についてその内容等の確認を行っておりますし、また課長会だけでは対応できないようなものにつきましては、また個別のまた課長との協議も重ねていくという形になります。それから重要事項や各種の計画等につきましては理事者、課長による庁議というものを開催をして、これがあの庁舎内部の最高決定機関というふうになるわけでございますけれども、そこで方向付けや内容の共有を行うとともに、年度初めには理事者懇談会、課別懇談会、それからこれから秋から冬になってまいりますといよいよ実施計画のローリング作業や予算編成、査定作業というふうに進んでまいります。まあこのように多くのでできるだけ機会を捉えて政策協議や政策の共有、共通の認識の上で仕事が進んでいきますように、それぞれのまた能力のひとつ提案も求めながら忌憚のない意見交換の中で行政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

このあの時間がだんだん迫ってきましたので、本当は副町長や教育長にも聞きたいと思ひましたが、これであの最初の質問の中でまああの町長がそういうふうにな言われましたように、あのいろいろな場面でまあやっているということでしたが、そのこの課長の仕事のあり方ということ深くまあ追求していきますと、まああの大課制、大係制による行政の効率化ということまあ向上してきているという、それは平成22年の4月のふるさとづくり計画の検証の資料の中では出ておりますけれども、このまあその課を超えた政策によりということまであの今後うまく横のつながりという中で仕事が進んでいけばいいんですけども、現在のこの100人体制という中では非常にあの厳しい、あのまあ福祉課のような大きな所帯になると出来にくいという所も出てきて、今後の25年度におきましての事業内容とか、まあ正規職員を100人態勢でいくかどうかということなど、

あの今後のあり方はすごく人事のあり方と密接に関わってくる問題でありますので、是非あのもう一度考えていただきまして、今後の取り組みを100人体制ということにこだわることなく、まあ事務事業の見直しなども考えていく中で政策がうまく進んでいけるように望みまして次の質問に移りたいと思ひます。

2番目の質問でありますあの北街道3号線と荒田線の今後の考え方はどのようなものかという質問であります。先日あの七久保区会の方や役場担当課、副町長と一緒にですね現場を見て回った中、以前から要望の出ていました道路について、153号線から中川村小平を通りまして荒田線、北街道3号線とつながり、飯島飯田線へと接続される交通の流れの中で尋ねるものです。北街道3号線からコメリ側の飯島飯田線への出口は荒田方面から上ってきますとちょうどですね、座席の低い乗用車などですと右側にありますアジサイが花の咲く頃大きくなって、視界が悪くて見渡せずに飯島飯田線へ右折左折の際には危険であるということで、また事故も起きております。で、毎年ですねあのまあこれはあの北街道の方たちは小さく刈り込んでいるわけですが、区会としてはねこれ以上北街道の方たちには言えないということもあります。それでですね、もう一つはあの逆に飯島飯田線の方からですね北街道3号線の方にこう左折ないし右折してくる場合はですね、かなり手前の方からスピードを落としてこないこの飯島飯田線っていうのがまあ60キロ平均ぐらいで皆走っておるものですから、どうしてもあの北街道3号線の方のセンターラインが入っているわけですが、それを割ってしまう可能性がすごく多くて、あのここは出口付近道路の拡幅をしてほしいという意見が出ております。で、町での考えは現在どのようなものなんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

町長

次のご質問は七久保地籍の北街道縦3号、それからそれにつながる荒田線でございます。この今後の考え方について、特にあの交差点、アジサイの植栽等の支障もあるというようにございまして。この国道153号と主要地方道の飯島飯田線、これを連絡しておるのがこの2つの路線の位置付けでございます。JR飯田線と荒田公会所の間は既に拡幅改良済みということでございまして、中川村の方でも順次まあ改良が進められておるというふうに側聞しております。そこであのこの主要地方道の飯島飯田線、この交差点でありますコメリのところの交差点でありますけれども、町道といたしまして2車線にはまあ拡幅をされているものの、この交差点の形状が大変小さいために出入りしづらいという形になっておりまして、右折レーンを設置する交差点改良がどうしても必要というふうに私どもも考えております。まああの先に七久保区の現地調査の折りに坂本議員もまあ地元議員のお一人として同行されたようで、状況十分分かっておると思ひますが、このことについてはあの既にまあ再三この管理者であります県道飯島飯田の管理者であります建設事務所の方へ要望をいたしてございまして、重点要望をいたしてございまして、これと歩調を合わせてまああのそうした植栽のこともまあ考えていかなきゃならないということで、また後ほど課長の方から申し上げますけれども、その近々っていいですか、できるだけまあ伊那建設事務所の方でこれを前向きに捉えていただけるというような感触は持っておりますけれども、ちょっとまだあのこれが年度的にいつになるかということまあ申し上げられる段階ではございませんけれども、で、問題のこのアジサイにつきましてもこれもまあいろいろ歴史がございまして、地元の方が丹精をされて毎年まあこまめに手入れをしたりして見事な花を咲かせておると、非常にこれはあの花の道的な部分の一貫でもござい

して、大変ありがたいというふうに思っておりますし、それからアダプトシステムのまあ一貫にも担っていただいておりますという道路景観上の問題もあるわけですが、やはりあの交通安全上支障があってはならないというふうに私も思っております、なかなかあの地元調整お願いしても難しいと、それぞれの思いがございまして、で、できればこれはあの現在はあのそのことが若干聞き入れていただきまして、大変低く刈り込んでいただいて、そこそこの見通しはあるというふうに思っております。またあの地元からもいろいろと要望もあのご意見としてわたし自身にもいただいておりますけれども、できればまあその辺のところを一気にまあアレするには、この交差点改良に併せて前後かなりの部分のもう一度見通しの良い交差点改良をしていただくのが一番筋ではないかというふうに思っております、その時をもってまあひとつ地域のそれぞれのコンセンサスを得てまいりたいというふうに考えておるところでございます。若干この交差点改良のことについては建設水道課長の方から補足をさせていただきたいと思っております。

建設水道課長

今町長の方から答弁をいたしました件でございますが、伊那建設事務所の現地調査というのを年1回行っております。こちらの方でこのカ所につきましても、町の方から要望カ所ということで要望を行っておるところでございます。こちらにつきましてはあの必要性については伊那建設事務所の方でも十分認識はしていただいておりますというふうに私どもも思っております。それであのただあの予算的な部分もございましてなかなか時期について明確なところがいただけてないという状況でございます。今後また要望の方をしっかり要望活動を強めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員

伊那建設事務所の方たちとお話をしているということで、まあ必要性は感じていらっしゃるということなのですが、まあ予算の部分ですね、あの結構、田んぼから高いのであの部分埋め立てをして広げていくとなるとまあお金も結構掛かってくるかと思っております。でまあ時期は分からないということですが、あの今現在あのJRから下の荒田の集会所までは広がっており、そこからまああのコメリの上ですね、そこは待避所がですね3カ所、以前はなかったんですけども待避所が3カ所出来まして、その待避所が出来たことで、まあ消防署の方にも私は聞きに行ったわけでありまして、このラインを下の方の小平の方からですね153号の南消防署があるわけですが、あそこから真っすぐ上に登ってきてコメリのところを左に折れるとちょうどあの七久保の方では新屋敷と高遠原が守備範囲で、消防署としてはあのラインですと登ってきて、消防署というか救急車の出るときはあれをよく活躍するというので、3カ所の待避所ができてとてもあのありがたいということをおっしゃられました。そういうわけですねあの1つのあの道として、要するに小平からの1つのラインの中でそのあの一応待避所はできたわけですが、あの時視察をしている時でさえもですね、待避所に車を止めないですね、突っ込んでくる車もあったわけですが、この待避所のところから待避所を含めた中でのその下の踏切までのカ所は待避所だけで終わるのか、それとも1つの道として拡幅していくのかと、そこから辺はどのように考えておられますでしょうか。

町長

今のお話はあの交差点から踏切までのことございまして、3カ所のまあ待避所を設けさせていただいておりますと、全線改良計画はもちろんあのこの町の将来方向としては持つておるわけですが、なかなか延長が長いために一気にというわけにはまいり

ません。そこであの今3カ所ある待避所のこの幅員というものは将来の拡幅使用でもって手戻りのないような形の中で完全な対象としてまあやっておりますので、今後改良するとすればそれ以外の部分の延長という形になりますので、これもまあ計画的にはやっておりますけれども、かなりのお金がかかる問題でございますので順次優先度の判断をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

あのお話はよく分かりました。それとですねもう1つはその、そのままあの集会所から下のJA野菜種苗センターという、あの要するに小平の方に行くラインですね、中川村との境なんですけども、あそこの一部、上原宅の近くがですねすぐ果樹園が出てきまして道路が狭いわけですね。それであの救急車はやっぱあそここの狭いのですごくあの対向車が来た場合にどこにも避けられなくて、あのカ所が、あそこをもう少しなんとかしてほしいというなまあお話でした。消防署にお話に行きましたらそういう話が出ておりました。それであの現在中川村の方はですね下の方の小平のあたりから道路を少し拡幅しまして、きれいにできておまして、今後あの飯島町さんの方も道が広くなることを想定する中で、まあそれはいつとは言いませんでしたけれども、つながれるような形の中で中川は考えているということをおっしゃいまして、まああの定期的にあの町村境のルートの道路においてはあの建設水道課の課長さんとお話をしているという話でしたけれども、今後その荒田の集会所から下のラインについてのお考えはどのような考え方でいらっしゃるでしょうか。

町長

まあこれもあの今言ったあの非常時対応の車両通行というようなことも考えますと、拡幅をしていく必要のある道路であるというふうに認識はいたしております。でこの北街道3号からずっと荒田線、中川境まで行くにはひとつの3つのそれぞれのまあ考え方に立って計画的にやっっていくかなきゃならんと、一番やはり優先は先程のあの県道へ出る口元の所の改良が、どうしても優先的には一番必要だという順序、それから今待避所のありますこの踏切までの拡幅改良、それから荒田の集会所までは出来ておりますので、そこから下、中川にかけてはその次の段階というようなひとつの順位でもって今所管の方では位置付けしておりますけれども、救急車があのリング園の所辺りが少し狭いということは私も承知しております。ちょっとあのもう一辺いろいろ検討しまして、できれば待避所対応で1カ所か2カ所やって救急車がスムーズに、あのあそこは確かにあのカーブもございまして狭いということは承知しておりますので、ちょっと現実的な対応は検討させていただきたいというふうに思っております。

坂本議員

現実的な対応ということでお答えをいただきまして、まああの消防署の方にですねお話に行きまして、その消防車の問題と救急車の問題と両方お話を伺った中で、町との対応はどのように、と言いましたら、消防署の方はですね今ある道路をいかに早く行かれるかと、あと待避所があるところのラインの中で救急車は稼働しているということで、救急車を通るから道を広げてくれみたいなそういう要望は消防署としてはやったことがないということなので、あの是非ですねあの道路の、まあこれはあの今現在あの北街道3号線と荒田線のお話をしましたけれども、今後総合的な道路の考え方としてはやはりあの消防署の方とお話をする機会もあってもいいと私は思いましたので、あのもう1つ飯島地区で入りにくいという、あの今言いませんけれども、消防車が入りにくいという地区もあると聞いておりますので、是非、道路総合的な中ではあの救急車、消防車が入れるような待



避所の問題も考えながら、一般の特にあの細目の道路についてはあの考え方を持っていていただきたいと思ひまして一般質問を終わりにしたいと思ひます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時20分といたします。休憩。

午後 3時 2分 休憩

午後 3時20分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

3番 浜田 稔 議員

3番

浜田議員

それでは通告に従って一般質問を行います。今回は町の新エネルギービジョンのその後の展開についてお尋ねするものであります。近年、気候の異変を感じるのは多分私だけではないだろうと思っております。観測史上最大と形容される台風や集中豪雨、竜巻の発生に加えて今月に入ると関東地方では利根川水系の渇水で取水制限が検討される事態にも至っているとまあそんな状況になっております。世界規模では7月にグリーンランドという名前とは裏腹に全て氷で覆われた大陸でありますけれども、この氷の表面の97%が溶けて科学者を驚かせるという事態もありますし、アメリカ、ロシア、ウクライナ等ではですね大干ばつが発生しているのはご存じのとおりであります。こうした気候変動に立ち向かう国際的な枠組みとして京都議定書が締結され、その流れを受けて飯島町は平成20年新エネルギービジョンを纏め上げました。町内に埋もれている新エネルギー源の調査を行い、飯島町にふさわしい新エネルギー導入の方向を明らかにしようとするものであります。新エネルギービジョンはどこの市町村でも策定しているものというふうには私は実は思っておりますけれども、先般ですね中部伊那市町村の中では飯島町だけだということが分かりまして、まあ飯島町の積極性を評価するものであります。ところでこの新エネルギービジョンで提言された課題はどう受け止められて、その後どの程度の資金と人材を投入して、町の自給率はですねこの4年半の間にどのように向上したのか、この点について最初にお尋ねしたいと思ひます。

町長

それでは浜田議員からは町の新エネルギービジョンのこの現在の進捗状況、それから今後の工程表ということで大きくご質問をいただいております。先ず最初に制定から4年半経過いたしました町の新エネルギービジョン、この進捗とこの資金投入、人材投入、それから自給率はどのように影響してきているかということのご質問でございます。お話にございましたように平成20年の2月に飯島町では飯島町地域の新エネルギービジョンを策定いたしました。できるだけまあ環境負荷の少ないこの地域の資源を活用した新エネルギー導入のための調査報告と、方向性を示した指針ということで位置付けて策定してあるものでございます。この中で飯島町に適したこの新エネルギー導入のための事業を主体別に一応体系別に示しておるわけでありまして、ひとつのこれはまあ提案というような考え方でございますが、先ずあの町が主体として取り組むこの事業の考え方といたしましては、公共施設における太陽光発電システムの導入、それからハイブリット型の街路灯の設置等が挙げております。それから町民の皆さんが主体として取り組むべき事業といたしま

しては、一般家庭における太陽光発電システムの導入、それからミニ発電所の建設計画、これはまああの町民発電所というような考え方の下にごくまあ小ミニ的な発電の考え方でございます。それから今度は専門の事業者が取り組むべきものとしたしまして、ペレットハウスのボイラー等の導入やクリーンエネルギー自動車の導入等々でございまして、こういうまあ組み立てになっておるわけでございます、この事業の中から平成21年度より地球温暖化対策推進委員会で新エネルギー導入についても検討いただく中で事業着手をしましてまいりました。この平成23年度まで昨年度までございすけれども、具体的には町内小中学校への太陽光発電システムの全校への設置事業、それから防犯灯のLED化これは全て終わっております。それから一般住宅への太陽光発電システムの設置補助これも随時まあ補助事業を実施しております。それからペレットストーブの導入事業これはあの一部公共施設が中心でございすけれどもそんなこと。この4事業を町では主にまあ実施をしましてまいりました。この新エネルギーに関係施設の事業費の総額は349,000,000円ほどに上っておりますでございます。それからこの関連事業への人材の投入の部分でございすけれども、これはあの事業実施所管課、具体的には住民福祉課の係の中でございすけれども、そのこの現体制の中で対応いたしましたので新たな人材投入というものは町組織の中ではございせんでした。それから平成23年度の新エネルギーによる発電の推計量でございす。これはあの太陽光等を中心にいたしまして280世帯分、キロワットで170万キロワット、平成19年度の約2.8倍くらいがまあなっておりますという状況でございます。それから平成23年度末のエネルギーの自給率でございすけれども、これはあの飯島町には長野県の企業局の与田切発電という部分があるわけでございます。これはまあちょっと別にいたしまして、家庭での消費推計電力量、トータルで推計いたしますと2,150万キロワットに上ると、これは全電力消費量全体の8%ぐらいをまあ占めるんではないかというふうに見込んでおります。従いましてまあ3年間で約5%ぐらい向上しておるという状況でございます。まあこのようにあの徐々ではありますけれどもこの自給率の向上もしいだいに進んでおるという認識でございすのでご理解いただきたいと思ひます。

浜田議員

新エネルギービジョンの策定以後の進捗についてお伺いしました。ちょっと私349,000,000というのは意外だったといひますか思いがけない大きな数字だったんですが、この大きな項目、1番目、2番目あたりについてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

町長

まあこれはあの町が実施をいたしました2つの大きな事業がかなりを占めるわけですが、ひとつには申し上げました小中学校3校へのこの太陽光発電システムを既に導入した費用。それから防犯灯の全灯へのLED化これは各自治会・耕地総代さんを中心にお願ひしたわけでございます、その他にはあの補助事業としてのまあ太陽光発電への支弁というようなことも入っておりますが、主にはこの2つであります。担当課長の方から少し補足をして申し上げます。

住民福祉課長

それでは投下総額の内訳でございすけれども、これにつきましては町が全部出したということではございせん、ちょっと内訳を申し上げますと小中学校への太陽光システムの設置につきましては、これはまあ町が中心ですが143,000,000円余り。それから防犯灯のLED化事業これが23,000,000円余りでございす。それから一般住宅の太陽光発電システムの設置補助事業、これにつきましては投下した契約額ということで、その額

でいきますと 179,000,000 円、まあ補助金はもうそれよりうんと少ないわけでございますけれども。あとペレットストーブの関係の導入事業につきましては 1,600,000 円ということで、合計すると先ほどの金額になるということでございます。

浜田議員

それでは確認させていただきますけれども、今の金額は個人が出資した分も含んでいるとこういう理解でよろしいでしょうか。

住民福祉課長

議員ご指摘の通りです。

浜田議員

ようやく数字の差が認識できました。それではあのこのビジョンの中ではですね、かなり飯島町内のエネルギー資源についての詳細な分析を行っていきまして、その中で特に有力なエネルギー源として3つを挙げているというふうに私は理解しております。第1番目が太陽光、これはあの太陽光発電もそうですし、それから太陽熱の利用も含めるという意味だと思います。それから2番目が小水力発電、そして3番目がクリーンエネルギー自動車だったというふうに報告ではなっていると思います。ただ非常に率直に言いましたね、この4年半現実に進んでいるのは、まあLEDの件はありますけれども、主に太陽光パネルの普及だけでですね、まあこの点で飯島町が他の市町村より特に際立っているという印象は正直言って私はあんまり持てないわけでありまして。それから町の事業計画を見ましても、基本構想それから前期計画の中にはですね自然エネルギーについてはまあ一般的な表題が並んでいるだけで、具体的な話になりますと実施計画ざっと眺めてみましてもペレットストーブの導入補助金が 1,310,000 円、年当たりですね。それから小水力開発支援と太陽光パネルの補助併せて 1,910,000 円、年当たりと、いうぐらいしか実は目立たなかったように思います。それでは実は本日からあの意見募集が始まる町の第4次環境基本計画、これの中ではどうかということも眺めてみました。その中ではですね平成29年までの5年間にあと300戸の住宅にパネルを乗せて、町のエネルギーの自給率を3%改善するんだと、こんなことが計画目標として書かれています。ただ残念ながら小水力やバイオマスについてはですね、タイトルは並んでおりますけれども計画としては目標値もそれから推進するステップも明示されていないというふうに私はみました。で、その一方昨年12月に同僚議員があと同じくエネルギービジョンやそれから小水力の導入についての一般質問を行ってございまして、その中で町長はですね砂防堰堤発電所などについてかなり具体的に触れておられましたので、私はもう少しそれが形の中に入ってくるかなというふうに期待しておりましたけれども、まあ残念ながら今のところ町の計画の中に具体的な姿は見えてこないというのが現状ではないかというふうに思います。で、このエネルギー計画も含めてですね全て仕事というのはPDCAで回すもんだというふうに思います。つまり計画を立てて実行してその結果を点検してそれでその次の対策に入ると、まあこれが仕事のサイクルだと思いますけれども、現在のようにですねそもそも計画の中に具体性がないものは点検、対策というサイクルに入りようもないということですね、このままでは何か推進力不足があるのではないかというふうに私は感じております。この辺りあの町長としては本音のところですね、どんなようにお感じなのかということをお尋ねしたいと思います。

町長

まあ今のご質問のPDCA、これは計画を立てて実行をしてそれを検証して必要な対策を講じていくと、このサイクルで回っていくべきであると思っておりますが、ただこの新エネルギービジョンの内容につきましてはこの飯島町における地域新エネルギーと省エネのま

あ導入という方向性を示したもので、これがあの主観になっておるわけでございますので、言ってみればまあ導入の指針として策定をされておるということでございますから、いわゆるこの目標数値、あるいは目標設定をした内容の計画書ではないということでございますので、現実問題としてこのPDCAの手法によって総合的には実施はされていないということは事実でございます、これはまたあの後ほど申し上げますいわゆる新エネルギーの活用計画の中で位置付けていくというふうに思っております。それであのここ1・2年来こうしたあの東日本の震災の後のエネルギーの問題、それから着実に進行する温暖化現象への問題、この町の新エネルギービジョンは決してそのそうした時代を考え方を、ひとつの考え方が先取りしたものであるというふうにもまあ思っておりますので、決してあのぶれることなくこれはこれとしてあの中心に据えて今後取り組んでいく必要があるということでもあります。それでまあ思いといたしましてはあの砂防堰堤、これはあの国土交通省が直接管理をする与田切川を中心にした施設があるわけでございます、これもあの上伊那周辺には無いわけでありまして、全国で初めて木曾の南木曾町でこの上流河川事務所、国交省の管轄はちょっとこの天竜上流とは違いますけれども、木曾川水系になるわけでありまして砂防堰堤を活用したのが日本で第1号として大きく報道されております。規模的にはまだ飯島町の方のこうしたあの砂防堰堤の方が大きいというふうに私は見ておりますので、なんとかあの天竜上流の所長さんにこのことを一緒にまあひとつ手を組んで考えていただきたいということを再三、現在もやっております、あの前向きに検討していただいておりますけれども、ちょっとまだあの具体的にこう実現の歩みになっておりませんが、是非これはあのやって、向こうもあの意欲的にひとつモデル的に考えとっていただくということでございます。同時にまたあの国の方もですねこうしたあのエネルギーの新しい再生可能なエネルギーの政策というものがかなりここ1年ぐらいの間に具体的に取り組んでまいりました。この9月というふうに言われておりますが、この政情が今のこういう状況で果たして出るかどうかわかりませんが、2030年を目途にしてこの自然再生エネルギーの占める割合を25%から30%ぐらいにまあ引き上げていきたいという1つの方向が出されておりますし、更にまたあの最近ではこれがかなりグレードアップしてその設定目標を作るといようなことがいろいろあの報道ではされておりますが、定かなことはわかりませんが、一応ほぼ町もそうした指針に沿ってですね、この実践計画というものを立てていきたいと、これはあの町外のひとつの識者も入っていただいて具体的な、太陽光の方はまあそうした補助制度をもってやっていくのがよろしいかと思っておりますし、また役場の庁舎の屋上にもそれを是非掲げたいというふうな計画を持ってございますけれども、やはりあの小水力、水力を活用したこの飯島なりきのその条件も立地条件も恵まれておりますので、その辺の調査もまあ先程のあの補正予算で一部あの調査費を計上させていただきましたけれども、国も県もそうしたことに対するこれからこ入れというものが非常にあの有利な形で出てこようかということでございますので、できるだけ早い時期に、できれば年度内にとりうに思っておりますけれども、この実践計画を樹立したうえで個別の計画というものは十分検討してまいりたいということでございます。

浜田議員

エネルギービジョンそのものはあの提言でありますので、それでPDCAが回ることはないというふうに思っておりますけれども、是非町の具体的な事業計画の中に取り入れ

ていただきたいということを改めて要望したいと思います。で今あの小水力について触れられましたけれども再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度の発動を受けてですね、最近各自治体の動きが非常に急だというふうに私も見ております。直近の2週間ほどの新聞記事見ただけでも上田市、松本市、それから上伊那地方事務所がいろんな動きを始めているということでもあります。そこであの飯島町での非常に先ほどのビジョンで有望だといわれている小水力発電のですね、意義についてちょっと改めて確認をしてみたいと思いますけれども、まああの先般、中部伊那でもお話ししましたが、長野県は包蔵水力の埋蔵量では全国で2位、それから河川の包蔵水力という意味ではですね、トップファイブのうちの3つが長野県に属していると、まあ木曾川、天竜川、信濃川、ですね。そういう意味でこの長野県で水力発電が先頭をきらないようではですねもう何をやっているのかということになるのではないかとこのように思います。水力発電そのものは極めてクリーンなエネルギーであることはもちろん言うまでもないわけですが、私はその他に2つ非常に大きな特徴があると考えています。ひとつは投資効率が極めて高いことですね。一般的に言われていますのは小水力発電の設備投資はですね、だいたい1キロワット当たり1,000,000円と言われています。もちろん規模にもよりますが、そんなものだろうと思います。一方太陽光は最近の相場でいくらでしょう、400,000円か500,000円ぐらいですかキロワット。そうしますと一見太陽光の方が安く見えるわけですが、太陽光の稼働時間はですね年平均で1日当たり3.5時間、それに対して水力発電はほぼ365日回りっ放しということで、同じキロワットで考えますと小水力の方が5倍から6倍くらい効率が高いと、そういう考え方をしますとですねはるかに小水力発電、まあ水力発電全般の方が単位出力当たりのコストは安い、太陽光の半分以下だというふうに考えられています。あのある百科辞典によれば自然エネルギーの王様だという位置付けが与えられているようでもあります。それからもう1つの特徴はですね1世紀以上の歴史を持つ非常に枯れた技術だという点であります。あの技術者はよく枯れたという言葉を使いますが、これはあの芸が枯れていると言うのと同じ意味でですね、青いところがない、要するに様々な問題点が叩かれて全て叩き出されて安定な技術になっている完成度の非常に高い技術だという意味であります。で、当然その結果、設備寿命も非常に長いということになっています。あの中川村の南向発電所は既に85年の歴史を持っていますけれども、今から12年前平成12年にですね全面的な改修工事を行いました。で、それも単に改修しただけではなくてそれまでの発電量を約1割アップするという、非常にあの長期に亘って効率的な発電を続けている施設であります。水力発電というのはそういうものだというふうに私は考えています。で、こうしたことを考えるのであれば水源とそれからあの好むと好まざるとにかかわらず非常に高低差の多い地形でありますので、これを飯島町がですね利用しない手はなかろうと、太陽光発電だけで、まあ失礼な言い方をすればお茶を濁していいのではなかろうとこのように思います。まあそういう意味で是非小水力発電の開発に対しての優先度を上げていただきたいと、またその具体化にとりかかる時期ではないかというふうに考えますけれども町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長

今、浜田議員の方からこの発電の能力的な部分も含めての数字の上の説明がございました。こちらまあ同様なような考え方で思っておりますので、少しあの形を変えて申し上げてまいりたいというふうに思いますが、この7月からご承知の通り再生可能エネルギ

浜田議員

ーへの固定価格の制度というものが発足をいたしまして、制度以前では1キロワット当たり8円前後であったものが、これが20年間固定の中で35円70銭というふうに変更をされたところでございます水力発電の場合。それで今もお話ございましたが小水力発電での建設費用では一応まあ1キロワット当たりの建設費が1,000,000から1,500,000くらい掛かるというふうになっておりまして、こうして計算してまいりますと最低でも年間発電量は5,000キロワットぐらいはまあ見込めるという試算が成り立ちます。そこでまあ年間この売電収入180,000円ぐらいになるだろうというふうに見ておりまして、初期建設費の投資分は10年以内でまあ回収されるだろうという見方をしております、だいたい浜田議員のおっしゃっていることと結構一致するんじゃないかと、しかもまた耐用年数、寿命というものは今80年というふうなお話もございましたけれども、最低でも50年は大丈夫だろうというふうに見ておりますので、飯島町といたしましてはこの恵まれたあの水利というものが残っています。いろんなあの調整はもうもちろんしていかなきゃなりませんけれども、非常にあの有効であり有利であるというふうに考えて、こうしたあのエネルギー事情等も踏まえてですね、また温暖化対策へのひとつの取り組みという観点からも是非前向きに推進していかなきゃならないという、好むと好まざるとにかかわらずこれはやっていくべきであるというふうに私も思っております。でまあこの町がどういうふうに参加をして関与をするかということについてはまたいろいろの規模にもよりますが、それから水系体系の中でもいろいろこう振り分けた考え方をしていかなきゃならないということで、ちょっと今具体的にどこがどうというふうには申し上げられませんが、いろんな考え方と取り組みがあるだろうというふうに思っておりますが、ただあの補助制度だけをあれして後は個人、民間に任せるということでなくてですね、何らかの形で直接参加も含めたその考え方というものをやっぱり位置付けていくべきだというふうに思っております、そういう意味であの今後まあ調査を今これから開始をいたしますけれども、それに基づいていろいろとまたご意見も広く各層から賜ってこの町の新エネルギーの取り組みの実践計画というものを位置付けて、それによってまあ展開してまいりたいということで、これはもう待たなしの1つの町の行政取り組みであっていいんじゃないかというふうに思っておりますので、積極的に進めていく所存であります。なおあのちょっとお知らせを申し上げておきますけれども、去る7月の31日に新エネルギー講座を文化館でやっていただきまして大勢の皆さん方に受講をいただきまして、これはあの当時は県の環境課長さんに来ていただいて直接お話をお聞きしたわけでございますが、この第2回目のこの講座を今度は10月の9日の日にもう少しあの専門的なグレードアップした講師を中央からお招きをいたしまして講座開設をする予定でございますので、今日もあの傍聴人の方もおられますけれども、テレビ等を見ていただく方も含めて是非また大勢の皆さんに受講をいただいて、そうした知識も深めていただきたいと期待をいたしております。

大変積極的なご返答を歓迎するところであります。ところでですねまああの小水力をいろいろ良い面があると申し上げましたが、現実には全国的にはですね必ずしも順調に進んでいないのではないかとこのように私実は感じています。でそれはあの水利権以外にもいくつかの障害があるように見えます。その1つは発電所と消費地の距離ではないかと思えます。太陽光の場合には屋根の上にパネルを乗せればですねその屋根の下家庭で使えるわけですが、小水力の資源っていうのはしばしば山の奥の方にあたりし

てなかなか利用地点まで引っ張るのが大変だということですね。実際にあの全国の220カ所ほどの例が出てました。県のホームページにも出てますけれども県内の12カ所の小水力発電の例も含まれていましてですね、その事例をいくつか拾って眺めてみたのですけれども、その多くが観光を兼ねた実証実験、余りコストパフォーマンスがよくない実証実験であったりですね、それから温泉や観光施設、あるいは学校など非常に限られた用途への電力供給というところに留まっているというのが私がいくつかの例を見た実感であります。まあその中にはあの長野市大岡の砂防堰堤の発電所もありましたけれども、ここも確か5-6キロワットぐらいですかね。そんなところでいかにも中途半端だなというふうに感じた次第です。それからもう一つの課題というのはあのこれは確かちょっと住民福祉課からお借りしたんですけれども、「自然エネルギーは地域のもの」というあの独立行政法人の科学技術振興機構、これに総務省が協賛した緊急のシンポジウムの中で九州大学の島谷教授が書いていることなんですけれども、あの地域をまとめて資金集め、手続きをいろいろ推進してですねまあ小水力をやろうということになるわけですけれども、どうしてもあのボトルネックになるところがあると、それは社会技術というふうはこの教授は呼んでいますけれども、それぞれの発電所の条件に適正な技術をですね的確にまとめ上げる人材、能力が必要だとまあこんなことをこの教授は書いております。でこの2つずっと考え合わせてみましたんで私自身も非常に小さな数百ワット級ですね小水力発電所をいくつか見学に行ったりして、これを発展させるにはあのごく小さな機構、小水力を積み重ねていけばいいのかなというふうに思っていたのですけれども、こういういくつかの事例とですねレポート類を読んでいる間にちょっと違うのではないかということをし少し考え始めたわけです。で、それはですねむしろ数百キロワット級、まあ1,000キロワットというところちょっと大風呂敷になるかもしれませんが、まあ少なくともその程度の規模の発電所に正面から本気で取り組むべきではないかというふうを考え始めるに至っております。まあそのことによってですね地域の仕組みのまとめ方、それからそれを担う人材、まあこれは町内に少なからずいらっしやると思いますけれども、そういう方々がノウハウを獲得してですね、でそれを例えば農業用水か何かの100キロ50キロワット級の発電所に展開する、町自身の取り組みとして展開することができるのではないかと、こんなことを今考え始めております。その一方で水力というのは枯れた技術ということもありましてですね、ある程度のスキルを持った方であれば容易にその技術を習得することができるのではないかとまあそんなふうにも考えております。ただここでいきなりそういう大風呂敷を広げるつもりもありませんし、それから先程町長がおっしゃったように全てを行政で担うべきだというふうにも私は思っておりません。まあ様々な形態があるというふうに思っています。ただ少なくともその具体化の一步を踏み出す時期にきているのではないかというふうに思っておりまして、で、ここでですねあの規模はともかくとして、しかしある程度の規模を前提とした具体策、推進のための組織と人材の整備というものに着手すべきではないかというふうにも考えておりますけれども、まあこういう意見について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町長

まあこの飯島町が持つておる資源としてのまあ水力発電の取り組みについては、あの事業の組み立てはもちろんあの段取的にやっていかなきゃならないわけでございますけれども、やはりあの地域の皆さんがこの小水力発電に対する理解、啓蒙というものも是非持

っていたかかないといろんな場面でこの利害関係が生じてまいりますので、地権者の問題、水利権の問題、等々いろいろあるわけでありまして。また電線を引っ張るにもいろいろとまたこう関係がしてまいりますので、そうしたことも合わせてまあ並行してやっていかなきゃならんと、であのこれについてはあの説明の内容を十分持って誠意を持って対応すれば必ずや住民の皆さん方は納得していただけるひとつのテーマではないかというふうに思っておりますので、そのことをひとつ本格的にまあ進めていかなきゃならんと、同時にそれじゃ具体的にどういう手法でもって町は関わりを持ってやっていくのかというのが先程の実践計画であります。これはあのある程度小さいものは補助的な考え方を持って進めることもいいと思いますし、そこそこ中規模から以上になる場合にはやっぱりプロの目から見た取り組みのこともやっぱり考えていかなきゃならんと、それで町はどういうところで位置していくかということでもありますので、それはもう少しちょっと時間をいただいて整備をしていかなきゃならんとというふうに思っております。で、いずれにいたしましてもこれはあの今までもこのエネルギービジョンの策定以降こうした問題についてはあの所管の課の中の兼務体制でやっておるわけでありまして、なかなかあの専門的な分野でこれを分析していくというのは至難の業でございますので、そうなりますとひとつ専門的な人員配置というものがどうしてもこれは必要になってくると、これはあの必ず投資は報われるというような前提の中で考えていく必要があるんだろうというふうに思っておりますので、今後のまあ推移の中で考えていくべきことでもありますけれども、町の職員自らがそのことをあれするのがいいのか、また外部的な専門の知恵を入れていくのがいいのか、これはまた今後の検討課題とさせていただきますと思います。いずれにいたしましてもこれはあの100名体制のいろんな問題もあるわけでありましてけれども、こうしたものについてのまた分野とは別建てな考え方をある程度をしていかなきゃこの兼務の中の100名体制の中ではとてもじゃないが出来るものではないというふうに思っておりますのでその辺ご理解いただきたいと思っております。

浜田議員

私もあの職員の皆さんだけでこれを担えるものでもないし、逆に町内にはですね技術面、あるいはその組織をまとめ上げるという点でのそれなりの経験をお持ちの方も少なからずいらっしやると思っております。そういう方を是非活用していただいてですね、成り行きでの町の中からのその自然発生的な運動ではなくて、それを超えるリーダーシップを是非発揮していただきたいなあというふうに思うわけでありまして。それから先、あのかなりの規模と申し上げたのは決してあの単に思いつきで言っただけではなくてですね、実はあの新エネルギービジョン丹念に見てみますとかなり具体的なところまで踏み込んだ検討の跡が見出されました。その1つはあのいろんな事情で中断することになりましたけれども、ウドン坂の発電所の問題が1つですね。それからもう1つ驚いたのはですね、先ほど町長がお話されたあの砂防堰堤発電所ではないかなとおぼしき記述が実はかなり具体的にされています。これはあの与田切川そのもので、今あの与田切発電所はだいたい2.4立米、あの2.4トンの取水量になっているわけですけれども、この検討材料はですね2.7トンと書いてありますので別系統ですね。しかも落差が10メートルと書いてありますので思わずあの第2砂防堰堤を想像してしまうわけですけれども、このくらいのところでの発電というのがですね実は新エネルギービジョンの中に書かれていました。ですので私はこのくらいのところまで踏み込んで推進する検討をですね、できるだけ早く進めていただきたい

いなというふうに思うわけであります。ついでに申し上げますとあの砂防堰堤についてはあの国土交通省が砂防堰堤の発電をやるためのガイドラインみたいなものを発行しております、その中には例えば単一の砂防堰堤での発電、今の例が例えば10メートルの落差で発電するとその例ですけれども、もう1つの例はですね、もう1つ上流の砂防堰堤から管を引っ張ってくると、まあそんな話も出てました。私もちょっと似たようなことを考えていたんですけども、例えば第2堰堤の上って言いますと与田切の発電所のすぐ上になります。で、そこから引っ張ってくるという手もありますし、その一方で例えば与田切発電所の放流水っていうのはもう少し下の方まで使えるわけですから、これを使わせていただければ沈砂池も入らなければですね、ゴミも取り除かれた水も使えるという意味で、それから落差の点でもざっと地図見ますと少なめに見ても30メートルくらいありますので、与田切発電所の10分の1ぐらいの出力が期待できるのではないかというふうに思っておりますので、このぐらいの視野です是非検討をお願いしたいというふうに考えるわけであります。まああのいろいろお考えでいらっしゃるようですのでまあそれを期待しておきたいと思えます。

なお自然エネルギーの活用については、ただいくつかの点を付け加えておきたいと思えます。で、先ほどの報告書の中でですね、あのタイトル自身が「自然エネルギーは地域のもの」というタイトルがついております。で、この文章の中ではですねこういう指摘があります。地域のエネルギーを地域外部の利潤獲得に終わらせてはならない、まあこういう指摘ですね。で具体的な例としてですね青森県のお話が出ていますけども、青森県は非常に風力発電の推進地で192ほどの風車があると、ところがそのうちでですね県内の出資によるものはたった7基のみということで、ホタテの販売額85億円に近い75億円の売電収入の大半が県外に流れていってしまうとまあこんなことが書いてありました。で、与田切発電所はあの企業局ですので県の組織には違いありませんけれども、まあ残念ながら私が見るところでは本当の地元の飯島町との間の交流がまだまだ希薄だというふうに思っていますので、今後の水力発電に関してはですね是非こういったところも巻き込んで、本当の地域のエネルギーとしての展開をお願いしたいと、まあ悪い言葉で言いますとエネルギー植民地主義というのがあってですね、他所の方が来てエネルギーだけ持って行ってしまおうということにならないような取り組みをお願いしたいと思います。それから今日同僚議員からあの町長の成人式でのあいさつが出ましたけれども、私も実は大変感銘をもって聞いておりました。まあその中であの印象に残ったことの1つがですね、原因究明もないままの原発の再稼働に対しては非常に大きな疑問を感じるというあいさつでありました。この自然エネルギーはCO2削減というふうだけに留まらず、日本のエネルギー政策の転換にとって非常に大きな意味を益々持つようになったというふうに考えている人たちがいます。この水力発電の歴史について調べものをするうちに先ほど触れたあの中川の南向発電所の歴史を知ることになりました。まああの町長に申しあげるのは釈迦に説法だと思えますけれども、福沢諭吉の婿養子です福沢桃介の最後の事業でありますね。で、今から85年前土木事業も今よりはるかに進んでいなかった時代にですね、駒ヶ根の吉瀬から中川まで大自然の障害と向い合って100年間も生き残るような事業を推進したっていう、この構想の大きさには改めて脱帽するものであります。それに比べて今私たちが向い合っているのはですね、非常に率直に言えますけれども、残念ながら国や省や県のような権益

町長

の縦割であったり、あるいは水利権であったりという人間が作り出した障壁がむしろ目立って仕方がないという印象があります。昭和の初期の人たちの志に比べてあまりにも障害が違うのかなというふうに思うわけでありますけれども、まあそういった障害に立ちすぐんでですねあの当たり障りのない規模で目標を定めることがないように、まあ将来の批評に耐えられるような事業展開をお願いしたいと思います。まあそうした全般的なことについて町長の見解をお伺いして一般質問を終わりたいと思えます。

まあこの新エネルギービジョンにも謳われておる基本的な考え方というのは、1つにはこの地球温暖化への何としても食い止めていかなきゃならない、化石燃料からの脱却というようなこと。それから今度のまあ震災の教訓からも、できるだけまあ原子力発電に頼らない自然再生可能エネルギーの1つの開発なんだということと同時に、今言われております地産地消、電力もまあ地産地消の方向を探るべきだということで、ただ売電ができるから採算コストでどうのこうのという議論だけでなく、特にあのこうした中山間農村の場合にはそのことが非常にあの有益であるというふうに思っておりますので、その電力の地産地消にも結び付けた考え方をしていくべきだというふうに思っております。そのことを総合的に今回のこの実践計画の中へ盛り込んでいきたいと、同時にやはりあのクリアしていかなきゃならない課題も非常にハードルが高いわけでありまして、現在ではやはり実際にはこの国土交通省の水利権の許可の問題、これはまああの観光水路とその増幅水量との兼ね合いもいろいろあるわけでありますけれども、全体としてはやはりかなり綿密なこの建設計画というものを立てないと許可が下りないということがあると、ただこれがひとつこの時代の流れの中で来年あたりにはそれが非常にまあ規制緩和されるということも期待をいたしておりますので、タイミング的にはまさに今これから進めていくのが一番いいんじゃないかというふうに思っておりますし、それから町の関わり方いろいろ考えられると思えますけれども、やはりあの砂防堰堤の、まだこれはあの決して前向きなこの方向で結論出ていないとかお話を聞いておりませんが、やはりあの国土交通省自らがここの一級河川の施設を活用することによって、この考え方の普及と啓発ということももちろんつながりますし、是非先鞭を切っていただきたいなど、そこでまあ町がどういう関わりの中でこう取り組めるかということも一つの課題として出てまいりますので、その辺も今精力的にまあお願いをしておるところでございます。あとはあのひとつの規模に見合ったひとつの町の介入っていいですか支援の仕方、それから取り組む基本的な部分の考え方というものを整理してですね、総体的に実践計画をまとめあげて、それからあとは実践をしていく、住民の皆さん方の合意を得て進めていくということで、何としてもこれはあの自然再生可能なエネルギーの方向というものは一町村単位の問題だけではございませんけれども、飯島町はそのことを積極的に取り組んでまいりたいという私の今の考え方でございます。

浜田議員

終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時 2分 散会



平成24年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年9月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

三浦寿美子  
宮下 寿  
堀内克美

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	浜田幸雄
議会事務局書記	市村晶子

## 本会議再開

開 議 平成24年9月11日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。  
4番 三浦寿美子 議員

4番  
三浦議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に介護保険制度改正後の介護の環境について質問をいたします。介護保険制度が改正され5カ月が経ちました。大きく介護サービスの環境が変わりました。その影響が見始めてまいりました。ヘルパーの生活援助サービスの介護報酬が1時間で区切られていたものが45分とされました。ヘルパーや事業所の声を聞いてまいりました。洗濯が時間内に終わらない。利用時間がとれずに出来合いで我慢をしてもらっている。会話が減り利用者の変化が分かりにくい。やむを得ず無償で時間延長をしている。町内のヘルパーさんからは地域性が全く考慮されていない。買い物支援は移動時間が掛かりそれだけで時間がいっぱいだと言っておられました。デイサービスでは介護報酬の時間の区分が1時間延長されました。事業所の皆さんが口をそろえて言われたのが時間を延長したがこれからは日が短くなる、利用者が早く帰宅したい気持ちが強くなるので対応に悩む。勤務時間が長くなったことで職員の負担が重くなった。利用者が落ち着いていられる限界は従来の7時間がぎりぎり。精神的なストレスになっている。など町内においても残念ながら私の懸念どおり、事業所も利用者も様々な問題に直面していることがわかりました。そこで現状をどう把握しているのかお聞きをいたします。

町 長 それでは三浦議員のご質問にお答えをしてまいります。先ず介護保険制度改正後の介護の環境についてということで、介護保険制度が4月からまあ改正をされて大きく介護サービスの環境が変わったわけでありまして、この現状をどう把握をしておるのかということでございますが、いろいろ今多くの声があることを挙げられてお話がございましたように、4月からの介護保険制度改正に伴う訪問介護や通所介護、この時間帯変更による影響は利用者それからサービス提供者双方に出ていますようで、いくつかの事業所にお聞きしたところでは一部にご指摘のような声もあることを承知しております。サービス提供の時間変更帯とともに単価の見直しも行われておりまして、利用者側から言えば利用時間によって若干の負担の増減が出てきておることも事実でございます。それから特に訪問介護事業所の皆さんからは時間短縮に伴うぎりぎりの状況の中で、訪問の都度利用者の顔を見ながら話を聞き、1回の訪問でお掃除や買い物それから調理などといった複数の業務をいろいろと工夫をまあこらしながらやっただいておるということをお聞きしておりまして、商店の減少に伴って買物の業務提供に支障をきたしておると、買い物に行く距離も長くなっておるといような一部にもあるということもお聞きしております。それから通所介護の方につきましては、これまでと比べて利用時間の選択肢が広がったことによりましてサービス調整を行う居宅介護支援専門員、これはあのケアマネジャーのことでございます

が、この専門員や受け入れをする事業所ではそれぞれ大変ご苦勞をされておるといふふうに伺っておりまして、利用者や介護する家族の希望に添えるように事業所で柔軟にまあ弾力的に対応をしていただいておりますというのが実態だろうといふふうに思っております。まあこのようにあのお聞きする中からは事業所の人員配置や人件費負担の訴えが多く出されました。介護職の処遇に関しましては国でも課題として捉えて、今回の改正でも改善に向けた取り組みが行われたといふふうにされてはおりますが、報酬面をはじめとする労働条件が他業種並みとなりまして、魅力ある職種として認識をされて質・量ともに充実した人材が確保されることが必要であるといふふうに考えております。お話にございましたように確かにあの15分の短縮ということは、都会の中心部なんかと比べましてこうしたあの市町村、田舎といつか中山間の構成する市町村では大変その通勤っていいですか通うにも時間が掛かるわけでありまして。その分がサービスの現場の面で支障をくるといふことは実感として十分理解しておるわけでございます。既にあの国の方は次の介護制度改正に向けての内部検討に入ったといふふうに聞いておりますので、そうした面いろいろご意見があると思います。これからまた検証をいろいろしていかなきゃならんと思いますけれども、理事者をはじめそれぞれいろいろあのそれぞれの協議会、検討会もこれから頻繁に開催されていくと思いますので、十分その辺のところは現場の声をお伝えしてまいりたいといふふうに思っております。以上であります。

三浦議員 ただいま介護保険改正後の様子をお聞きをいたしました。厚生労働省は今回の改定実施前に生活援助サービスの時間区分は必要なサービス量の上限などを付したわけではない。利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきことは従前通りであるとしております。しかし同じサービスが続けていては経営が成り立たない介護報酬の体系になりました。事業所の安定した経営なくして安心して介護サービスは受けられません。事業所は介護サービスを提供し介護報酬を得ることで成り立っているので、ニーズに応えるためには利用者に負担をしてもらうという選択肢しかありません。今回の改定で利用者には財政的な負担と精神的な負担が増すことになりました。飯島町の中で起きています状況を把握することで問題点をはっきりさせる必要があると思います。先ほど町長もそういうことを言われたのではないかといふふうに受け止めましたが、そのためには実態調査をすべきだといふふうに思います。現在の高齢者係の職員は現状でも手が回らないほど大変仕事量が多いとみております。調査にあたっては専門的な知識が必要ともお聞きをしております。職員体制を整えなければこの実態調査といふものはできないのではないかといふふうに思っておりますが、今後どのような対応をしていくのかお聞きをします。

町 長 今まあ実態調査といふようなお話が出ましたけれども、当然のことながらあの次の介護制度の改正っていいですか計画段階では実態調査を含めていろいろとあの検討を重ねていかなきゃならんということでございます。今はまだ改正始まって約半年経っておりませんので、その辺をまた今後1年ぐらい経ってか、またその後においてかはちょっとはつきりわかりませんが、いずれにしてもそうした意見がだんだん出てくると思いますので、次の介護保険制度の向けての部分も含めましてですね人員体制ももう一辺検討をして、次のステップに進んでまいりたいといふことでございますので、いずれはまた実態調査といふようなことになろうかと思っております。

三浦議員 ただいま町長からは3年後には見直しがあるといふことで、それに基づいて実態調査

もしていきたいというふうにお話がありました。後ほども少しその点について深めたいと思いますが、地域包括ケアの定期巡回、随時対応型訪問看護サービスの利用の実績はあるかということでございます。介護報酬が低いので低賃金でどこでも人員不足に苦慮をしているようです。町内に介護事業所と連携して24時間の切れ目のない訪問看護を提供できる事業所がないのが現実です。老人保健施設では長期の入所者に対する介護報酬が大幅に削られました。このため在宅介護への移行が既に始まっております。このような制度で対処ができるのかどうか、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

町長 次は地域包括ケアのサービス利用の実績、ということではよろしいですね？定期のこの巡回、随時対応型の訪問看護につきましては地域密着型のサービスとしてこの4月から新たに位置付けられたものであります。基本的には町内の事業所によりまして飯島町の方に向けての事業を提供をしていただくものということでありますので、近隣市町村においてもサービス提供事業所として指定を受けたところはなくて、今のところ飯島町では利用実績はございません。今回の介護保険事業計画の中では平成26年度までの3カ年で当町に事業所開設の見込みがなかったことなどから、サービス見込み量をゼロとしておるわけです。需要が今後あるかどうかについては地域包括支援センターが中心となりまして二月に一度開催しております指定居宅支援事業所の連絡会というところで、ここにおいてこの6月に投げかけをしたところでありまして、実際のニーズ把握はこれからの課題であるということになってございますのでご理解いただきたいと思っております。

三浦議員 今のところニーズもまだあるということも掴めていないような様子をお聞きできました。次に介護予防日常生活支援総合事業は全国で84市町村のみの実施となっております。昨年12月の答弁では平成25年以降実施をしていく方向で検討をしているというふうにお答えをしておられます。実施の可能性についてお聞きをいたします。

町長 介護予防の日常生活の支援総合事業ということでありまして今後の実施の可能性についてでございます。この事業につきましては地域の支援事業の中にまあ位置付けられることになっておりまして、この地域支援事業というのはご承知の通り介護保険財政、いわゆる介護給付費の3%というものを上限として介護保険制度から費用が賄われてくるわけです。その中心となるのが介護予防事業でございます。国の方向付けといたしましては様々な講座や教室や啓発サービスなどを提供することによりまして、要支援や要介護状態に陥らないことを目指すものでありまして、中でも要支援、それから第2次予防事業対象者に対して町が地域特性を生かして、多様なまあマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、必要とされる介護予防や生活支援サービスを町の判断によって総合的に提供をすることができるとういうことになっておりまして、これもまあ全てあの介護保険ばかりでなくて、町の健康づくりについては予防措置予防介護というところにまあ力点を置いておる関係で、必ずしもあの後退になっておる制度とは思えないわけです。いずれにいたしましてもこれはあの今24年度は準備段階ということで再三申し上げておるわけでありまして、介護予防事業に着目した重点的なこの取り組みについては25年度を目途に進めてまいりたいという今の考えでございます。

三浦議員 25年目途にということでお話をお聞きしました。私はリハビリを中心に行っているデイサービスを行っている事業所のお手伝いをしております。医師に歩くことができないと言われた人が自力で歩けるようになったときの喜びようは言葉になりませんでした。しか

し時々職員が困ったと頭を抱えているのが介護度が軽くなった利用者へのその後についての対応です。リハビリの効果は介護度を軽くいたします。ところが介護度が要支援1、2、要介護1、2となることで利用できるサービスが限られてまいります。リハビリの継続が困難になるために症状が重くなった例も私はこの目で見ております。介護度に関係なく一人ひとりに必要なサービスがあることを実感しております。目先の介護サービスの利用量の増加対策以上に介護予防日常生活総合支援事業の選択は私はむしろ介護度の重い人が増えるものと見ております。介護予防はもちろん進めていかなければなりません。しかし介護を必要としている人から必要な介護を奪うことは介護度の重い人を行政自ら生み出すことにつながると私は危惧しております。介護予防日常生活総合支援事業を私は取り入れるべきではないと提言いたしますがいかがでしょうか。

町長 あの今申し上げましたようにこの介護予防の総合支援事業というのは、介護予防を中心に据えた考え方の制度でございます。一部にあの今お話のありましたようにそれぞれの階級の中で介護によって少しそれが改善をするというケースもみられるわけで、これはあの大変結構なことだろうというふうに思っております。ただそれに見合ったまた介護措置を講じていく必要があるわけでありまして、ただそのことのみをもってその全体の予防介護というものをしないというわけにはまいりませんので、やはりその辺のところは力点を置いて、それから今お話がありましたようなこともこれは十分また配慮をしながら統合的に対応していく必要があるというふうに考えておりまして、一応25年度実施目標というものは今のところ変えておりません。

三浦議員 是非あのこの制度によって町が主体的に行う事業に変わっていくという中では、今の介護保険対応ですと専門職が対応するわけです。しかし町が主体になるということで専門職でなくても対応できるというようなことも制度の中に入っているように私は理解をしております。そうした場合には本当にあのそうしたきめ細かな一人ひとりに合った介護のニーズを対応できるような、介護予防の対応ができるかどうかということは非常に心配になっております。その点で今後しっかりそうしたことにも目を向けて研究をしていただいて、25年度取り入れるようでしたらこのことで利用者の皆さん介護に後退をもたらさないような取り組みを是非していただきたいというふうに思います。関係者の意見要望がないということは問題がないものと受けとめていて、以前、介護保険制度改正の説明をされた厚労省の担当の方が言っておられました。私はその言葉を直接聞いております。ところが先程もお話しました町長の認識もあるようですが、利用者からも事業所の側からも今回の新しい制度によって良くなったという声は聞こえてきておりません。まず、3年後見直しをするからという先延ばしの実態調査ではなく、今問題点を明らかにしてその実態を、これでは困る、こんなことがあるということは次々と厚労省の方に改善してほしいという要望を上げない限りは、1年2年3年とずっとそのことで苦しむ人たちが生まれてしまうということになります。また先程も申しましたが、事業所は介護報酬でもって経営を成り立たせています。その点が改善されずに経営を成り立たせるためには利用者さんからサービスを奪ったり、サービス料を上げたり自己負担をしていただかなければならないというようなことが次々に生まれてきます。それができなければ経営、運営、営業をやめると、やめざるを得ないという状況も生まれてくると思います。既にそういう事業所が全国の中ではあるというふうにお聞きをしております。ですので私は先延ばしではなくて今この時

点、改正されてどうなったのか、どういう影響があるのかということをお聞きをいたしまして、そして今から国に対してこういう問題が出ていると、これでは困るのだということを持ち挙げていただきたいと思います、でないと次の改正の時にはまた今回と同じ更に苦しい改定になる恐れがあります。今の改定はこれから先団塊の世代の人たちが介護を必要になることを目途にして改定は進められております。ということはこれから3年先に見直す時には更に厳しい改正が考えられるというふうに思いますので、介護に泣かない人を、泣かないそういう介護保険制度にするためには今が大事だというふうに私は言いたいと思います。で、介護の現場、事業者、利用者、町、議会などそれぞれの立場から国に改善を求めていくことが、本来の目的に合った介護保険制度に立ち戻るそういう力になるというふうに考えております。それぞれの立場で声を上げることが必要ですが、住民の介護の環境を守る立場で町の役割として先ず実態調査をし、国に具体的に改善を求めていくべきです。そのように私は提言をして次の質問に移りたいと思います。

それでは次の、これからの町のごみ処理の方向について、ということで質問をいたします。第4次飯島町環境基本計画が策定されようとしていますが、ごみ処理については平成22年3月策定の上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画に基づいたごみ減量化を進めるため、ごみ処理行動計画と分別収集計画を平成23年3月に策定しております。ごみの減量化の取り組みの大きな目的は地球温暖化対策としてCO2削減をし、地球環境への負荷を減らすこと、限りある資源を有効に利用しごみにしない循環型の社会を目指すことにあります。これまでのごみ削減の取り組みと実績はどうか。それから成果のあった項目と課題は何かについてお聞きをいたします。

次のご質問はこれからの町のごみ処理の方向について、これまでの削減の取り組みに対する実績はどうか。更には成果の上がった項目とそれから更なるこれからの課題ということでそれぞれご質問でございます。先ず家庭ごみの減量化の取り組みといたしましては、平成20年度より生ごみの堆肥化容器及び処理機の補助を再事業化をいたしまして、この3年間で堆肥化容器81台、生ごみ処理機66台の購入補助を実施をいたしました。平成23年度末の普及率は19.2%というふうになっております。併せてごみのガイドブック発行、町の広報及び環境衛生自治会等のお知らせにより、ごみの資源化と減量呼び掛けてまいりました。ごみの処理量の実績では、燃やせるごみの年間収集量は平成20年度で785トンに対しまして平成23年度では778トン、7トン減少をしております。まあ外国人等の減少はあったものの、平成23年度1人1日当たりの燃やせるごみの収集量は210グラムでございます、これは上伊那全市町村の平均306グラムと比較をいたしますとこの68%という極めて低い状況となっております、ご協力に感謝申し上げますところでありまして、それから成果のあった項目と課題ということであります。成果のあった項目といたしましては資源ごみとしての回収量の増加がまず挙げられます。毎月1回収をしておりますこの古紙の類、それからアルミや布の回収量の1人1日当たりの収集量が平成20年度で147.7グラム、平成23年度では150.8グラム、2%の増加となっております、廃ごみから資源ごみに転換をされておる傾向が顕著になってきたということでございます。それから課題としては燃やせるごみの中でも平成23年度の収集ごみの中に剪定や草刈後の処分ごみと紙おむつ等の家庭介護に係る燃やせるごみがだんだん増えてきておるということが挙げられます。また生ごみ処理機等の補助による減量化の

三浦議員

効果があつたものの、高齢者世帯での生ごみの自家処理減少と、資源ごみの指定収集場所に持っていかずに近くの収集場所に出して廃棄ごみとして処理されている量が若干増加傾向にあることも1つの課題となっておりますのでございます。こんな状況でございます。

ただいま町の今までの取り組みと成果と今後の課題についてお聞きをいたしました。ごみの排出量を減らす一番の方法は野放しの使い捨て中心の容器の生産を規制することだと考えております。現在資源ごみとしてリサイクルプラの収集が増えております。飲料容器は容器リサイクル法ができてから使い捨てのペットボトルに入れ替わりました。ビールビンや牛乳ビンなどビンから缶、紙パックに替わってまいりました。私たちは無意識の間にごみになる容器を受け入れてきていることへの反省も必要であると感じております。その上でごみの減量化にどう向き合っていくのかが問われているのではないかと思います。分別収集費用、運搬費用など自治体が資源化の費用を7割税金で賄い、事業者は3割を負担しても大量生産できる使い捨て容器を生産する方が利益につながるそうです。消費者と財政厳しい自治体にツケを回す現状のごみの資源化に行政の立場から政府に改善を求めることを先ず提言をいたします。その上で町のごみを更に減らすために有効な方法を見つけなければなりません。先ほども町長が課題として言われておりましたが、水分の多い生ごみや紙おむつなど非常に可燃ごみとしてその中に入ったものについては重量として影響が出ているというふうに思います。その分の町の負担も重くなっているというふうに理解をしております。家庭の排出するごみの量は乳幼児や介護が必要な人のいる家庭、買い物環境の良し悪し、農地や庭などごみ処理能力の有る無しでもかなり違います。1人当たりの排出量として平均値で判断することではごみの量を削減するには限界があるのではないのでしょうか。先ずはごみの質の把握が求められると思います。その中で資源化の可能性が1番あるのが生ごみではないのでしょうか。また可燃ごみの重量が市町村の負担金に影響するならば、水分が多く重い生ごみを可燃ごみにしない、生ごみゼロを目指すべきではないかというふうには私は考えております。町では生ごみ処理機の購入に補助をしておりますが、先程も普及率のお話をいただきました。しかしコンポストの設置場所が無かったり、生ごみ処理機は電気代にはね返るなどの問題もあります。生ごみ処理に取り組んでいる実態は様々な形で全国にも先進地もあります。近隣では駒ヶ根市が臭い対策をしたうえで生ごみの堆肥化の実証実験を再開するという、これは8月の28日の長野日報ですがそんな記事も載っております。まあ駒ヶ根市のような取り組みもありますが、私はお金を掛けずに生ごみを分解して土に返す方法など研究の余地があるというふうに考えております。ゼロとはいかなくても生ごみ半減を目標に掲げて取り組んではいかかかというふうに思っておりますが、町長の見解をお聞きいたします。

町長

できるだけ生ごみを減量化するために大胆なまあ思い切った目標掲げるべきではないかというご提言でございます。生ごみのこの排出量につきましては上伊那広域連合での新ごみ中間処理施設の規模にも影響するというところでございます、平成25年の12月までに上伊那全体としての上伊那ごみ処理基本計画を見直すということになっておりました、当然これはあの各市町村からのデータ積み上げと取り組みの積み上げという形になってまいります。確かにまああの容器等につきましては非常にあのリサイクル化進んで住民理解もだいたいまあ浸透をしておるわけでありまして、今お話にございましたようなこの包装紙であるとかサランラップの類、あるいはアルミ箔の類、それからおむつもまあ

何とかならないものかなというふうにも思いますけれども、そうしたことはあのやはり町単独だとか地域だけでどうなるものでもないわけであります。まあ消費者のニーズもあるかと思えますけれども、やはりこれはあの国を挙げて、それから産業界を挙げてこうした1つの包装のこうリサイクル化って言いますか、そうしたものをもう少しあの根本的に考え直さないとなかなかこれは減らないのではないかというふうに、私個人的な思いもあるわけでございますけれども、まあそうは言っても足元からやはりこれは住民の皆さん一人一人がこのことに関心を寄せて減量化に向けて努力をしていただくということがどうしてもこれは外せませんし、行政はその啓蒙をしていく責任があるというふうに思っておるわけでございまして、今年度実態調査をいたしたいというふうに思っております。これは当然あの次の広域への提言も含めた考え方でまあやっていくことになりましてけれども、このアンケート結果によりましてこの質と量の分析を行いまして、それからどこがやはり町として問題なのか課題なのかということをも十分町民の皆さん方にもお示しをしてですね、やはり取り組んでいただくことは自治会等を通じて個人個人で取り組んでいただかなきゃならんということであります。ただあの駒ヶ根市のようなある地域を1つのエリアとした共同ごみ処理施設等につきましては、やっぱりあの駒ヶ根市の例なんかも場所から何からちよっと今、今度その新聞記事は場所を替えたりしていろいろご苦労されておるようでありましてけれども、今までの飯島町の方針としてはやはり生ごみ処理施設、コンポスト等処理機等の導入を図ることによって解決していくということと、まあ自前処理というものを徹底していただくというようなこと。それからやはりまあ買い物袋1つにとりましても自らのその減量化に向けての努力をしていただくということを、コツコツとまあ積み上げていく以外にないのではないかというふうに思っております。従ってあのこの今度の実態調査アンケート等を踏まえてですね、いきなりまあ半分だ、ゼロだというわけにはまいらないかもしれませんけれども、そうしたことによって動向をつかみながらも目標数値を定めて次の処理計画の改正に向けて準備をしまいたいというふうに思っております。

三浦議員

町長のごみに対する私的な考え方も今お聞きをしたわけですが。私も同感です。それでやはりあの先程も言いましたけれども、そうした必要はないけれども、いやでも自分の手に戻ってきて処分をしなければならぬというプラスチックのそうした包装紙やペットボトル、また様々なそうしたものが結局自治体、まあ個人がきれいにしてリサイクルに回すというその費用については大方を自治体が持つと、まあ税金で処理するのでから住民の皆さんの負担になっているというふうに思います。先ほども申しましたがやはりそうした改善についてやはりしっかりと国に対して意見をして要請をして改善を求めるべきというふうに思っておりますので、是非その辺も力を入れていただきたいというふうに思います。先程生ごみのお話をいたしました。で町長今、町の取り組みとしては大規模なものではなくて自家処理を目指すというふうにおっしゃいました。で、先程も申しましたけれどもまあコンポストを置く場所がない、また生ごみ処理機を購入するにはそうは言っても補助があっても高価かなと思えますし、また電気も掛かると、電気料も掛かる、まあそういう、またこの頃は電気料も少なくなくて済むものもあるというお話もお聞きしましたけれども、そうしたものはまたは高価であるというような実態もあるようです。そこで先程申しましたようにもう少しお金を掛けずにまあそういう処理ができないかというふうには私は日頃考えているわけです。であの私が実践している1つの例をお話しますと、もみ殻と腐葉土

を段ボールの箱の中に入れてまして混ぜておきまして、そこに入れて放置をしておきますと微生物が分解をして土に戻るといふようなことをやっております。であの2つこんな例をお話したいなと思えますが、魚の骨ですね、あれはとても臭いがしまして、少し穴を掘って土に埋めておきますと翌日は猫が掘ったのか狸が掘ったのかまあキツネが掘ったのか、穴がしっかり開いておりました何もなくなくなっております。しかしその私の作りました腐葉土ともみ殻を混ぜた土の中に入れてたものには手も触れず、全く臭いもしないようでも触りもしていません。ということは臭いの防止もしながら土に帰せる方法だということだと思えます。で、この方法がどこにでも通用するかどうかはわかりませんが、少し大きな形にしてそうした所にごみの処理のできない方たちが入ると、そしてまあいつもそこに同じように入れてしまいますと分解せずにいつでもごみが溜まって、なかなか土には戻りませんので、場所を変えていくということになりますけれども、そんな繰り返しをしていきますと土に帰るわけですからまあ畑にでも花壇にでも入れてまた利用をすると、肥料にもなるというようなことができると思えます。私はあのそんなことでまあ実験的に、まあ家は畑のところ穴を掘って生ごみ入れてますが、実験的にそんなことをやっておりますかなりあのそういう点では有効な方法かなというようにも感じておりますので、まあそういう方法もあるということでは是非あのお金をかけないでも、生ごみ処理に困っている皆さんが何とか可燃ゴミの袋の中に入れて焼却せずに自然に帰せるような方法を研究してはどうかかというふうに思うわけです。そんなことを是非今後の課題というか研究テーマとして、これからの生ごみを減らしていくという立場で取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

町長

まああのいろいろな手を講じて減量化を図っていかなくちゃならんということでありまして。今、三浦議員のまあ実証実験的なケースもご報告をいただきましたので、また担当の方で現場を見せていただいたりしてその成果が求められて普及が適当であればまた啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

是非あのこれからの研究として様々な、また先進地もあると思えますのでそんな情報も研究しながら、今後の生ゴミの減量化に努めていただきたいと思えます。町独自のそうした取り組みが重要だと思いますので、そんなことを求めて質問を終わります。

議長

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

〔質問席 演台交換〕

議長

再開いたします。

2番 宮下 寿 議員

2番

宮下議員

テレビ並びに新聞等々を見ておりますとこの国は一体どうなっているのかという不安に駆られます。国会の会期延長を決め大事な法案の審議をしなければならなかったはずであるところが、問責決議案の可決で審議を放棄し、9月8日までであった会期中に国民をほったらかして党の代表選とその後控えているであろう選挙のことで頭が一杯、また大阪市長さんのパワーと何とか八策という踏み絵に戦々恐々としながら、またその影響力を利用したいという思惑、今、国会議員は誰のために働くのかという第一目的が失われているように思います。その点からして私たちが改めて初心に帰らなければならないと



いうことを痛感させられております。そんなことを思いながら通告に従い質問をしてまいります。

最初に、いよいよ伊南バイパスが本郷から堂前線までの一部供用開始ではありますが迫ってまいりました。全線開通までにはもう少し時間はございますけれども、新しい道が開くということによる利便性ととも、街の空洞化という全国どこでも起こっている負、マイナスの減少がこの飯島町にも起こりうる不安が頭から離れないでおります。現在の飯島町を見たときにご存じの通り当時私も飯島に越してから間もなくのことではございましたが、長年の懸案であった町中の広小路この拡幅、これが思いがけない商店の減少、それから衰退を生んだこと。それは皆さん誰でもご存じの通りだと思いますが、中心商店街と言われていた商店街という形をほとんどなさないそれに近いような状況になって、今、私もその場におりますが何とか懸命に皆で歯を食いしばりながら営業しておるとこの状況。更にコスモ21の撤退とこの商業の落ち込みが著しい状況であります。救いなのは昨日の質問の中にもありましたけれども、花の里いいじまが順調に10周年を迎えたことであります。組合の皆さんをはじめとした努力が実を結んでいると思います。大変ありがたいことだと私も思います。目を福祉関係に転じてみれば、石楠花苑を中心といたしましてNPO法人も含め介護施設などが充実をしてきてまいりました。そこで心配なのは医療関係であります。昭和伊南病院が徐々に回復してきているそういった中で、一次医療として住民に一番近い開業医、この方たちの高齢化が進んでしまっている。今後の存続等も含め非常に厳しいのではないかとこの面も垣間見えるわけでありまして。前にも質問をいたしましたけれども、医療生協診療所の建て替えこの問題も私は非常に心配をしております。何とかこの飯島町の中に建て替えていただけて存続をしていただきたいというふうに強く思っております。

こういった状況の中で国土利用計画の第3次飯島町計画では基本的な土地利用の方向ですとか有効利用の促進、こういったものを謳い、ある程度大まかな構想図はできていると思います。しかしバイパスの一部供用、そして全線開通というそんなに遠くない話を考えたときに、今後早急に本格的な実質的な「まち」の構図、そういったものを描き実施をしていかなければならないと思います。「まち」の定義を基本的なところで言いますと、皆さんが思い描くであろう買い物ができる店があること。医療機関、福祉施設があること。働く場所があること。子育て、教育、文化などの公共施設があること。そして高齢者からお子さんまでの幅広い中での憩いの場があること。交通あるいは道路の整備が完全ではないにしてもある程度整備できていること。こういったことが頭の中に浮かんでくると思います。このようないくつかの機能をバランスよく、またコンパクトに配置していくことが重要になっていくのではないかと思います。既に出来ているものの充実、新しく作るものを選択、衰退したものの再生整備と、課題は山積しているわけですが、今後この「まち」という機能どう考え未来に向けた構図をどう組み立てていくのか、大枠な聞き方ではございますけれども最初に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それでは宮下議員からは今後の「まち」の構図というまあ大変大局的な見地からのご質問をいただいたわけでありまして、その中でまずバイパスの一部供用開始が迫ってきておると、今後、全線開通に向けて「まち」としての機能をどう考えて構図を組み立てていくのかどうかというご質問でございます。基本的には第5次町の総合計画、それから土地

利用に関しましては国土利用計画の第3次飯島町計画、これに基づいて町としての機能づくりを進めてまいります。これが1番基本であると認識しております。今後国道153号伊南バイパスの開通によりまして町全体で新たな開発の需要が見込まれる、あるいはこれは見込んでいかなきゃならないというまあこちらの考え方もあるわけでございまして、良好な生活環境を確保するために国土利用計画を基本に、いろいろと法律的なこの関連も出てまいります。例えばまあ都市計画法でありますとか農地法等の諸法令、それから景観形成、地元では土地利用の住民協定といったようなものも結ばれておりまして、こうした枠に基づいての土地利用を進める必要があるということでございます。町の国土利用計画にお示しを示してありますとおり、国道153号伊南バイパスの沿線の土地利用はそこにも表現をしてあるわけでありまして、活気ある賑わいのエリアというふうに位置付けをしてあるわけでございまして、是非まあ商業施設等の立地を中心にバイパスとアクセスする幹線道路の沿線地域について、住居ゾーン、商業ゾーン、観光ゾーン等を設定して地域の実情に合った良好なこの沿線土地利用と景観の形成を同時に図っていかねばならないというふうに考えております。まあ若干抽象的な言い方ではありますけれども、そういう考え方の下にこのバイパス開通の効果を最大限に活用しながら、町全体のバランスある発展を図りながら地域の実態に合った土地利用を行って、活気あるまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。まあそうは申しながらも、町としてはあくまでもこれは土地利用計画というのはそれぞれのこの施設、開発に対する誘導的な利用の考え方でございまして、町が直接の鍬を入れてどうこうということにはならないわけでありまして。やはりそれには商業振興にしろ住宅建設にしろ、この業者の皆さんの進出意欲と申しますか、あるいはそこに住む住宅建設意欲というものが伴ってこないとなかなかこれは実現不可能でございます。まあそうしたことを期待をしながらその期待すべきことにふさわしいような町の様々な施策を持ってそれに報いていかなきゃならんというふうなことでございまして、大変まああの難しい問題があるわけでございますけれども、何としましても伊南バイパスのこの開通をひとつの町の新しい夜明けの1ページとして真剣に考えていかなきゃならんというふうなご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

宮下議員

ただいまお答えをいただきましたけれども、あの今誘導するというを主に町はやっていくんだと、で主になっていくのは企業等のいわゆる個の力、あるいは意欲というふうなことで今お聞きしましたけれども、その誘導するためにはその意欲を高めるということに対してはやはり町としてまあエリアごとには今も活気ある賑わいエリア、あるいはいろんな田園のエリアですとか自然のエリアですとか、まあ一応計画の中には謳われているということで承知しておりますけれども、やはり誘導するためのどういうあのまあどっちかって言えば実質的な、まあこれからの町としてはこうやっていくんだから是非こういうところに来て何とか、例えば企業を起こしてくれというような部分あると思うんですが、その辺のその誘導するための実質的な計画あるいはそういったものをどのあたりで立てていくっていうお気持ちがあるのか。ある程度もう一部供用から始まってどんどん国の予算が付いていけば当然その速度も早まることもあるでしょうし、また逆もあると思いますけれども、やはり道を作ってしまったからあの、さあそれから考えましょう、ではちょっとタイムラグがありすぎるような気がするんですね。やはりある程度、まあ同時進行とまではいかないとしても、やはりある程度完成に向けてある程度のこう道のやり方作り方って

町長

いうのはもう分かりきっている話で、橋がどのくらいの高さで長さがどのくらいで、そして飯島町の中どの程度平らな部分があつてっていうことは当然もう把握されておるわけですし、皆さんご承知の通りそんなに平らな部分もないであろうというようなことも言われているわけですが、まあそういったことを考えれば当然まあバイパス沿線ひとつとっても、ある程度の絵は描けていると思うので実質的なところを考えていかなきゃいけない、そうするとこの誘導するための計画といいますかそういったものはどんな状況で考えておられるか、あるいはどのくらいの速度で考えて計画を立てていくのかという、頭の中でもしあるようでしたらここでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長

まああのその辺ははっきり申し上げて大変難しいところであるわけです。確かにあのゾーニング的には今土地利用の中でそうした区分分けをして誘導策を図っていくという基本的な考え方でありまして、やはりこれはあの施設を建設するにしろ、住宅建設にしろ、商業集積をするにしろ、相手のあることをごさいます、なかなかあの今までもやっておりますけれども、特にスーパー的なものについてはやはりこれが具体化してこないとなかなか動けないという部分もあるわけでごさいます、従ってこれはあの一部これから形が見えてまいりますけれども、そうしたことによってやはりその機運が盛り上がるってことも事実であります。あのはっきりそういうふうにおっしゃっておる方もあるわけでごさいます、で、その辺のところは兼ね合いをしながら、出来てしまったけれども全然手をこまねいておるといふわけにもまいりませんので、その辺のところを前後あるいは並行してという形になろうかと思っておりますけれども、施策的には子育て支援でありますとか、定住構想に対する支援でありますとか、それから土地に対してはまたいろんな相談ごとに乗っていく、農振解除の問題、農地転用の問題いろいろ出てくると思っておりますし、あるいはインフラ整備に伴うその相談もいろいろあるかと思っておりますけれども、そうしたことを総合的に判断して道の方は進行していく、それから受け入れ態勢の方もできるだけまあ支援をもって、これはあの予算がある、いらんに関わらずですね、そうした姿勢でもってやはり一体として考えていく必要があるとそんなような考え方があります。

宮下議員

今ちょっとお答えの中にまたあのスーパーというような、それに近いような今お話がありましたけれども、その点についてはまた後でお話をさせていただきたいと思っております。まあ今この最初の部分であまり細かい話といっても先に進んでまいりませんので、ちょっと次に移らせていただきたいと思いますけれども、とにかくこの部分においてはですね、もう一度申し上げますけれども誘導する際の行政側としてのものの考え方、どうやって誘導するんだというそういったものをしっかり持っていた中で計画等も立てていただきたながら、あるいは立てていく中で例えば商工会もそうですし、農協さんもそうですし、そしてそこに住んでおられる方もそうだと思いますけれども、そういった皆さんのいろんなまあ考え方、あるいは知恵、まあいろいろあると思っておりますけれども、そういったものを含めながらその辺に誘導することに対しては町が行政が主になってしっかりやっていっていただきたいということを、ここだけはちょっと申し上げておきたいと思っております。

それでは次ですけれども、先ほどもちょっと出てまいりましたけれども、依然として進展が聞こえてこないこのコスモ21の現在の状況はどうなっているか、こちら辺をちょっとお聞きしたいわけがあります。この問題につきましては度々私も質問をさせていただいておりますけれども、やはり未だに言われてしまうのは、私も言われるわけですが、行

政は何をしているんだ、商工会は何をしているんだと、こうよく言われるわけですね。まああの商工会においてはちょっと役員の部分は前年度で退きましたのであれですが、かといって私はほっぽらかしているわけではございません。まあそういった中で町民の皆さんからにはそういったお叱りにも近い言葉をいただきまして、悩んでいるところであります。そうしたときにこの場でどの程度のお答えがいただけるのかわかりませんが、どの程度今の現状がどうなっているのか、この辺をお聞かせいただければと思います。

町長

まあ具体的にコスモ21の施設の後利用という問題についてでございます。この問題につきましては宮下議員はじめここ数年来何回となくご質問をいただき、その都度その時点時点でのお答えをしてきておるわけでごさいますけれども、こちらの願望とは裏腹になかなか今ここでもってまたこうなりますという具体的なお答えができないまあ歯がゆさもあるわけでありまして。それだけこの問題はなかなか微妙な問題であり、深いこのいろんな課題を背負っておるといふことをご理解をいただきたいというふうに思っております。一日も早いこの施設の利活用が図れるように全力で今関係の皆さん方とお話しは進めさせていただいております。ただまあこの中身があまり立ち入ったお話もできないわけでありまして、まあ国の機関と申しますかそれを代行する県が1つ絡んでおること、それからこの営業をされておったコスモ21の組合の皆さんがひとつの主体的な立場にあること、それが現実として店が閉鎖をされておるといふようなこと、それからもう1つは地権者の方も地主としておられるといふようなこと、そこにまあ町が行政的に何とかまあこの側面支援という形の中でできないものか、打開がとれないものかということではじめいろいろとあの中に入った形の中でまあご相談を申し上げたり、お聞きしてきておるわけでごさいますけれども、今現在こうなりますということは申し上げる段階にまだないといふことをご理解をいただきたいというふうに思っております。今具体的には県の方が債権、まあ県が債権者、国の代行債権になるわけでありまして、これが直接組合の皆さん方とこの債務についての後処理の段階にあるということだけは事実でごさいます、それ以外につきましてはまた今後法的な部分の措置に従って動くんだらうというふうに思っておりますが、県の方もその辺のことにつきましてはあの個人情報的な部分もありまして、なかなかあの詳しいこともお聞かせできないし、ここでも申し上げられないというこの歯がゆさだけはひとつご了解をいただきたいというふうに思っております。まあ今後ともひとつのまたこの考え方の進行の中に合わせてですね、できるだけ関係の皆さん方とまあ協議をしながら何とかいい方向に落ち着くように、全力で頑張ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

宮下議員

このことにつきましては私もあの聞く方としても心苦しい部分も非常にあります。要は当事者の皆さんが第一であることにはその通りだと思います。ただもうここまでまいりますと、今町長おっしゃったように県との協議っていう部分で、もう債権者である県、この部分がもう大きく出てくる、多分そうした県の方では債権者たる今までの方たちとの話し合いの中で進んでいるであろうと思っております。ただこのもう誰もが思うのはもうここまでできているっていう思いもあると思うんですね。あの中身っていうのは普通町民の人たちはわかりませんので、細かいことまではわからないけれども閉店をされてからもうここまで長く掛かって来ているという、これはやはり事実でありますから、この点についてはやはり今おっしゃった地権者の方の部分もあるし、ということを見るとまあ確か

に本当にデリケートな問題ではあります。ただもうある程度本当何かしらの結論をきちっともう出せるくらいに持っていかないと、もう建物自体がもうどうにもならない状況になっていくであろうというのがもうこれは自明の理でありまして、せっかく例えばどこか誘致してくる、あるいはというようなことを考えたときに、いわゆる魅力のないものに、ほとんど魅力のないものになっていってしまうという恐ろしさを感じるわけです。そういった意味です。是非今も言っていただきましたが、町長あの県との部分でにおいてもそうなんです、まあできる限りの中でですねあの主になっていただいて、少しく、せつくと言うのは言い方は失礼ですけども、なんとしても早く解決したいんだと、町としても解決したいんだという部分においてですね、積極的に辛い部分はあると思いますけれども関わっていただいて、一刻も早く解決に近づけるそういったものを行動を活動をしていっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。まあ普通にものを考えたときに再建という部分で考えれば、例えば競売の問題だとかっていろいろな部分が出てくるかと思いますが、まあこれは例えばですねあの極端なことを申し上げますが、例えば競売にもし掛かった時にですね、町としてですね取得をすると、そして貸し付ける、まあ貸し付けるところが決まっていなければなかなかこう踏ん切りのつくところではないと思いますけれども、まあそのくらいの思いを持ってやっていかないと、なかなか解決のできない問題ではないのかなという気がするものですから、こんな極端なことを申し上げますが、そのくらいのお気持ちを持って前向きに取り組んで行っていただけるのかどうか、ちょっとここで町長のお考えをお聞かせいただけたらと。

町長

まああの町、町長以下町の立場としてですね、これはあの直接の債権債務の当事者ではないわけでありまして、これはやはり町民の衆目のまた心配していただいております。今おっしゃった1点で町長も努力をさせていただいておりますし、これからもそうした主体的な関わりを持って何とかまあ解決に向けてやっていきたいと、この決意は今までもこれからも変わっておりません。

宮下議員

この件につきましては今も強いお気持ちを言うていただきましたので、またこの町長の思いもですね当事者の皆さんにも分かっていたと思います。まあいろんなそのご事情等もあるとは思いますが、町もこれだけ悩んでいるんだということですねやはりしっかり受けとめていただいて、どういった方法で解決していくことがいいのかということ、やはり当事者の皆さんも共に考えていっていただかなければ解決ができる問題ではないと思いますので、是非その辺もお願いをしたいなというふうに思います。

次に移らせていただきたいと思っております。昨日、竹沢議員の質問にもありましたけれども、中型スーパーの誘致の件であります。昨年12月の堀内議員の質問で、伊南バイパスの開通も迫ってきている。沿線のバランスのとれた振興策は、との問いに、商業ゾーンの形成の中で中型スーパー、飲食店など土地利用計画に沿った誘導をし、ただの通過道路でなく沿線の発展を展望した取り組みを進めていくと答えられました。また中型スーパーの誘致と目途と場所はという問いに対しましては、駒ヶ根東部も商圏として捉えているが発表できる段階ではないという答弁をされておられました。そして昨日、トップと折衝した経緯はあるが現実には厳しいとおっしゃっておられました。昨年12月の答弁の印象で言うと、どちらかというと私は町長はどこか自信ありげのように感じたわけでありまして、その当時。しかし今回の答えはやはり逆であります。それは無理もない状況であると、その辺

は私も理解をいたします。やはりこういった経済状況の中で出店するというこの大きな決断といえますか出資も含めて、これは相当厳しいものであると言わざるを得ないのは誰もがわかっていることでもありますので、そういったことを考えたときに町長の方から言っていただいた中型スーパーという言葉を出していただいた時に、やはりそういったように私はその当時感じたわけでありまして。昨日も出ておりましたが、ご存じの通り駒ヶ根市の南、飯島町の玄関口にほど近いところへこの秋に大型店が開店をするわけでありまして。あれを見ておきますとさながら以前の箕輪町のバイパス沿いの大型店同士の潰し合い、こういった様相を呈してきているように感じます。そうした中で安い方へ安い方へとやはり消費者は動かざるを得ないこういった経済状況、これは本当にいいことなのかどうか、伊那食品の会長さんも前回の講演の中で言うておられました。安いことだけがいいことではないと。やはりあれは本当だと思います。業種によつての適正利益というものがあるべきであり、それを当時、小泉首相が郵政民営化に始まって価格破壊という自由貿易という名の下に、自由という名の下にその適正価格という適正利益というものが破壊されたわけでありまして。そういったことを考えていくと以前は大型店が出てきたときに小さな商店が恐々としたわけでありまして。現在もそれは変わらないんですが、今は大型店同士の今も申し上げましたが潰し合いです。こういった中に消費者が巻き込まれていくわけですね。でも消費者は巻き込まれているとは思わないだけです。ああ新しいところできておかげだよとなるわけでありまして。これがよくよく考えれば負のスパイラルになっていくわけです。そういったことを考えていく中で、昨日、町長のご答弁の中にですね、何も無いことも戦略のひとつであるというふうに考える、ということは大型店舗同士の潰し合いによって潰れて少なくなっていくであろう、それまで待っているのも1つの手なのかな、それから中型スーパーといわれるものが出店を考えてもいいよという、そんなようなことを言うておられたのか、その辺がちょっと昨日の答弁ではちょっと測れなかったもので、ちょっとここでもう一度ですね、昨日のところで誠に申しわけないんですが、もう一度ちょっとわかりやすく言うていただきたいなということでお聞きをいたします。

町長

まああの1つずつこの個人のお店も含めて減っていくこの商業、食料品販売店、大変あの残念な姿を目の当たりにしておるわけでありまして、まあ何とかしたいということでここずっときております。であのかつてまあ議員の皆さんにも答弁しましたし、また昨日も答弁して、現状はそういうことをご理解をいただきたいと思っております。ここ数年来そのことに思いを寄せてですねいろいろと当たってまいりました。ある事業のトップの方については少しあの戦略的に今考えておるといように具体的なこともお聞きしましたし、一抹のまあ一筋のその希望も持ったおりのまあひとつの考え方のお答えというふうに思いますし、それから状況も今お話のとおり少し近隣の方では変わってまいりました。少しまあ、少しなんでもんじゃない大変まあ警戒感を持ってそれぞれの営業に当たっていることは、特に駒ヶ根方面の方は事実であります。伊那も含めてそういうことだというふうに思います。日々転々と変わるわけでありまして、まああの大事なことはその都度あのこうしたいいろんなお願いに行ったりまあ情報を把握する中で、右往左往しておつてはならないとだめだというふうに思います。やっぱりこれはあのひとつの進出ということについては、それなりきのその徹底的な調査とですね今後の見通しというものがないければそれは叶わない問題だというふうに、私ども素人なりきにも思うわけでありまして、やは

りこれはあの慎重に考えざるを得ないけれども、一方でこうした町の現実の姿を見るに付けましてですね、何とかして中型スーパー、特に国道開通の沿線には是非欲しいという、したいという気持ちは当然のことながらそういうふうにしてそういうふうにお答えしておりますので、今後精いっぱい努力をしてみたいと思いますが、その今乱立をしておるというようなことの中で、当然あの事業主の方もそういう実態をよく見ておられます。1つの戦略としてこれはあの、ある方の考えですけれども、そうした中であえてまた違った個性を持って打っていけるというようなことも言っておられることを、まあちょっと昨日は頭の中で申し上げたつもりでありますので、あの具体的に今、だからどう具体化してその計画が進むというようなこととはちょっとニュアンスが違う、具体的なことは今はここでは申し上げられないというふうに申し上げたわけですね。そんなことでひとつご了解をいただきたいというふうに思います。

宮下議員

またなかなかお答えをいただけないわけですが、あのこれ日経の9月3日の新聞にまあセブン&アイ、あるいはイオン、こういった大型店がですね、今度はまた、大型店で出店していくというまあ記事が出ておりました。セブン&アイで言いますと川崎市の工場跡地を、まあ農地転換ではないですね、それを転換していくんだとやっっていく、イオンにおいても京都でも工場の跡地ですとかね、あと熊本で言いますと農業用地、これは農地転換しないとできないんでしょうけども、まあかなりこういったことを積極的に大型店がですねこれから、まあ今までの「まちづくり三法」これで縛られていた部分もあるんですが、この辺を緩やかにしていくというこの辺が出てきましたので、改めてまあ景気の動向を見ながらという部分もあるんでしょうけども、大企業といいますか、そういった企業においては大型店の出店をどんどん考えていくという状況も今生まれてくるといった中で、やはり問題になるのはそういった中型、今、町長がおっしゃっている中型規模のスーパーが、その間を縫っていくようなそういったまあ商売といいますか、まあそれは中にはないことではないと思いますね、この方法は来る前に、例えば東京に行ったときにもあったんですが、あの野菜、生鮮の本当に野菜あたりを中心にしてですね、100円店に近いようなそういったあのスーパーといいますかそういったところもありました。相当あの仕入れていくものに対してご努力をされなければなかなかそんな状況を作れるものではないんだらうなと思いつつも、やはりあいつら系統ができるっていうのは、1つにはまあ都会の中だから出来るっていう部分もなきにしもあらず。ですのでこれがイコールまあ地方と合致するかということにはわかりませんが、まあそういった間をこうぐり抜けながらのご商売をされているところも私も見たとき、ああやり方っていろんなものがあるんだなあというふうに関心したわけですが、まあそういったものはどういった状況の中で今度は地方でやっつけようかというその辺がまた問題になると思います。ここで1つもう一度お聞きしますが、厳しいながらも町長はこの中型スーパーの誘致を今後も続行されますか。

町長

続行というよりもあの決してこれは諦めないで、あの断念というわけにはまいりません。続行してまいります。

宮下議員

まあそうすると期限はないが希望は捨てないということですが、やはり場所的には限られてくると思うんですが、どのあたりを描いていらっしゃるんですか。

町長

これはあの当然今度のバイパスの沿線上ということで、しかも飯島地区内の沿線が

宮下議員

ベターではないかというふうに思っております。

今場所的にははっきり今言っていました。町長の想いの中での誘致の場所はそこであると、まあ引き続き諦めないでやっつけていくということではありますが、町の中を見た時にですねスーパーという形態を成しているのはもう既にJAの2店舗のみとなっているわけです。この飯島のJAの建て替え、このときにもですねまあ話合いをしていただいて、まあ補助金も出しながら協力したことによって現在の新しいJAの建物が出来たわけですけれども、まああの建物に限らずですねやはりこのスーパーつもの考えたときに、あの商工会の指導員に聞いた時にもう個人のスーパーは利益を得ることはほとんど無理だということを言っていました。それはやはり光熱費から始まっているような問題を考えたときに、やはりある程度の資金力というものがないと、やはり個人の経営のスーパーという形は限りなく不可能に近いというようなことをおっしゃっていました。これはわからなくてもいいですね。ご承知の通り私の近くのずっと一緒にやって来ていただいた方も、まあこれはあの家庭のご事情もありながら、残念ながらの閉店という部分がございますけれども、これはもう皆さんご承知の通り。そして周りの人たちは買い物をする人たちは今非常に困っておるわけですね。そういった中で2店舗となってしまったわけです。この辺への町として、まあ農協さんがありますけれども、やはりほとんどの農協の店舗というのは、こういった生活店舗というのはもうほとんど委託でありますので、まあ個人経営であるといえればそれまでですが、町として守っていかねばならないものの1つであると思うわけですが、この点について町長どうお考えでしょうか。

町長

あの今具体的な例も含めてですね、大変あの憂慮をしておる事態がこの中心部で発生しております。で何とかあの、確かに利益の問題もあろうかと思っておりますけれども、この中心商店街というこの位置付けからすればもう少し元気を出してそれぞれ取り組んでいただきたいと、できれば具体的に言えばもう少し商工会の皆さんがですね一致結束して、自分たちがひとつ手を握り合ってこの維持していくというような気概が欲しいなという、これはあのもう率直に私も商工会の方へ申し上げておりますけれども、そしてその連携の中でやっていただくことに対して町はできるだけの支援をしていくということではありますが、なかなかそう至らないというところにひとつ今の現実の厳しさといいますか悲しさがあるという実感でございます。あのそういう動きに対してはできるだけまた支援はやってみたいというふうには常々思っております。

宮下議員

時間もなくなってまいりましたけれども、あの商工会、大きく商工会でどうのこうのっていうのはたぶん無理だと思います、私は思うにですね、これはあくまで私の私見であります。その中でもあそこは中部支会という、私も所属しておりますけれども、今、支会が4つですか、あるんですが、5つ?、5つあるんですね。その中の1つですが1番小さい支会であります。そういった中ではっきり言って一番行事等々も含めて、いわゆるイベントも含めて一番活動しているように私は自負しております。まああのそういったイベント等だけやっつけようかという問題ではありませんけれども、何とかまあ人を呼び込みたいっていう思いの中で、まあ天七さん、まあ名前を挙げてまいりますけれども、天七さんも広小路の方に移ってきていただいて今非常に頑張っていていただいております。皆で力を合わせて何とかやっつけようという思いは一緒でありますので、その辺については残った人間たちが一生懸命やっています。ただそこにはやはりあの次の展開を考えていくって

いうときに、まあ皆が皆でこうぐっと集まって1つのものについていうところもあるんでしょうけれども、なかなかこのサービス業っていうものはいろんなこうものが種類があるもんですから、なかなか皆で1つのものに向かって思いっきりぎゅっと行くっちゃうことはね、なかなか難しい問題があります。これは例えば飲食店も然りですし、じゃ小売店もある、じゃ保険業もある、いろんな部分でその辺において非常にあの悩ましい部分もあるんですね。だからそういった中でいくとどうしてもやはり個々でとりあえずは頑張んなきゃなんないんだけど、個々で言うと今度は資本力もない、となると次の展開はっていうとなかなか難しい。この辺のジレンマが非常に多くあります。そういったこともちょっと分かっていたきながら、また行政としてやっていていただけることを是非やっていただきたい。われわれもやりますけれども行政も側面、後方ではなくてもうちょっと前に出て来ていただければありがたいなど、共に一緒にやっていただけたらという思いでございます。もうなくなってまいりました。本当はもっと早く終わる予定でしたが長々と喋ってしまいまして。

次にまいります。買い物弱者を論ずるときに、この移動購買車という話が出るわけがありますけれども、今年の3月には三浦議員、昨年12月には堀内議員がこの件についても言っていてあります。この移動購買車についてはですね、当初その受け皿として「まちづくりセンターいいじま」ですね今で言う、ここがまあ主となって、その最初の考え方というのは個人事業所を核といたしましてこの仕入れ等々そういったものを考えながら実施していこうじゃないかというようになっていたと思います。ところがですね、その頭の中にあつた事業主さんが閉店をされてしまったというのが現実でございます。この当初の考えでいきますと非常に痛手であるわけですがけれども、この点、今後のこの展開をですね町長はどのようにまああの、担当は「まちづくりセンターいいじま」となっておりますけれども、どの様に聞いておられるか、あるいは町長のお考えはどうであるのかこの辺をお聞きしたいと思います。

この問題につきましてもあのこうした買い物弱者、それから町のこのお店の現況を見るについて何とかまあしていかなきゃならないという考え方でまあ考えてまいりました。1つにはあの新公共という国から県の補助制度を得てですねこれに取り組むということと、その仲介をいただく町のお店の方々との相談の中でまあキャッチボールの中でやってきたところが、ひとつにはその新公共の事業としてはどうもちょっと規模的に無理だというような話になって、ちょっと補助金を断念せざるを得ないというような経過がございましたし、それからもう1つあの仲介の労をとっていただく具体的な方が閉鎖をしてしまったというようなことで、ちょっと頓挫をしております今。ただあの潜在的にこの買い物弱者を何とかしなきゃならないというようなことでございまして、これはあの商工会さんや農協さんやその他あの他のお店のまあ物販店なんかにもご協力いただいて、今もう一辺あの制度構築をし直してみるという形で進んでおります。そのためにはあのどういうニーズに応じていくかというようなことももう一辺確認する必要があるというようなことで、アンケートを高齢者の世帯を中心に今後やってまいる予定で、あの主体的には従前と同じように「まちづくりセンターいいじま」の方でまあ主体的になって進めていくということで、今、もう一辺構築し直すという段階でございますけれども、その辺については理事長、副町長でございますのでちょっと補足をして現況を申し上げておきたいと思っております。

副町長

買い物弱者の対策につきましての前段については今、町長の方から答弁のあったとおりでございます。今現在あの福祉の方の仕事として救急キットの配布作業に入っておりますので、まあその辺で各家庭の様子等も聞き取りもできたり状況等も確認ができますので、まあその辺のデータもひとつの買い物弱者のデータとして取れるかと思っておりますので、まあその辺の判断もしていかなきゃならないということと、まあ品物を提供していただける町内の皆さんとのネットワークも必要になるかと思っております。またあの話によりますと町内の介護福祉施設でもう既に買い物に行くようなサービスもやっている施設もあると。でこういうことになるとかなり競合する部分もありますし、「まちづくりセンター」でこれやって果たして営業として成り立つのかどうかというようなことも考えていかなければなりませんので、これはあのサービスだけで終わるわけにまいりませんので、営業として収益も求めなきゃなりませんので、まあその辺も含めて総合的に今後検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

宮下議員

この問題につきましては今お聞きしましたが、やはりこの移動購買車っていうものの、非常にあの全国やっておりますけれども、非常に難しい部分があるということももう百も承知であります。そういったことで今非常に調査の段階にもう一度戻ったということでもあります。まあ慎重の中にもどういった方向性がいいのかっていう部分においては、なるべく早くある程度動かざるを得ないのかなっていう思いもありますので、よろしくまたご協議いただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、柏木に誘致をしております工場への道路整備等々が出来てまいりました。この今後のスケジュールこれをお聞きしたいと思います。それともう時間もございませんので続いてまあ町の機能ということで働く場所の確保と、先程も申し上げましたけれども、こういった点も期待されていると思います。採用に対する情報などももしありましたら一緒にお聞かせいただければと思います。たぶんこれが最後になると思っておりますので、その辺のところ詳しい部分がありましたら時間の許す限りご報告いただければと思います。

町長

それじゃあの簡単に申し上げておきますが、柏木工場団地ということで土地開発公社が用地取得をいたしまして約5.5ヘクタールでございます。搬入道路、アクセス道路につきましては国の経済対策の補助を受けてあつた形で先行整備をさせていただきました。用地につきましては全部買収が終わっております。あとは国のこの農村工業導入促進法に基づく工場用地の転用の計画の許可を受けるということでございまして、今県庁を通じてこの間も関東農政局へ行ってまいりましたけれども、ここでも承知しておっていただきまして、ただあの大臣許可になるために非常にまあ手間が掛かるということと、このちょっと政治情勢の中で果たしてどう動くかということでありますが、1日も早くこの問題が解決しないと公にできないという一面を持っておりますので、会社の方でもまあ、じくちたる思いをしておられるというふうに聞いておりますし、またあの定期的に行つて状況をお話してご理解を得ていると思っておりますが、進出対するこのプレは一切ございません。今後できれば11月までにその許可といたしますか手続きだけは入つていいよというこのお墨付きをいただけたら造成に入りたいと、この造成につきましても会社とまたオーダーメイドでどういう造成にしていくかっていうことをまた協議をしていかなきゃなりませんし、そうした段階でようやくまあ導入、進出契約ができる段階になっていくという形になります。



その後にはまあ雇用の問題をどうするかということが出てまいりますけれども、まだ一切そうした情報の交換は出来ておりません。数十名からの雇用を期待しておるわけでありませぬけれども、来年以降という問題ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時05分といたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

10番 堀内克美 議員

10番

堀内議員

それでは最後の質問者になりましたが、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思ひます。今回3つの質問事項をお願いしてあります。まず1つ目の質問としまして平成23年度行政評価についてをお伺ひをいたしたいと思ひます。行政評価につきましては2年間の試行を経て平成23年度分の事務事業評価の結果として、先日平成23年度行政評価書が提出をされました。評価数は会計の事業コードごとに行われ、結果として大幅に増加し、271事業について実施されております。評価の段階はS、A、B、C、この4段階評価、これに加えて評価対象外というものがあって実際には5段階に分かれて結果が出されております。期待通りの成果があったと評価されたものがA評価となりますが、期待以上のS評価1件を含めて約79%、これが期待通りまたは期待以上の事業ができたという評価をされております。この結果につきまして町長はどのように、それこそ評価をされておられるのかお伺ひをいたします。

町 長

それでは今議会最後の一般質問者であります堀内議員のご質問にお答えをしてみたいと思ひます。先ず23年度の行政評価につきましてその結果をどう受け止めておるかということでございます。今お話にございましたように、平成24年度から全事務事業271事業につきまして、職員による内部評価を平成23年度事業について評価実施をいたしてまいりました。この評価につきましては1年間に実施をいたしました各事業を先ず担当者が事務事業の評価をし、順次係長、課長が評価する第1次評価を行いまして、更に最終的に町の課長以上で構成をいたします庁議で持ちまして、第2次評価として報告をさせていただいたところでございます。平成23年度事業の評価結果につきましては今お話がございましたが、約79%、8割近くがA等の表示をいたしまして期待通りということ、それからSの評価、期待以上の評価というふうになりました。私といたしましては概ね事務事業が良好に実施できたという結果として受け止めております。議会の皆様、住民の皆さん方のご協力に心から感謝を申し上げておる次第でございます。なおまた一方でこのBの評価、期待をやや下回った、それからC評価として期待以下というこの評価は合わせて全体の1割を占めておりまして、今後課題として早急に改善していくべきものであると、いう課題であるというふうに受け止めております。なおまた残りの1割については評価対象事業外、これはあのご承知のように報酬であるとか給料であるとか、そうした完全なあの全くの事

堀内議員

務的経費は評価の対象から外させていただいておるということをご承知おきいただきたいと思ひます。以上でございます。

お答えをいただきましたが、ただいまご答弁がありましたように今回内部評価ということで実施をされております。この内部評価につきましても評価対象事業の事業目的というのは平成23年度の実施計画で作成され、その実施計画に基づいて平成23年度予算が編成されております。その編成されたものに基づいてまあやったということですので、まあ評価は2次評価を行っておるとはお聞きしておりますが、いずれにしましても自分で計画したものをまあ自分で評価した結果、まあそういうものではないかなと私は思ひます。本来ならば全てA評価が当たり前ではないかなとまあそんなふうに思ひます。まあ町のいろいろの計画もありますが、将来的には第三者評価の導入これを計画しているというふうにもお伺ひしております。やはりその適正な評価をするには第三者評価、外部の皆さんから評価いただくのが一番いいのではないかなとまあそんなふうには思ひます。そういう意味で適正な行政評価につながる第三者評価移行につきましてどのような予定をされておられるのかお伺ひをいたします。

町 長

今回の評価が私どものまあ1次・2次を経ての内部評価の域でございます。で当然のことながらこれはあの企画立案をして実施計画を立てて、それから予算編成をいたしまして議会で議決をいただいて、決算的には監査委員の監査を経て、また議会にご報告をして認定を受けるという手続きの中でまあ一連のまあ評価といひますか年度の結末ができるわけでありまして、やはりこれはあの外から見た目も必要であるということはお前から申し上げておるわけにございまして、何らかの形で外部評価というものも今後導入をしていきたいという考え方は持っております。今年まあ初年度ということで始まったばかりでございますが、いきなり来年度からそれじゃ次の続いて第三者評価というわけにもいきませぬけれども、ちょっとまだ時期の方はこれから検討させていただきますけれども、いずれにいたしましても監査委員さんの評価、それから議会の認定評価、決算審査等を経まして、その中でいろいろとまたご意見をいただく中で第三者評価の導入を目指していきたいというふうに思っております。

堀内議員

町長も適正な評価は外部評価が良いというように判断をされておられるようでございます。まあ早急な外部評価の導入をお願いをいたしまして次の質問に移りたいと思ひます。次にB、C評価の改善対策についてをお伺ひをいたします。今回の行政評価には今もお話がありました、B評価27件、約10%です。C評価4件、1.5%であります。このうちC評価4件は一般会計ではただ1件、河川総務費の内容を見ますと町管理の準用河川の河床整理これができなかったと、ということが事業課題というふうには評価の中に記入されておりました。またもう3件のC評価、これにつきましては介護保険特別会計、この中で特に介護予防事業、これがどうも思うように進められなかったということが課題ということで挙げられております。またB評価も2件見受けられます。一般会計でも在宅老人福祉事業など高齢者対策がB評価となっているところでございます。この結果を見ますと町として高齢者対策これに若干課題があるのかなとまあそんなふうなことが窺われます。その他にもBランクの中には循環バス、防災対策、道路維持対策、など住民生活に密着した事業の評価が低いものが増えております。または報告書の中には改善策が掲載されておりますが、例を取って挙げますと事業コードの7761、7762と思ひますが、

これは介護保険特別会計の中の介護予防2次予防事業、介護予防1次予防事業、これでございますが、その改善策は予防事業担当職員の専任化が必要、こうなっております。またもう1つ、事業コード7763というのがありますが介護予防ケアマネジメント事業、ここでは他町村並みの職員体制の整備、これが改善策ということで載っております。まあこれを見ますと安易に職員増を求めているように見受けられます。何となく具体性に欠けるものであるようにも思います。やはりあの外部評価導入が早急に求められるものとまあそんなふうに感じております。そこでお伺いをいたしますが、このようにB、C評価となった事業に対する具体的な改善策、まあ早急にできれば24年度にも対応していったらうべきではないかなと思っておりますが、それについてお伺いしますし、第三者評価の取り組みについても事務方からいただいた資料を見ますと25年度あたりから検討したいようなことを書いてあります。その取り組みについて再度お伺いをいたしたいと思っております。

町長

今回の行政評価から特に評価のBとCというランク付けになったものについての今後の改善対応の内容でございます。このB、CのうちBの評価、つまり期待をやや下回った事業実績だということについてでございますけれども、事業全体としては概ねできていたけれども少しまあ劣るということで、できなかった内容を十分チェックをいたしまして、それから課題や改善策についてこの事務事業の評価を洗い出したわけでございます。平成24年度の継続事業については事業が健全に執行できるように改善策を講じて実施をしてみたいと。それからまたCは期待以下という評価でありますので、今具体例でいろいろ挙げて言っていただきましたけれども、そうした課題についてさらに詳細にまあ分析する必要があるということでもあります。当然またあのすぐ出来るものは対応をしないかなきゃならないというふうに考えておるものがあるわけでございますけれども、このC評価の事業につきましてはやはり担当者の努力だけでは即改善できるというものでもないという内容がございますので、長期的な計画のもとに目標を持って事業を行っていくように考えてまいりたいというふうに思います。それからこうしたB、Cあるいは継続事業全般を含めてですが、これから実施計画というものをこの秋から策定をして作業に入ります。見直しはすることはして、新規のものも入れて、懸案でありました事業も組み込んでという形になりまして、当然この内部評価のものもそのそれぞれの位置付けによって対応をしていくという形で進めてまいりたいと思っております。そしてその整合性を図って全体的に予算編成に向かってまいるという段取りになろうかと思っておりますが、なおあの全体的な部分でまだ最初の初年度で十分なあの分析とそれから対応ができていない部分もありますけれども、またそれらにつきましてはこれからの課題として捉えさせていただきます。あの特に介護予防あたりのこのマンパワー不足というようなご指摘もありまして、そういう評価になっておるわけでございますが、申し上げておりますように新年度の中で即こういうものは対応していく必要があるということで今対応をさせていただいておるところでございます。

堀内議員

まあ結果として結果は素直に受け止めて次期の対策に反映させていくと、まあ評価をやるということは目的の1つはそれであると思っておりますので、是非そんなことでバランスの取れた行政運営に努めていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に移ってまいります。伊南バイパス開通と幹線道路網整備についてをお伺いをいたします。先ず1点目としまして、伊南バイパス、竜東線の同時開通時の

交通体系についてをお伺いをいたします。伊南バイパス飯島工区につきましては平成19年駒ヶ根工区が全線の供用開始、これに合わせまして、合わせましてということでもありませんが、19年から飯島工区の着工がされております。今年で6年目に入るわけですが、今年の年末には本郷から石曾根の堂前線までの間、飯島工区で最初のまあ暫定ではございますが供用開始ということを予定されております。この供用開始につきましては今までの説明でいきますと、国道153号の主交通は堂前線が赤坂地区でJRの踏み切り通過、これがあるということもありまして、平成29年度に予定されている駒ヶ根市までの全線開通までは現道を利用する、まあそういうように説明を受けております。しかしこの計画ではバイパスの飯島工区が供用を開始されてから約6年間、バイパスの交通量が非常に抑制されてしまう、沿線の活用もしませんし、隣接する沿線の土地の荒廃も心配をされます。またバイパスと田切竜東線の交差点付近は道の駅や関連する直売所や加工施設の設置が計画されておりますが、地域の活性化とバイパスの利用者の利便性を進めるための施設ということでございますが、交通量が少なくではこの施設の発展も望めません。これらのことを考慮いたしますと、平成26年に予定されている南割交差点までの伊南バイパスと竜東線の同時供用開始時、これには工事用道路として整備されます追引・南割幹1号線を経由して主交通をバイパスとすることが地域の活性化につながるものと考えております。町長のお考えをお伺いをいたします。

町長

2つ目のご質問は伊南バイパス開通と幹線道路網計画に関しまして、伊南バイパス・竜東線の同時開通時の交通体系、この主交通をどう考えていくかということのご質問でございます。お話にございましたように、伊南バイパス飯島工区5キロメートルあるわけがありますけれども、本郷から堂前線までの2.4キロメートル、暫定2車線で年内の供用開始に向けて今現在急ピッチで工事が進められておることはご承知のとおりでございます。平成26年度には南割交差点までの0.8キロメートルが供用を開始されるということで、国交省の方でも公表をいただいております。そこで本年度供用予定の本郷から堂前線につきましては主交通は、今お話にございましたように、現国道153この街中を通過する現国道として整備が前提で行われておるわけでございまして、伊南バイパスの主交通の切り替えは平成28年度以降の飯島工区全線開通時というふうに、飯田国道事務所の方ではまあ一応、今のところではお聞きしておる、今議員おっしゃったとおりで、そういう説明も申し上げてきておるわけであります。そこで主要地方道竜東線の田切工区1キロメートル区間につきましては、平成26年のバイパス供用、南割地籍を通過するこのバイパス供用に合わせて、幹1号のアクセス道路も含めて一体として供用開始をしていくというふうに今工事が進められておることもご承知いただいております。そこでまあご質問の主交通の考え方でありますが南割交差点は伊南バイパスと竜東線の交通のまあ要所になるというようなこと、それから町道の追引・南田切幹1号線、今申し上げておる駅から下っていくあの道路でございますけれども、これはあの作業用道路という位置付けで今いろいろと国交省の方からもご協力いただいておりますけれども、基本的にはこれはあのアクセス道路という形になって生まれ変わっていく道路でございます、重要な幹線道路という形になるわけでございます。これがまあ現国道とバイパスにつながるということでございます。等々考えまして今、国の方ではそういう方針を一応出されておりますけれども、やはり地域としてはこの本郷の起点から南割の間の、これが非常にあの

全体の交通体系としては時間も短縮がされますし、一応まああの中田切川の架橋の問題はありますけれども、駒ケ根の方に通過に向けての一応整備がまあここで出来ますので、是非これはあの主交通は26年度の切り替え時点で主交通を伊南バイパスの方、それから幹1号の方へ移していただくということを、今後町としては国に働きかけをしていきたいと、こんな願望を持っておりますので、今後またひとついろいろと側面ご協力をお願いしたいと思っております。以上であります。

堀内議員

お答えをいただきました。まあ町長も同様な考え方に傾いていただいておりますということでございますので、是非せっかく竜東線も一緒にあそこへ開通します。またその周辺へ地域の活性化等も含めて田切地域で事業展開も計画しております。一層のご尽力をお願いをいたしたいと思っております。次に伊南バイパス全線開通後の現在の国道153号及び整備後の追引・南割幹1号、これのまあ所管がどこになるのか。まあ今、国道ということで利用をさせていただいております。また追引・南割幹1号線は町でございますが整備後は竜東線と現在の国道を結ぶまあ重要な、今も町長の言葉で言いますとアクセスということになります。将来的にはあそこが駒ケ根からT字路で交差すると。駒ケ根の方から来るのが幹線にぶつきたるような形の交差点に変更になるということにもお伺いしておりますので、まあそういう形でどんなふう将来管理していただけるのかなど。まあ追引幹から飯島側の国道につきましては何としても上部機関の管理をお願いしたいと思いますし、問題は駒ケ根の福岡の辻沢から追引までの間、この管理についても是非、県あるいは国の管理をそのままやっただくようにしていかないと、今でもあの道路についてまあ非常にあの幅員も広いし、歩道も一応整備はされていますがちょっと手を入れないと非常に荒れていく場所です。草刈り等の管理も今なら県がやっていただいておりますが、地元へ帰るとまた厳しいところがあると思っております。その管理について所管がどこになるのか、安全な道路交通確保のためにも是非、国・県の管理を要望するところですが町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町長

バイパス全線のまあ開通の暁において、この現在の国道153号線の管理下をどう考えて、また要望していくのかということでございます。伊南バイパス全体は現在の管理システムといいますかこの管理体系の中では、伊南バイパス全体が出来ますとこれは今は飯島工区は、まあ飯島工区という伊南バイパス全体がそうでありますけれども、国の直轄権限代行事業という形で国が直接事業をやっていただいております。で、完成後はこれはまた元に戻りまして長野県、いわゆる伊那建設事務所の管理下に移るという形になります。でその場合現在の国道153号、これはあつと本郷の中川境から駒ケ根境まで今は長野県管理、いわゆる伊那建設事務所の管理下にあるわけでございますが、そういたしますとこの2本をまあ県が管理をしていくということでございます。まあその辺のところはあつとまだお隣の駒ケ根市が同じ状況でまあ完成をほぼしておりますけれども、まだ福岡の地点でまだつながっておりませんが、同じまああの考え方に立つわけでありまして、県としてはその辺のところを今後どうするかということはまだ結論が出されておられませんけれども、ただまあ私共といいますかあの地域の私共のまあ考え方としましては、いろいろとあの議会の方にもご理解いただいておりますが、是非この伊南バイパスは直轄管理下でひとつやっていただきたいと、そして今の現道の153号は同じように、できれば全線がよろしいわけでありまして、引き続いて伊那建設事務所

管理をお願いしていきたいと、その辺の見直しといいますか方向は少しまだ時間が掛かると思っています。ここ最低でも全線開通まではそのことはまあちょっとできないと思っておりますので、これはあの駒ケ根と同じような歩調を取ってですね、今後、国や県当局と協議をしていく課題であるというふうにご理解いただきたいと思います。是非まあひとつこの153の全体の直轄下ということについては、議会の皆さん方にもひとつ側面的にご支援ご協力をいただきたいというふうをお願いしたいと思います。

堀内議員

お答えをいただきましたが、まあえらい先のことまで私の方で心配することもないかなと思いましたが、早くに手をつけておけば適切な対応ができるかなと思ひまして提案をいたしましたので、是非、駒ケ根とも足並みを揃えながら、できるだけ町の負担軽減のためにご努力をお願いをしていきたいと思ひます。次に伊南バイパス全線開通と町道幹線道路網整備計画、これについてをお伺いをいたします。飯島町の道路につきましては国道153号あるいは153号バイパスと県道飯島飯田線、それに続きます広域線、まあ広域農道です俗に、この横の2つの幹線を連携する縦の幹線道路というものの整備が進められてきております。平成23年度に作成されております飯島町幹線道路網図、これを見ますとその幹線道路網は概ね整備はされております。ただ整備がされていないのがその図面で行くと点線で表示になっておりますが、縦線では田切に1本、それから昨日も同僚議員の質問で出ておりました荒田地籍のところは1本、点線表示の幹線道路がございます。まあ荒田耕地の幹線道路の点線の部分は七久保ではそれに代替する幹線道路が県道北林線とかありますので、そういう意味でいきますと縦の幹線が通っていないのは田切地域でございます。まあ荒田の幹線のことも昨日の町長の答弁の中でも、中川との連携の問題もあるということも伺っておりますので、それらの幹線道路網、バイパス完成と合わせて是非整備を進めさせていただきたいと思ひますが、どんなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

町長

バイパス開通に伴う今度は町内のまあ幹線道路の中で具体的なご提案でございます。伊南バイパスを含めて現在のまあ、中央高速はまたちょっと別にいたしましても、広域農道それから現在の153号、それから新たなこの伊南バイパス、それから一部田切の方へ渡りますけれども全体としてまあ竜東線、この南北の道路整備はほぼこれで見通しがたいできるのではないかとこのように思っております。あとは今度はあの南北を町内を縦につなぐ線というようなことで、これまではまあ南からまいりますと、七久保はまあちょっとあのいろいろ中川との関連もありまして十分とは言えない部分もありますけれども、一応、幹線道路網図の中では荒田線ほか構想があるわけでありまして、本郷に至ってはまあこれは農免道路という形でまあひとつ縦ができておると、それから現在の北林、飯島、日曾利へ行く道、それから今度の堂前線、それから幹1号と、こういうふうにはまあ出来ておりますが、やはりあのこの上のまあインターチェンジとのアクセスのためにはどうしても、この西部山麓へつながる縦線も更に整備していかなくならないということの中で、今お話の具体的な線は田切地区についてはそれが無くてまあ大変あのこうカギつちよのような道があるわけでございますけれども、天狗山線という形の中であの一応まあ表示してあるわけですが、将来の構想としてまあ載せてあるということでございます。まあ是非将来的にはこの縦線を順に整備していきたいということでもまあ構想には挙げてあるわけですが、なかなかこれはあの距離も長いし多額な予算を伴う事業でございます。伊南バイパス全体が開通するまでにこれも併せて整備するというわけにはなかなかこれはまいらないと

いうふうに思いますけれども、今後順次また優先度を図る中で将来的には整備をしていくべき基幹道路であるという位置付けは変わっておりませんので、是非その時間のことはちょっとわかりませんが、今後の1つの検討計画課題というふうに受け止めておる次第でございます。

堀内議員

お答えをいただきました。あのまあお金も掛かることでございます。時間は若干はやむを得ないと思いますが、昨日の答弁の中でも荒田地域はまあ中川の方からの救急車等の通行にも支障があるのではということでしたが、それに伴って先に果たしてそっちを整備するのか、まあ田切につきましてはたまたまそのさっきも話が出ましたが、南割のバイパスと竜東線の交差点から上へ上がってきまして、国道を経由しながらたぶん上へ上がって行くきり田切はないと思いますので、今度のそちらの整備をするに合わせてやっぱり検討していかないと、将来の計画にうまくそぐわないのではないかなとそんなように思いますので、是非あの今度のバイパス全線開通までの間に計画を作って、その道路整備が推進できるようお願いをしたいと思いますので、ちょっとその点、特にあの田切はそういう幹線道路がずっとないということの前々からお願いしてきておる部分もありますので、もう一度お答えをお願いします。

町 長

このあの田切の縦線の構想というのが、今この国道バイパスの工事にまあ併せてというふうなお話が出ましたが、交差点の問題については今いろいろとあの国道事務所の方と、あの追引地籍の現在の交差点の方はやっております、できるだけまあ国の方でお願いしてということいろいろやっております。ちょっとまだあの最終決着は見えておりませんが、それで今構想にありますこの天狗山、いわゆる追引地籍から太田の沢沿いに渡ってまあ西の広域農道につなぐという構想であります。少しあのそこには距離があるわけでありまして、あの要するにカーブのところからまあ起点にするというような構想でありますので、追引地籍のですね。あそこは300メートルくらいありますか、でちょっと直接国にその分をお手伝いをお願いしてというわけにはなかなかまいらないと思いますけれども、ただこうしたあの交通体系が幹1号が主要道路となると、しかもあの一部にこれは県道昇格というような構想も考えられますので、その辺の体系の中でひとつ今後、まあ全線開通が28年度以降というふうにはまあ位置付けになると思いますけれども、それまでにはどういうその計画的な絵が描けるのかどうかというようなことも、今のうちからできればちょっと描いて、また担当課の方に指示をしていろいろとあの地元のご意見もいただいてまいりたいというふうに思います。ただこれが着手ということについてはちょっと今、責任持ったお話ができる状況ではないことだけはご理解いただきたいと思います。

堀内議員

まあいろいろ課題はあろうかと思いますが、地域でも道路整備について非常に関心をお持ちになって対応されておると思いますので、是非町内のバランスのとれた道路整備の促進をお願いしたいと思います。それでは最後の質問事項でございます。夏祭りの復活についてをお伺いをいたします。今年の夏も郡下の7市町村では夏祭りが盛大に行われました。その様子は地方紙の紙面を大きく飾っておりました。飯島町では25年間続いた夏祭り、まあお陣屋祭り、これが中止になりまして6年間が経過いたしました。現在はお陣屋行灯市、与田切フェスティバルなどのイベントがございますが、町民参加型の夏祭りといわれるようなものは飯島町にはありません。昨年の東日本大震災では日ごろの地域の交流の絆がいざという時に大きな力が発揮されたとなんかふうにならされております。地域

の活性化といざという時に地域に元気をつける住民参加型の他町村で行われているような夏祭りを、町長はどのように見ておられるのかお伺いをいたします。

町 長

最後のご質問は夏祭りの復活についてということで、まあ郡下の様々な町村のお祭りの例をどう捉えておるかということでございます。夏のまあイベントではお神輿や踊りなど各地でそれぞれのテーマを持って夏祭りが開催をされております。飯島町では夏の風物詩として続けてまいりました25回にわたって開催をされました飯島お陣屋祭り、平成18年度をもってまあ終了をし、現在は他の市町村の夏に行われるお祭りとは趣を変えて同時期にお陣屋行灯市となってまあ夏祭りを開催をさせていただいておるわけでありまして、町もできるだけのご支援を申し上げておるということでございます。実行委員会が結成をされまして計画、立案、そして工夫を凝らした市が開催をされておまして、気軽に子どもから大人まで江戸時代を彷彿させるような市に足を運んで、その歴史や文化を思い起こしながら楽しんでいただいておりますというのがこのお陣屋行灯市で、飯島町では唯一のまあ夏祭りの位置付けになろうかと思っております。まあこのあの行灯市というのはご承知のように花火やお神輿や踊りの夏祭りという趣とはちょっと違いますけれども、おなじみの寸劇なども取り入れていただきながら、併せてこれにはあの町内の小・中学校、ほとんどの子どもがまあ参加をし、あるいは大人の方では伊那谷三郡、諏訪、上・下伊那から成るこの俳句大会もこれに併せて共催をいただいて、イベントの中の1つのメニューとして盛り上げていただいております。ということでございまして、他の町村とは少しまあ趣の違う、この一味違うお祭りということでございまして、やはりこれは町の活性化に十分寄与いただいております。まあその他にはあの前後してお盆には各地区での地域の皆さんの力によって夏祭りが、盆踊り等を開催をさせていただいておりますし、それから今お話のありましたフェスティバルinこれも8月のお盆過ぎになりますけれども、この与田切地域の活性化の一翼も担って、堀内議員言われるような元気付ける行事として考えております。そのように今このそれぞれの夏祭りを受け止めておる次第でございます。

堀内議員

お答えをいただきましたけれども、ちょっと私がお伺いしたのはまあ他の市町村で行われているような住民参加型の夏祭り、そういう形には飯島の場合にはなっていないそんなふうには私は感じておりますので、そういう祭りで地域の皆の士気を高めたり、いざという時の団結を作ったり、普段のそういうことが災害の時には力を発揮したと、この東日本大震災の時にもそんな報道が結構ございますので、そういう住民参加型の夏祭りについて他所の町村でやられているがどうかということをお伺いしましたので、そのことをお答えをいただきたいと思っております。

町 長

あの趣旨が違ったかと思っておりますけれども、まああの今申し上げたお陣屋行灯市をはじめ各地区のいろんなあのお盆を含めた夏祭り、それからフェスティバルin与田切等々、あるいはまたコスモス祭りも直にやっておりますけれども、こうしたこともやはりあの町が音頭をとって主導で主体でやるというのとはちょっと趣が違いますけれども、それぞれの地域にまたそれぞれのイベントに住民が参加をして、ある意味まあ住民参加をいただいておりますということでございますので、今このことを町が主体となって祭りを別な形でやるというような考え方は今のところは今ちょっと持っておりませんのでご承知おきいただきたいと思っております。

堀内議員

町が主体となつての考えはないとはっきりとお答えをいただきましたので、それでは続いてお願いします。まあ実はそれぞれの地区あるいは耕地なんかも、お陣屋祭りが無くなっちゃったんで地域の祭りを起こしたっていうのが結構の地域でもあると思います。またそれ以前から夏祭りを耕地でやっておるところもあります。まあそんなようなことで今結構地域ではそんなようなことがやられております。ただどうしても町全体が1つになるというのが飯島の場合にちょっといろいろのことで薄いのかなあと。昨日も同僚議員の中からはマラソン大会をやったらどうだと、やっぱしその1つのことに皆が取り組むっちゃうことは大事なことだと思いますので、再度提案をしていきたいと思ひます。まあそれぞれあのどこの市町村に見ましても祭りはまあ10年くらいでそれぞれ危機を迎えて、まあいろいろ名称を変えたり、例えば伊那は最初は伊那の勘太郎祭りですかね、そんなようなことでやっていたんですが、今は伊那祭りですか、名称をだんだん変えてきております。まあ駒ヶ根でも名称も変え内容も変えやってきて、そんなようなことで存続をしてきているということでございます。まあ飯島の場合もお陣屋祭りという名称でしたが、まあこれに対する地域的な問題のところもいくつかあったわけです。町内には幕府の直轄領の地区と高遠藩などの藩支配の地区とあったということで、そういうことも影響したのかなと、またあのスタートの地点からの問題もあったんですが、結果的には景気の悪化、これが最大の原因ではないかなとも思っております。当時のお陣屋祭りの運営は役場と商工会とJAかな。この3つが交代で担当をしておりました。確か最後が役場が担当だったとまあそんなように記憶しております。そんなような状況から私はこの町が1つになれる祭り、町が1つになれる祭りとしてそういう祭りの復活を訴えておるところでございますので、是非もう一度考えていただいて、町が音頭をとって皆に声をかけるとそんなようなことを考えていただくようお願いをしたいと思います、再度お答えをいただきたいと思ひます。

町長

まああの最初の質問とちょっと前後するような形でお答えをしてありましたけれども、あの今それぞれお陣屋行灯市の夏行われておるものに代わる夏祭りとしてのこの町が主導をしての祭りということは、今の考えの中には無いということをお願いをいたしました。ただこれはあのかつてお陣屋祭りがまあ商工会から始まったりして、その後行政に移りまして、それからそれもまあいろいろ課題もありまして、農協さんや行政、商工会3者で持ち回りというようなことも繰り返しながら、最終的にはもう何回かは町の行政でまあ音頭の中でまあやってきたという、まあそこもまあひとつ行き着きましてまあ中止の方向になってしまったということでもあります。いろいろあの当時考えられて議論されたのが、やはりその行政主体のお祭りというのはどうしても町民は乗ってこない、これがあの最大の1つのネック的な考え方でありました。まあ今こうした時代が移って町の立ち位置というものがどういうふうにまあ住民の方は思っておるか、今、堀内議員の方ではやっぱりああした災害を見るにつけても町が1つの主体的な役割を果たして住民結束を図っていくべきではないかというのもひとつの最近の考え方であるだろうというふうには思っておりますが、今の時点でこの夏祭りを変えて町が主導をして夏祭りを別な形でやるということは今考えられておりませんのでご理解いただきたいと思ひます。

ただ1つ、あのまた最終日の議会の全員協議会でも正式にお話を申し上げたいというふうにも思っておりますけれども、了解をいただいておりますこの町に縁の深い橋幸夫さん、この方に飯島の「越百大使」としてお願いをすることに正式にご当人との間で決まっ

りまして、またあの正式なまたあれをしたいと思っておりますけれども、これはまああの今までのふるさと大使の皆さん大変いろいろお世話になっておりますけれども、やはり橋さんにはひと味違うこのまた役割も果たしていただきたいなというふうにも考えております。橋さんはご承知のようにいろいろとあの福祉の面での造詣も深いわけでありまして、他の市町村でもいろいろお手伝いをされておるようでございますが、是非ひとつそのご当地ソング的なものをひとつ作っていただいでですね、それからまたその歌の歌詞等について、あるいは曲等についてはいろいろまたご相談を申し上げてまいりたいと思ひますけれども、できれば地元の中から募集なり、子ども達の夢や力を貸してほしいなというふうにも思っておりますけれども、そうしたことによつてひとつの飯島が1つの、まあ町歌は町歌としてありますけれども、ご当地ソング的なものを歌や踊りやということも含めて何とかまあ実現したいというふうな今構想を持っておるわけでありまして、いろいろとまた関係の皆さん方のご意見を聞いてまいりたいと思ひますけれども、そうしたことが今、堀内議員の言われるような元気を付けるひとつのまたイベントとして定着すれば、他のお祭りとのまた整合性も図っていかなきやなりませんけれども、時期的な問題もあると思ひますし、いろいろと考えてまいりたいのでそんなことも考えておるといふこともひとつご承知をいただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。

堀内議員

新しい構想もお持ちのようでございます。まあいづれにしましても町民が活気がついて地域が団結できるこのまあ祭りとか、今で言いますとご当地ソングと言いますかね。またご当地ソングができればそれは踊りということが当然出てくると思ひますので、是非そういうようなことで地域の団結を深める事業を是非進めていただいで、今後飯島町が安全で安心で発展することを是非ご努力をお願いしたいと思ひますので、そのことをお願ひして質問を終わらせていただきます。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時53分 散会



平成24年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年9月19日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告  
 日程第 2 第 6号議案 平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 3 第 7号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 4 第 8号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 5 第 9号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 6 第10号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 7 第11号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 8 第12号議案 平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について  
 日程第 9 第13号議案 平成24年度飯島町一般会計補正予算（第3号）  
 日程第10 請願・陳情等の処理について  
 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢 範子 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

- |         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 浜田 幸雄 |
| 議会事務局書記 | 市村 晶子 |

## 本会議開会

開 議 議 長	平成24年9月19日 午前9時10分 おはようございます。 町当局並びに議員各位、また代表監査委員、教育委員長、農業委員長、各氏にはご出席願ひ大変ご苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件、また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 去る5日の本会議におきまして付託いたしました決算案件7件、補正予算案件1件、請願・陳情案件6件について、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議会閉会中に各委員会等の視察研修が実施されておりますので、各委員長から報告をいただきます。初めに社会文教委員会からお願いいたします。 三浦社会文教委員長。
社会文教 委員長	それでは社会文教委員会の視察研修について報告をいたします。6月26日、27日に栄村と須坂市に視察研修に行つてまいりました。栄村は昨年3月12日の東日本大震災直後に震度6強の地震に見まわれ甚大な被害が出ました。高坂町長と松下議長が直後に義捐金を届けに赴いたことは皆さんご承知のとおりです。栄村は議会開会中でしたが、松下議長に案内をお願いし当時の様子をお聞きながら復旧の現状を見、認識を深めてまいりました。先ず栄村役場に訪問のあいさつを済ませ、ロビーにぎっしりと貼られた全国からの励ましの絵手紙、寄せ書き、千羽鶴などを拝見しました。議長からは当時庁舎と地面が1メートルも段差ができていたとお話でしたが、現在は復旧され全くそれを感じませんでした。災害関連で亡くなられた方が3人、住家の688世帯に全壊、半壊、一部損壊の被害があった中で、一番被害が大きかったと報じられた青倉地区の様子を先ず高台から見ました。家屋のほとんどが改修されているように見えますが、基礎のみが残っているところもあり、仮設住宅に多くの方が住んでいる状況からもまだまだ復興には時間が必要な状況でした。仮設住宅の隣では小学校の体育館の改修工事が行われていました。グラウンドで子ども達が元気にサッカーの授業をしている光景が印象的でした。絵手紙館のあるトマトの国の横を流れる急峻な河川は土石流による災害復旧工事が大掛かりに行われており、被害の大きさを実感しました。またあちこちで橋や道路の復旧工事や耐震工事が行われていましたし、田んぼの土手も改修された様子が手に取るようにわかりました。地元の方に教えてもらい昼食をとった食堂は多くの客で賑っていました。大きな災害後の暮らしを含め

た復旧には時間と財源、心の通った行政が必須条件ではないかと感じてまいりました。

翌27日には須坂市の信州すざか農業小学校、豊丘校の取り組みについて研修しました。信州すざか農業小学校を始めるきっかけは平成16年の市長選での市長の公約であったとのことで、平成17年4月に開校し、須坂市次世代育成支援行動計画後期計画の「子どもは宝プロジェクト」、平成22年から26年度の中で教育委員会子ども課が青少年健全育成事業として取り組んでいます。財源は開校当初はコモンズ支援金を2年、元気づくり支援金を4年活用し、現在は市の一般会計で予算化しているとの説明がありました。行政主導で青少年健全育成を目的に総合的視野から取り組んでいる先進的な事業として研修に臨みました。今年の入学児童は62名、農業体験をサポートする農家先生は平均年齢69歳の高齢者の方が23人になっておりまして、校長、教頭、事務長、畑主任、田主任の農家先生です。事務局を子ども課の児童青少年係4人の職員が担当をし事業に参加、1人は事前準備などで1年間ほぼ付きっきりで農業小学校のお世話をしているそうです。信大の学生5人ぐらい、須坂園芸高校の野菜クラブの学生10人ぐらいがボランティアとして参加をしています。年間事業では4月の入学式、ジャガイモの植え付けからトウモロコシ、ネギの植え付け、田植え、サツマイモの苗の植え付け、大豆の種蒔き、蕎麦の種蒔き、秋野菜の種蒔きなどを行って、畑の手入れ、草取り、麦刈りや脱穀、稲刈り、脱穀など、年間を通した作物の栽培と収穫作業、おやきを作り、蕎麦を打ち、焼き芋、もちつき大会などの行事を経て卒業式を迎えるという事業内容となっています。卒業文集も作られ、その中には子ども達の感想はもちろん、ボランティアの学生、農家先生、保護者の感想も掲載されています。子ども達がおじいさんおばあさん世代の農家先生から農業の手ほどきを受け、生き生きと初めての体験を感想文に残しています。開設の成果として他の地域の友達がたくさんできてうれしかった。今まで嫌だった野菜が食べられるようになった。1年間で参加した子ども達がたくましく成長した。という感想文が紹介されていました。子ども達が世代の違う人達との交流と農業体験を通じて自然と向き合い学びたくましく成長していく様子が伝わってまいりました。生まれる前から命尽きるまでの食育推進計画、須坂市「食で健やか」計画の中に農業小学校の取り組みが位置付けられていることなど、子どもの健やかな成長を願った総合的な取り組みであることがわかりました。子どもは宝という共通の認識を深めるとともに子育てにつながる政策を個別の取り組みにせず、一連のものとして展開していることを学んでまいりました。以上委員会視察研修の報告といたします。

議 長

次に議会運営委員会からお願いいたします。

堀内議会運営委員長。

議会運営

委員長

それでは議会運営委員会視察研修報告を行います。議会運営委員会では去る7月9日、10日、2日間、正副議長の同行をいただきまして、議会活性化の取り組み研修といたしまして長野県町村議会議長会を訪問いたしました。政務官、宮崎主査より議会基本条例制定、及び議会関係例規の見直しについて、今まで当議会で検討してまいりました内容につきまして、資料を事前に送付して宮崎主査に検討いただいた内容についてご指導を受けました。その内容についてですが、先ず飯島町議会基本条例案につきましては自治法などの法律との整合性を中心に宮崎さんは内容の検討をいただいたということでございました。その内容についてそれぞれご指導をいただいたところでございます。議会基本条例は法律

などに縛られるものでなく、飯島町議会のこれからの方向を示すものであるということで、先ず基本的にはそういうことだと、いわゆる基本条例というものはそういうものでありますよということをご指導いただきまして、基本条例の検討は何時から行ってきたのかは事前に連絡してありませんのでお聞きしていないが、よく練られた内容であるということで評価をいただきました。またその文章の表現も「努めます」などのあいまいな表現ではなく、「行います」など責任を持った内容となっている。また、解り易い表現を用いているので住民の皆さんにも解り易い内容となっているものと感じておるということでございます。また検討を要する点につきましては4点の指摘をいただいておりますが、全般的には非常に高い評価をいただきました。また今後につきましては町の方で制定が将来予定されております自治基本条例、これの制定を求めて、両方の基本条例が整合性を持った住民の皆さんに解り易いものになることが飯島町の将来の発展につながるものとなると、そういうことをご指導をいただきました。なおこの内容につきましては7月以降の委員会で検討いたしまして、8月8日の議会全員協議会で議員の皆さんにもご報告をして了解をいただいておりますので併せて報告させていただきます。以上で議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

議長 次に議会報編集特別委員会からお願いいたします。  
久保島議会報編集特別委員長。

議会報編集  
特別委員長

それでは議会報編集特別委員会の視察研修のご報告を申し上げます。去る7月2日、3日の2日間に亘りまして、先進地の石川県津幡町議会、そして志賀町議会を訪問し研修を行ってまいりました。初日に訪れました津幡町は石川県のほぼ中央に位置して、金沢市に隣接した人口が37,549人という大きな町でございます。予算規模も総額220億という規模の大きなものでございました。「議会だよりつばた」は全国議会報コンクールにおいてほとんど毎年奨励賞とか優良賞を受賞している優秀な議会報でございます。議会報の担当の職員が1名配備されておりまして、本会議の開催中から原稿の取りまとめ編集等を行って、閉会后すぐにもう編集会議が開催されるというふうな体制になっております。従いまして全国でも有名なんですけど定例会の翌月の5日には発行するというところでございます。ですからもし9月でしたら10月の5日には発行されるという超スピードでございます。2日目に訪れました志賀町は能登半島の中央に位置しまして、津幡町よりやや北にあります。原発のある町でもございまして現在停止中ということで経済的には非常に逼迫をしてくているというようなお話もございました。志賀町は平成の大合併で隣の富来町と合併しまして、およそ人口は23,000人という町になりました。予算規模はかなりこれも大きいんですが同じくだいたい220億ということでございます。志賀町はですね旧志賀町の時代から議会報のコンクールでは常に入賞をしているという議会でございます。この議会も担当職員が1名配備されておりまして、グリットシステムを使ったですね、MSワードのグリットシステムなんですけど、レイアウトをしてそのデータを印刷会社に渡すというような形でやっているようでございまして、単価が非常に抑えられております。まあいずれにしましても両議会とも技術的には非常に高くてですね、豊富な資金と人材を駆使しているということではうらやましいような存在でございます。しかし我が町の議会報は議員の関与という点ではですね勝っておりまして、まさに議員の手作りといっても差

し支えないと自負しております。わが飯島町議会は編集作業に一切職員の手は煩わせないことということがモットーでございまして、住民の皆様に分かりやすい見やすい議会だよりとすべく毎回改良をしていくということで、議員一同感銘して帰ってまいりました。最後に津幡町議会様、それから志賀町議会様にお忙しい中お時間を割いて頂き、ご丁寧なご対応をいただきましたことに感謝申し上げます。

議長 各委員会におかれましては視察研修大変ご苦勞様でした。以上で諸般の報告を終わります。ここで議事進行についてお諮りします。決算案件、一般会計補正予算、請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで決算案件につきましては一括して各委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論採決を行い、補正予算につきましても各委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、討論採決を行い、また請願・陳情案件につきましては一括してそれぞれの委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、請願・陳情ごとに討論採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。  
それでは日程第2 第6号議案 平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第3 第7号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 第8号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第5 第9号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第6 第10号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第7 第11号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第8 第12号議案 平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について  
以上第6号議案から第12号議案までの平成23年度決算7議案を一括議題といたします。本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務作業委員長からの報告を求めます。  
竹沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。9月5日の本会議において本委員会に付託されました第6号議案平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分、第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第12号議案平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について、の4議案について9月7日、12日、13日、14日の4日間審査を行いました。また9月1

4日には決算に基づく事業の効果、及び継続事業の進捗状況、及び今後の課題事業と国が行った事業の成果を確認把握するための現地調査も行ったところでもあります。こうした過程を踏まえ内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり4議案全て原案通り認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出されました主な意見についてであります、先に総括質疑について申し上げます。

経常収支比率がアップし財政力指数はダウン、公債費比率は18%以下でいけるのか今後の見通しはについて、常に心して運営していく、経常収支比率は高い、人件費は抑えていく、物件費、維持管理費及び扶助費が年々増加する。下水道の償還の山がこれから来る。公債費比率は16%くらいになる。これに対して減債基金を活用していく。それから道路の補修など130件ほどの住民要望がある、基金積み立ても必要だ、町民の要望実現の声とのバランスをどうとるのか。財政調整基金は800,000,000円、まだ200,000,000円ほど不足である。住民要望はたくさんある、優先度により実施していく、限られた財源の中コントロールしていきたい。職員は110人と臨時、嘱託職で対応している、専門職の育成も必要であるが職員数を減らすには限度がある、今後の職員体制の展望は。平成28年までに100名体制とする行財政改革プランがある、国の政策による市町村事務が最近増えている、例えばエネルギー問題など含め行政需要が高く、専門性を持った職員について福祉部門を含め必要である。従って少し弾力的に対応していきたい。実質単年度収支黒字で基金積み立て10億円目標は理解するが住民要望もある中どうバランスをとるのか。同規模町村との比較も必要と考えている、貯金ありきではないが将来のことも考えて実施計画3年目で検討していきたい。税の収納率は厳しい、町内循環型の施策に特に緊急雇用創出事業や住宅リフォーム制度は効果がある、エネルギー問題を含め町内の雇用拡大の施策展開を求めるが。住宅リフォーム制度など町内循環型で効果がある、今年度JAと商工会共通の商品券を発行する、これにプレミアムを付けることを検討したい、住宅リフォーム制度は続けることを含め予算編成で検討する。以上が総括質疑部分であります。

個別審査での特徴的な意見について以下申し上げます。来年度以降公債比率の動向は、平成33年度に16.5%から17%くらいになる見込みである。以下いくつかの要望意見が出されておりますので申し上げます。飯島町ホームページへのアクセスについて解析する必要がある。町道のオーバーレイについて何回も同じような場所を行うと結果として費用がかかる、抜本的に道路改良する必要がある。現物支給について耕地総代や自治会長に分かりやすいマニュアルを作成しPRをし、住民協働事業を推進する必要がある。道の駅花の里いじまについては駅長は町長でなく女性を駅長とし公募したらどうか、東京八王子道の駅他成功例がある。加えて駅長イコール、マネージャーとすべきである。平成24年度長野県が中学2年生の親を対象に地元滞留率の調査を行うことになっておるが、この調査対象に問題があるのではないかと、改善を求めたい。JA飯島生活マーケットの動向について町としても今後とも実態を把握し対応を行ってほしい。定住促進の補助金対象についてI・Uターンの基準について、特にUターンの基準などを緩やかにしたらどうか。などの要望意見・提言がございました。以上総務産業委員会の委員長報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長、自席へお戻り下さい。

社会文教  
委員長

次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
三浦社会文教委員長。

それでは社会文教委員会に本会議で分割付託されました議案について、議案ごとそれぞれに内容について報告をしたいと思います。第6号議案平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について9月7日から14日にかけて委員会を開き、所管である住民福祉課、教育委員会の出席を求め議案の内容の説明を受けるとともに、関連事業の現地調査も行い、慎重に審査を行った結果、認定すべきものと決定をいたしました。審査の過程で住基カードの発行総数約3,400枚の中には死亡した人などが含まれている。実際に利用可能な住基カードの枚数を把握する必要があるとの意見がありました。子ども手当から保育料、給食費を直接引き落としのできる制度の利用の状況について質問があり、保育料、給食費は口座落しのため滞納者には現金支給を行い差し引いて支給をしたとの説明がありました。ごみチケットの配布枚数については平成27年に伊南の廃棄プラスチック、要リサイクルプラスチックを上伊那一本化する目標がある、チケットの制度も見直されるとの説明がありました。東小段共同墓地の39区画の販売方法についての質問があり、町に分譲宅地と無料のセットで希望者に販売をするとのことでした。石楠花苑の修繕工事に関わる債権は裁判所に債権が残っており債権放棄をしていないということで説明がありました。石楠花苑の敷地料について何時から現在の敷地料か、実態に合った料金に見直す必要があるが契約内容はという質問が出、当初契約では平成5年4月1日から平成25年3月31日の20年間という契約で、賃借料の変更があり平成12年度から1,618,344円となっているとの説明があり、実態価格は下がっており平成25年の契約時には実態に合った契約をするよう求めました。自殺対策は平成21年から心の相談を実施しており、自分からの相談もあるようになった、様々な年代から相談があり働き盛りの人も時間を作って相談に来てくれるようになっている、ということでゲートキーパーの活動で状況が変わってきている。国の重要施策であり補助を続けてほしいと係からの声がありました。ペアレントトレーニングは保健センターからの紹介で学校を通じチラシを配布、保護者の認識があまりないため参加してもらうのに時間と力があるとのことでした。簡単に効果が見えてこない長期の事業として捉えているとの報告がありました。教育予算の必要性について、教育政策はめまぐるしく、ICT教育、自然エネルギー教材の充実、黒板のデジタル化などどう時代に合わせるかが課題である。教室改修も必要であるとのことでした。学校施設の老朽化に対応するため公共施設整備基金の積み立てが必要になるのではないかとということで、学校の整備計画はあるかという質問に対し、町全体の施設が老朽化をしており実施計画の中に反映をしているという答えでした。総括質疑においては結婚相談事業を社協に丸投げでよいのかという質問に対して、町長からは従来型だけではだめ、他行政の婚活のイベントに参加した、産業振興から交流的な方法で新年度に向け社協とは別に行いたいとの答弁がありました。自然エネルギーの取り組みに具体的なものが見えてこないが、という質問に対して、単発的よりも新年度に向けビジョンで活用計画に位置付けていくスタッフも必要、基礎固めをするとの答弁がありました。

次に第7号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、9月7日から14日にかけて委員会を開き、住民福祉課に説明を求め慎重に審査を行いました。

た。認定をすべきものと決定をいたしました。審査の過程では国保と介護の関係は重度になり介護が必要になる。早期診断、治療で医療費は少なくでき、介護予防につながるのではないかということについて、介護につながると考えているので連携して取り組みを始めているとの報告がありました。所得が急に下がった場合の軽減措置についてハローワークに行つて初めて分かる人もいた。該当者は連絡がくると該当することを知らずに後になって申請してきた場合に還付金を支払うことになる。滞納訪問して分かることもある、など失業しても対応の仕方を全く知らずにいる状況もあるということで課題が見えました。社保から国保に加入する人の健康状態の影響について、郡単位で地域職域連携会議が去年から立ち上がり、社保の扶養家族の検診など対策が話されているとの報告がありました。更なる病気予防の充実を求めること。滞納は生活者の状況に配慮を求める。国保の収納率が下がっている。悪質なものには真に必要な対応を求めるとの意見がありました。

第8号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、9月7日から14日にかけて委員会を開き、住民福祉課に説明を求め慎重に審査を行いました。認定すべきものと決定をいたします。審査の過程で県、広域連合からの補助の内容について75歳以上の検診、肺炎球菌ワクチンに3,000円、教室の通知などで1人当たり200円の事業費が出ているという説明がありました。討論では予防に力を入れて軽度のうちに早めの対応を求める。レセプトが増加してきている、ジェネリック医薬品の利用の啓発と薬の飲み間違いのない取り組みをしてほしい。との意見がありました。

第9号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、9月7日から14日にかけて委員会を開き住民福祉課の説明を求め慎重に審議をした結果、認定すべきものと決定をいたしました。審査の過程では、流用の限度額は300,000円である、補正で対応すべきとの指摘に、介護予防事業は実績で変動もあり年度末にやむを得ず流用で対応することとなったとの説明がありました。総括質疑においては要介護の出現率が増加している。社会保険加入者の出現率が多いのではないかなど総体で見る必要があるのではないかな。今後の出現率を下げる健康づくりについて理事者の考え方について質問がありました。理事者からは今後も病気にならない認知にならないための予防に力を入れる。介護は予防がすぐに反映できないが学術的視点から予防を考えていかなければならない。スタッフを充実させるとの答弁がありました。以上委員会報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。以上で平成23年度決算7議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより議案ごとに討論・採決を行います。

最初に第6号議案平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)  
議長 賛成討論はありませんか。

議長 8番 中村議員 私は賛成の立場で討論いたします。町税は前年度比2.3%の増額となり、個人、法人ともに少し経済が上向いた結果かと思えます。一方、繰出金の推移を見ますと国保会計を

除き前年より繰出額が増えました。依然厳しい状況であったことがうかがえます。その中で実質公債費比率を13.3%と前年度より0.1%好転させたことは評価に値するものです。事業では交付金を活用し町民、学校施設の修改善、また補助率100分の100%の雇用事業では13事業を行ったことなど、いずれも一般財源を圧迫しないよう補助事業の活用努力を評価いたします。財政力指数は前年度より0.05%低くなり、今後においては一層の危機感を持った取り組みが求められています。また今後もあると思われる繰上償還では福祉、教育などのサービス低下につながらないことを願います。そして経済の発展なくして福祉、教育の充実も望めません。是非、財政向上へ更なる尽力を求める次第です。以上を申しまして賛成といたします。

議長 他に賛成討論ありませんか。

9番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。子どもから大人までの健康予防ではいろいろな政策の中一定の成果が上がってきており、高く評価するものです。また情緒障害児などの発見・指導など近隣市町村の中では子どもに対する丁寧な施策であり評価するものですが、今後も長い事業展開を望むものです。また第5次総合計画の初年度で協働のまちづくりを進める中、地域づくり支援員を配置し自治組織活動保険加入費の補助、活動費の交付金など予算も付け、公民館活動や区の活動の充実を図ったわけですが、地元に着した活動がどのくらいできるのかは区会、館長、育成会、支援員など地元で関わる人たちの力量によるところが大きいため、自治会の活発な所への視察や生涯学習の本質は何なのかということや、4区の活動報告の交流など町が誘導しながら意識を高める方法や予算付けをして、今後この施策が花開くよう努力をしてもらいたい。もう1つ定住促進室の創設は情報発信の方法が良かったことや定住者のテレビ出演もあり、問い合わせも多く、実を結んだ物件もあったようですが、今後これをベースとして子育て支援に力を入れている飯島をPRしていただき、観光や空き家対策、都市でのアンテナショップ開発にも結び付ける政策展開をしていっていただき、人口増につなげる努力をしていってもらいたいと思います。以上意見を添えて賛成といたします。

議長 他にありませんか。

1番 久保島議員 私も23年度一般会計につきまして認定の立場にて討論いたします。平成23年度は依然として町税及び自主財源が厳しい中で、理事者はじめ職員各位のご努力の結果、良い結果が表れたというふうに評価いたすものでございます。平成23年度の健全化判断比率、いま中村議員からお話ありましたが、4指標は実質赤字比率、それから連結赤字比率、双方とも無く、実質公債費比率13.3、将来負担比率73.4とわずかではありますけれども改善の方向に進みました。しかし今後下水道関係の返還のピークがやってまいります。また上伊那広域でのごみ処理施設の移転建設等も応分の負担が求められてくるというふうに予想されます。まあその懸念から更なる基金の積み増しということが計画されているわけですが、財政基金は先ほども委員長から報告がありましたように、8億円余りとなりまして、目標の10億円まで近づいてまいりました。その一方、道路改修など住民要望につきましては多くの積み残しがあり、手付かずのものも数多くあります。住民要望と、なお見通しの厳しい将来のための基金と、このバランスをどうとっていくかということが



今後の大きな課題になってくるだろうということは理解できるものであります。しかし財政調整基金もですね目標に近づきつつある現在、少々住民要望サイド実現に、実現サイドにですねシフトしていただいて今後進めていただきたいということをお願い申し上げまして、平成23年度一般会計決算認定に賛成といたします。

議長  
3番  
浜田議員

他にございませんか。

一般会計決算を認定すべきとの立場から3点ほど申し上げます。何よりも先ず内外の厳しい経済状況の中で実質単年度収支が3年間連続、毎年度2億円を超える黒字化を計上してですね、で、17億円を超える基金残高、これはおそらく町政の中では過去最高額だというふうに思いますけれども、そういう財務体力を強化したことを先ず最初に評価するものであります。ただし言うまでもないことでありますけれども、これは住民サービスの充実とは裏腹の関係にあることは言うまでもありません。もちろん迷走の続く中央政府の状況ですとか、あるいは予見される災害への備えなど財務部分が慎重になる理由は十分に理解できます。しかし一方で福祉や医療、町内経済の活性化やインフラの老朽化対策など支出のタイミングを誤るとですね、むしろ住民生活の困難や財政効率の低下を招く場合もあるというふうに考えます。従って緊縮的な財政運営と一方で町民福祉の充実をどう調停するか、この問題について今後議会と行政が知恵をぶつけ合う段階が来たというふうに考えるものであります。

それから2点目は懸念されたことではありますけれども、国保を含む税の収納が厳しい状況に直面しているということが非常に強く見てとれた審査でもありました。ただし生存権財産や事業の継続に不可欠な資金は納税可能資金に入らないという国税庁の見解を踏みこえる徴収が許されないことは言うまでもありません。こうした住民の経済的な困難の全てを基礎自治体だけで解決できないことは明らかでありますけれども、町内の経済循環を活性化することは少なからぬ対策になると考えます。その意味で緊急雇用対策がですねあのその支出の8割以上が有効に必要とする方に回り、それから住宅リフォームも補正も含めましてですね1億円を超える有効な事業を生み出した、こういったことは非常に大切なことではなかったかと思えます。まあこれも賛成する大きな理由であります。

それから第3点目、今回の決算審査で全般に関わることでありますけれども、行政報告書が活用されて行政のPDCAがですね、これまでも増してステップアップしたことを評価したいというふうに考えます。でこれは私自身も一般質問で何度か取り上げてきた項目でありまして、要求した様式よりもはるかにシンプルでありますけれども、それに工夫を凝らすよりも今の状態を活用していただきたいというふうに考える次第であります。ただし成果主義的な使い方にはご注意をいただきたいというのが希望であります。私自身は、A評価が必ずしも良い評価だというふうには考えません。いくつかの審査の中ではですねA評価と言われている中には元々の目標は非常に低かった、あるいは甘かった、あるいは評価の仕方がですね問題を掘り下げていない結果Aになったという項目もあるのではないかとこのように思います。その一方でBやCの評価はですね、ある意味では自分自身の業務を非常に深く掘り下げた結果でもあるというふうに考えますので、Aが良くてB、Cが良くないということではなくて、それぞれの事務事業について自ら客観的に捉えるツールとしての使い方を是非活用していただきたい。この3点を申し上げましてこの決算に

ついでに賛成といたします。

議長

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第6号議案平成23年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。よって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第7号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

9番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。ベビーブームのころの退職者が現在国保会計に加入してきており、今後その方たちが健康であるかどうかで保険料金の改正も変わっていくものと思われま。高額療養者の発生を少なくするためにも病気の予防、発見に力を入れることが大切であると思えます。国保加入前の40代、50代の会社勤めの方々にも広く健康に対する意識を高めてもらうため、地域の事業所と連携し病気予防の事業を取り組んでいく必要もあると思えます。以上意見を付しまして賛成といたします。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第8号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

9番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。後期高齢者医療特別会計は収納率100%という中で運営されているので安心しておりますけれども、1人当たりの医療費も少しずつとはいえ伸びてきており、レセプト数も増えていきます。健全に運営するためにも病気の早期発見、早期治療の事業に力を入れていただき、またピンピンコロリといわれる心の健康に各自自治会、耕地にある集会施設を活用する事業を展開していただき、健康な高齢者の方々を増やしていただきたいことと意見を添えまして賛成といたします。

議長

他に討論ありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第8号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。  
 [賛成者起立]  
 議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第9号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

8番 中村議員 賛成の立場で討論いたします。介護保険料は今後も上がる一方だと推察するわけです。年齢を重ねることで体調に支障が出るのは自然の原理でしょう。この対策が充実することが大事であって介護度が今後上がらないような努力を取り組みをされることをしまして賛成といたします。

議 長 他に討論ありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第9号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。  
 [賛成者起立]  
 議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
 [賛成者起立]  
 議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。  
 [賛成者起立]  
 議 長 お座り下さい。起立全員です。よって第11号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第12号議案平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これより第12号議案平成23年度飯島町水道事業会計決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
 [賛成者起立]  
 議 長 お座りください。起立全員です。よって第12号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 日程第9 第13号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案につきましては各常任会に審査を付託してあります。各委員長からの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務産業委員長からの報告を求めます。  
 竹沢総務産業委員長。

総務産業 委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。9月5日の本会議において本委員会に付託されました第13号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算(第3号)分割付託分につきましては、9月の7日、12日、13日、14日の4日間審査を行いました。本委員会は決算審査の各職場ごと終了後に引き続き補正予算案の審議を行いました。9月14日補正予算案中の歳出、総務費、企画費、活性化推進事業の委託料140,000について、その事業を予算化するに至った経過について担当課長より説明を求め理解を深めました。加えて同日、町長、副町長に対し質疑を行い、経過と事業の必要性、及び事業内容について議員同士理解を深めたところであります。こうした過程を踏まえ内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり原案通り可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議 長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長 (なしの声)  
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。

三浦社会文教委員長。

それでは社会文教委員会から報告いたします。9月6日に委員会を行い、本会議で分割付託されました第13号議案平成24年度飯島町一般会計補正予算（第3号）の内、社会文教委員会付託分について、所管する住民福祉課、教育委員会に説明を求め、内容を慎重に審査した結果、可決すべきものと決定をいたしました。審査の過程で、障がい者福祉サービスが増額となったのは何故かということについて、制度の利用者が昨年1人から7人となっている。理由として介護度の重度化など生活介護の費用の増加、施設入所支援の増加、就労継続支援型の増加による。平成24年4月から給付の方法が変更され2,700,000円減額となったが、サービス利用の増加により2,600,000円の増額が必要となった。12月補正では予算確保が難しいためとの説明がありました。子育て支援事業の県支出金の使い道については、心の相談とお母さんを対象に講座を開催している。出席者の託児が必要な講座であり、予想以上に託児の子どもが多いためである。自然エネルギー賦存料調査の内容については、小水力発電は4地区水利台帳により高低差を利用した10キロワット以上の年間水量のある適地を調査する。新井用水は長土連の調査データがある。送電線は200キロワットまで既存の送電線が利用できる。太陽光発電は町の施設活用が目的で役場東西庁舎、文化館、公民館、保育園についてデータを集める。高齢者支えあい拠点施設は指定管理になっているので含まれていない。との説明がありました。小学校の運動会のための校庭放送設備機器のレンタルについて、修繕が必要だが原因が分からないので運動会に間に合わせるためレンタルするもの、今回のみとの説明がありました。これについては飯島小学校の校庭放送設備は昨年の運動会の時点で不調子だった。早い対応をすべきという意見がありました。全国学力学習状況の調査の結果の公表範囲については今まで通り内部資料として活用するとしました。七久保小学校の学校運営協議会制度推進委員会の内容については、国のコミュニティースクール推進事業委託金を申請し、6月に第1回を開催、7月には阿智第三小学校へ、8月はコミュニティースクール全国大会へ2名参加した。七久保地区、七久保小学校との連携を研究しているとの報告がありました。それから次の意見がありました。当初予算を補完、新たな自然エネルギーの先進的な取り組みを評価する。七久保小学校のコミュニティースクール研修など地元密着の事業であり、地元と良い環境を作り上げていくことを期待する。との意見がありました。以上報告いたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。以上で本案に対する委員長報告、及びこれに対する質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

8番 中村議員 賛成の立場で討論をいたします。新エネルギー対策事業の太陽光発電施設補助25件分は住民の環境エネルギー志向を後押しするものであり評価いたします。自然にエネルギー賦存調査は460,000を生かすよう今後の推進を求めます。保育園運営費641,000円、火災通報装置の設置は子ども達の命を守るために重要な装置であり評価いたします。また小学

校では飯島小学校の寄付100,000円が図書に使われ、七久保小学校にグランドピアノの購入費が追加、いずれも子ども達の発達に有効なものであり評価します。是非子ども達には感謝、物を大事にする心を育むことを望みます。以上今回の補正が住民の活力、子ども達の育成に反映させていただくことをしまして賛成といたします。

議長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第13号議案平成24年度を飯島町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。  
先ほど申し上げましたとおり、去る5日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。これからそれぞれ委員長報告を求め、初めに総務産業委員長から報告を求めます。  
竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審議するため9月6日本委員会を開催しました。去る9月5日本会議において本委員会に付託されました24陳情第4号「本郷原用水路に沈砂池・洪水吐設置、及びJR本郷駅前道路拡張に関する陳情書」について、本郷区長千村芳朗氏から提出がありました。9月6日千村本郷区長及び区会議員といっしょに現地調査を行いました。現地での詳細な説明を願う中、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、本郷原用水路に沈砂池・洪水吐設置についてですが、国土交通省にお願いすべきであり賛成。ただし与田切川、中田切川を含め国土交通省で整備されているが、実施段階では実態を把握しバランスのとれた事業執行を願いたい。との意見がありました。

次に24陳情第5号「TPP交渉参加表明断固反対に関する要請書」について、上伊那農政対策委員会委員長、御子柴茂樹氏より提出がありました。参考人として提出者の代理である上伊那農協飯島支所、村澤昇氏の出席を求め説明をいただきました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお主な意見につきましては、この要請は国民的議論の場の設定、情報開示等のプロセスを条件としており賛成。TPPに対する情報は少ない、この要請はこのことを指摘しており賛成。などであります。

次に24陳情第6号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択について（依頼）」について、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳氏より提出がありました。板垣氏は新潟県村上市議会議長であります。内容

を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。主な意見につきましては、財源を石油製品、原油、ガス状炭化水素、石炭の課税物件である炭素税に求めることは、森林を守り二酸化炭素を抑えるもの、また地方への税の再配分は現地自治体へ森林面積に応じるもので、その活用による効果が高いので賛成。などであります。

次に24請願第3号「一般国道153号の指定区間編入を求める請願書」について、一般国道153号改良期成同盟会会長、飯田市長牧野氏より提出がありました。紹介議員である久保島巖議員より請願趣旨の説明を願い、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。主な意見といたしましては本県にとって有益であるので賛成。などであります。

最後に24陳情第8号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情」について、上伊那地区憲法を守る会、上伊那地区労働組合会議議長、赤羽知道氏より提出がありました。参考人として提出者である赤羽議長氏の出席を求め説明をいただきました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしましたので報告いたします。主な意見といたしましては、特殊な飛行体で古くから開発されている事故の多い危険な兵器であり日本での低空飛行はもつてのほか。よって賛成。それからハワイで反対があり中止しており日本でやるのはアメリカのものであり、わが国も言うべき時はノーと言うべきで賛成。などであります。以上委員長報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
三浦社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会から陳情について報告をいたします。9月6日に社会文教委員会を開催し、本会議で当委員会に付託されました飯島町身体障害者協会会長、宮澤元和氏より提出されました、24陳情第7号「文化館に障害者用駐車場の増設の要望」について、関係者である久保島巖議員の同行を求め文化館の現状を調査後、陳情内容を慎重に審査した結果、お手元に配布のとおり採択すべきものと決定をいたしました。審査の過程で、けがをして車を乗り入れた経験があり陳情は理解できる。玄関東小ホール北のスペースに駐車可能である。要望に応えるべき。安全について主催者の配慮が必要である。車椅子の方が玄関先まで遠い。高齢者化もあるので障害者用駐車スペースを玄関近くに作った方がよい。ホワイエの東側に入口が2カ所あり、障害者用駐車場に近いドアがある。主催者側の配慮を求める。北側スペースを活用できるのでは。との意見があり、その他に玄関入口東の階段を誤って車が下りてしまう事例があり危険なので移動式のポールを立てるべき。図書館もあり子どもの利用も多い。安全へのリスクが高くなるので配慮が必要だ。との意見がありました。以上報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより案件ごとに討論・採決を行います。  
最初に24陳情第4号「本郷原用水路に沈砂池・洪水吐設置、及びJR本郷駅前道路拡張に関する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
24陳情第4号「本郷原用水路に沈砂池・洪水吐設置、及びJR本郷駅前道路拡張に関する陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24陳情第4号は採択することに決定しました。  
次に24陳情第5号「TPP交渉参加表明断固反対に関する要請書」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
24陳情第5号「TPP交渉参加表明断固反対に関する要請書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24陳情第5号は採択することに決定しました。  
次に24陳情第6号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択について(依頼)」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
24陳情第6号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の採択について(依頼)」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって24陳情第6号は採択することに決定しました。  
次に24請願第3号「一般国道153号の指定区間編入を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
24請願第3号「一般国道153号の指定区間編入を求める請願書」について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のお

り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって24請願第3号は採択することに決定しました。

議 長 次に24陳情第7号「文化館に障害者用駐車場の増設の要望」について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

24陳情第7号「文化館に障害者用駐車場の増設の要望」について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって24陳情第7号は採択することに決定しました。

議 長 次に24陳情第8号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

24陳情第8号「オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書の採択を求める陳情」について採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって24陳情第8号は採択することに決定しました。

議 長 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時33分 休憩  
午前10時50分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今お手元へお配りいたしましたとおり、堀内克美議員、浜田稔議員、久保島巖議員、宮下寿議員から計4件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって議案4件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第5号「TPP交渉参加表明断固反対を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 堀内克美議員

10番 堀内議員

それではTPP交渉参加表明断固反対を求める意見書の提出について提案理由の説明を行います。野田総理は昨年11月日米首脳会議、アジア太平洋経済協力会議においてTPP交渉参加に向けて関係国と事前協議に入ると表明をされました。現在までにTPP加盟の9カ国と事前交渉を行ってきております。しかし未だにアメリカをはじめ参加国との事前協議は成立をしておりません。TPPにつきましては皆さんご存じの通り、環太平洋経済連携協定と言いまして例外なしの関税撤廃、医療、保険、雇用、食品の安全など21分野の広範囲に及ぶ内容で、国の形を変えともと言われております。また農業農村につきましても壊滅的な打撃を及ぼすとも言われております。交渉参加問題は、大詰めを迎え予断を許さない状況となっております。しかしTPP交渉参加には野田総理が約束をしたように十分な情報開示を行い、国民的議論を尽くし、日本の国益を守るための具体的な判断基準など政府統一見解を国民に示すまで交渉参加表明を絶対に行わないことを政府に求めるものでございます。以上、議員各位には全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案説明にいたします。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。

3番 浜田稔議員

3番 浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論を行います。野田内閣がTPPに前のめりになっているのとは裏腹に、交渉参加に関わる情報開示も国民的議論も全く進んでいないように見えます。政府要人からの間接的な発言、それから長野県においては2月に説明会が行われましたけれども、その資料を見る限り従来の説明から一步も出ておらず、国民の不安に答えることにもなっていないというのが現在の状況ではないかというふうに思います。で、政権与党である民主党の経済連携プロジェクトチームは4月に国民の間の十分な議論、合意形成が図られている段階に達していないという考え方を取りまとめています。そして今月の7日には慎重に判断することを求める民主党としての報告書を古川国家戦略担当相に提出しています。つまり政権与党内からもこういう認識が広まっているということが1つであります。それから日本だけではなく今月4日にはTPP交渉に参加するニュージーランドとオーストラリア、カナダの3カ国の緑の党が共同声明を出しまして、交渉に透明性が欠け非民主的だという批判を表明しています。以上のことからこの事実を眺めるだけでもこの意見書の妥当性を指摘しているのではないかということをお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。



(なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
 発議第5号「TPP交渉参加表明断固反対を求める意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第6号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
 (議案朗読)  
 事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
 3番 浜田稔議員

それでは提案理由の説明を行います。租税措置法の一部改正が本年3月30日に国会で可決されました。この法には多数の訂正が含まれておりますけれども、その中に地球温暖化対策のための課税の特例が設けられることになりました。石油、石炭、天然ガスなど、また輸入石油製品への税率を引き上げて温暖化対策の財源に充てようとするのがその趣旨であります。本年10月1日から施行されることになっております。この意見書の趣旨はその税収の一定割合を森林面積に応じて地方に譲与する仕組みを求めるものであります。詳しくは今朗読されました意見書に述べられているとおりでありますけれども、私からは2つの点を指摘したいと思っております。先ず1つ目は、環境先進国では積極的に取り入れられている炭素税の仕組みが導入されているという点であります。つまり炭素税、CO2の排出に課税して発生を抑制し、この税を温暖化対策に使うという意味で非常に合理的なシステムであるというふうに考えます。それから2つ目、これは森林の保全は温暖化対策の切り札でありますけれども、その現場である市町村に確実な財源の保障をするという意味で、この目的に沿った効果的なものであるというふうに考えます。この趣旨に全議員の賛同を求め提案理由の説明といたします。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
 2番 宮下寿議員

私は賛成の立場から申し上げます。近年の地球温暖化によります影響、猛暑、干ばつ、ゲリラ豪雨、洪水と今やよその国のことではなくなっています。温暖化の主な原因とされています温室効果ガスは対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当し、中でも二酸化炭素の影響量が最も大きいとされております。この二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることは明かです。また排出された二酸化炭素を吸収することができる森林の機能を最大限に活用することが求められています。しかし肝心な森林は林業の衰退や高齢

化、後継者不足により荒廃し、整備の手がなかなか入らない状況にあります。整備・保全推進の役割を持つ山村地域の市町村は財源不足により取り組むことが困難になっています。その財源不足の解決策として地球温暖化対策のための税、この導入による財源の一部を譲与する仕組みを早急に構築することが重要であると考えます。経済団体においては反対の声を挙げているようではありますが、私はただいまの意見書の提出に関しまして賛成といたします。以上。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
 発議第6号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議長 異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第7号「一般国道153号の指定区間編入を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
 (議案朗読)  
 事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
 1番 久保島巖議員

それでは一般国道153号指定区間編入を求める意見書提出の提案理由の説明を申し上げます。153号は名古屋から塩尻までのものなんですが、名古屋市の天白区を始点といたしまして飯田市の県、東県136の3、バイパスとですね多分151号との立体交差の辺ではないかと思われるんですが、その間が一般国道の指定区間を指定する政令で指定されております。ということは2つに分かれてしまっているということでございます。国道というものは原則都道府県が管理することになっておりますけれども、例外的に国土交通省が直轄管理する区間というのがありまして、それが指定区間となっているわけです。従いまして名古屋市の天白区から飯田の県、東県までが指定区間となっているということでございます。国の直轄管理になりますとその区間につきましては負担を補助するということになっておりまして、都道府県の負担は軽減されます。新設区改築であれば国が3分の2、維持修繕ではその他55%となっております非常に有利になります。なお指定区間でない国道につきましては道路の管理につきまして全額都道府県の負担ということになっております。153号伊南バイパスが国の直轄工事ということはそういうことございまして、県ではとても対応ができないということでございますのでそんな形でございます。今後153号は宮田バイパス、伊那バイパス、辰野バイパスなど課題が山積しております。一日も早く国の直轄管理の指定区間と全線がなりますように要望を出すところでございます。

従いまして国にこの意見書を提出することにつきまして議員各位のご賛同を得まして提出  
できますようによりしくお願いいたします。

議 長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

11番 平沢晃議員

11番

平沢議員

一般国道153号の指定区間編入を求める意見書について、提出者の意見を全面的に賛  
成する立場で私の所信を申し述べます。ご存じの通り一般国道153号は中部地方の沿岸  
部とこの内陸の主要都市を広域的に結ぶ、これは生活や産業、経済、観光を支える地域に  
とっても大変重要な主要幹線道路であります。また東海地震など大規模災害時には  
全国的なネットワークを形成する緊急輸送路であり、国家的見地から安定的な人、物の輸  
送を確保する上でも重要な路線であることは言うまでもありません。従ってこの県でも塩  
尻市と名古屋市を結ぶこの延長、まあ203キロメートル、この内、県が管理する塩尻市  
と飯田区間、先ほど提出者が申しあげましたこの93キロメートルを国の直轄指定区間に  
編入するよう国土交通省に県としては今求めているところでございます。また最近浮上し  
ておりますこのリニア中央新幹線の県内駅へのアクセス道路として、伊那谷の沿線市町村  
が早期のバイパス整備や道路改良を求めていることに踏まえて、この財源面からでも事業  
進展を早めるため全線の国直轄化を目指す考えで進められております。財政の厳しい関係  
市町村にとってもこの指定区間編入は重要課題と捉えられております。このような状況を  
十分認識して私たち議会も前線に立って強く要請をしていかなければなりません。議員各  
位のご賛同を重ねてお願い申し上げます。以上です。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第7号「一般国道153号の指定区間編入を求める意見書」の提出についてを採決  
いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第4 発議第8号「オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空  
飛行訓練の中止を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を  
朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議 長

2番 宮下寿議員

2番

宮下議員

それでは「オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を  
求める意見書」の提案説明をさせていただきます。若干細かいことを申し上げますがお聞

きください。7月23日に山口県岩国基地に搬入され普天間基地への配備が予定されてい  
るオスプレイは第二次世界大戦直後からアメリカ軍がヘリコプターの利点である垂直離着  
陸、ホバリング、超低空での地形追従飛行をこなしつつ、通常の固定翼機のように高速移  
動かつ長い航続距離が可能な航空機を求めていました。XV3、XV15、JXVと、3  
度の開発計画を経てきたオスプレイは1991年、92年と試作段階で2度重大な事故を  
起こしています。1回目は飛行制御システムの配線の接続ミスでの転覆事故でしたが、パ  
イロット2人は無事でした。2回目は着陸直前に潤滑油が漏れてエンジン内に溜まってい  
た状態で、そのオイルが高温部に触れ、右エンジンから出火し制御を失い、川に落ち、海  
兵隊員3人と民間人技術者4人の7人全員が死亡しました。また3回目は2000年4月  
に14号機が夜間進行での兵員輸送を想定した作戦試験時に墜落事故を起こし、乗員4人  
と海兵隊員15人の計19人全員が死亡しました。原因は前方機との衝突を回避するため  
急減速し急降下を同時に行いました。規程の降下速度の2.5倍の急激な降下であったた  
め、下降気流によって揚力を失ったための墜落事故とされました。更に機体の機構的な問  
題とソフトウェアの問題、パイロットの不適切な操作という複合的な状況が重り起きた2  
000年12月に起きた4回目は夜間飛行訓練中に森林地帯に墜落し、搭乗していた海兵  
隊員4人全員が死亡しました。このオスプレイには海兵隊型と空軍型の2種類あり、量産  
決定後の2006年から2011年の間に実際には小規模、中規模重大事故合わせて58  
件の事故が、アメリカ軍の資料で判明しています。今年に入ってからも4月のモロッコ、  
6月の南部フロリダ州で訓練中に事故を起こしています。この2つの事故はいずれもヘリ  
コプターモードから固定翼機モードへの切り替えに12秒掛かり、その間に機体は最低で  
も約480メートル落下するために起きたものでした。防衛省は沖縄県に対する説明や地  
元向けパンフレットには海兵隊型のMV22の計5件の重大事故は取り上げていますが、  
空軍型のCV22の事故にはほとんど触れていなかったそうです。オスプレイの欠陥はオー  
トローテーション機能の不備だけではないということです。長距離飛行の能力を持つオ  
スプレイは胴体よりもプロペラが大きいのが特徴です。このため墜落時に破損したプロペ  
ラで胴体内部の乗務員を怪我をさせないよう地面に接したプロペラはすぐに胴体の外側に  
外れる機構になっているそうです。もし住宅街に囲まれた普天間基地近隣など事故などで  
墜落事故が起きたらどうなるのか、ぞっとします。政府は国会答弁で日米安全保障条約で  
日米間の事前協議の対象となる装備は核弾頭中長距離ミサイルと説明し、オスプレイなど  
の航空機は対象外と説明しました。またテレビ番組で野田首相は配備自体はアメリカ政府  
の方針で、日本の方からどうしろこうしろという話では基本的にはないと答え、配備計画  
をめぐる要請はできないとの認識を示しました。アメリカは配備すると言っているから配  
備するという、自分の国の安全を基本に考えるという発想が全くない一国のトップに呆れ  
かえるばかりです。欠陥を抱えたままのオスプレイを普天間基地に配備することはもちろ  
ん、日本国内で飛行させることは国民の安全を全く無視したものです。一昨日の17日に  
アメリカ国防長官が外相、防衛相と相次いで会談をいたしました。日米両政府は国内での  
低空飛行訓練を地上150メートル以上に制限するなど、飛行時の安全確保策に盛り込む  
方向で最終的に調整しており、来週開かれる日米合同委員会で合意する見通しとなってい  
るようです。アメリカ国防長官は10月からの本格運用の当初計画に変更がないとの認識  
を示しております。このことが今までの現状を考えた中で端から計画通りに進めるつもり

で調整していたようにしか見えません。よって一刻も早くこの意見書を提出したいため議員各位のご賛同をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。以上です。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

1番 久保島巖議員

1番

久保島議員

私はオスプレイ配備、及び県内上空における低空飛行訓練に反対する意見書に賛成の意見を申し上げます。オスプレイなどの配備につきましては、日米安保条約の事前協議の対象にはなっていないということでございます。しかし本件は防衛の問題で地方議会が口をはさむ事項ではないという議論もございますけれども、そんなことを言っていられないということでございます。イデオロギーの左右にかかわらず人道的にも認めることはできないというふうに思っているところであります。オスプレイは米国国内の本土及びハワイ諸島での環境や住民の騒音、風圧、熱風などの原因で飛行訓練を中止しております。訓練機構はハワイのモルカイ島カラウパ空港、ハワイ島のルパール空港で行う予定でした。住民や他省庁からカラウパ空港の周辺の米国国立公園指定の歴史遺産がございましてその影響や、ルパール空港周辺の騒音被害、この辺を懸念する意見がございましたのでそれに配慮したものでらうというふうに思います。それにもかかわらず日本上空は構わない。普天間も構わない。というのはアメリカの姿勢、これは納得できるものではありません。自国の環境への悪影響や自国民の犠牲は出したくないけれども、日本人なら構わないと言っているようなもんだと私は憤っているところでございます。なによりも個人の人権を重んじるアメリカのすることではありません。よって国は配備中止の意見と強い姿勢をアメリカに示すべきです。ノーと言うべき時にははっきりノーと言うということが同盟国、独立国の責任と権利であるというふうに思います。これを強く国に働きかける必要があります。従いましてこの意見書に賛成をいたすものがございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第8号「オスプレイの普天間基地配備と長野県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長

それでは9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る5日から本日まで15日間の会期をもって開催をされました9月議会定例会であります。議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案

のとおり議決・承認をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第であります。特に今議会は決算議会として平成23年度の各会計に対する審査とともに、条例改正や平成24年度予算の補正案件など重要案件を審議をいただきました。議案審議を通じて議員各位から賜りましたご意見等につきましては、それぞれ重く受け止めまして、十分検討分析を行い今後の行財政運営に資してまいりたいというふうに考えております。併せまして今議会には林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんのご出席をいただき審議を傾聴を賜りまして心から感謝を申し上げます。また林代表監査委員さんには平成23年度各会計決算審査、並びに財政健全化審査等の結果についてご報告をいただきまして誠にありがとうございました。賜りましたご所見ご意見には十分留意をいたしまして今後の行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて国の情勢であります。第180回の通常国会が9月8日閉会となりました。その後の政局は民主、自民の両党首選が今火花を散らし、一方、橋下大阪市長率いる新党日本維新の会が正式に結党を宣言するなど、一気に緊迫の度を増しております。野田総理の発言による「近いうちに」とされております衆議院解散総選挙はどうなるのか、言われている内閣改造や臨時国会、補正予算はどうなるのか、いずれにしても国民生活はもとより地方行政にとっても大きな影響を及ぼしますだけに、これからの政局の行方や補正予算、新年度予算編成の内容など今後特に注目をしてまいらなければならないというふうに考えております。また尖閣、竹島の両問題も対中国、対韓国の2国間の外交関係にも大きく影を落としております。それぞれ歴史的にも日本固有の領土であることを毅然たる態度をもって示すとともに、当面一刻も早い沈静化を望むものであります。

一方経済情勢に目を向けますと当町におきましては企業、事業所等の皆さんは大変頑張っていたいておりますが、世界景気の減速やデフレ傾向も大きく影響をしております。景気回復までには程遠く、雇用情勢と合わせまして依然として厳しい状況が続いております。大変憂慮をいたしております。

さて平成24年度もいよいよ後半に入っております。町といたしましては第5次総合計画で掲げております将来像実現のために進むべき8つの方向を基本にいたしまして、実施計画から予算編成作業を中心に対応をいたしてまいりますが、今後予定しております本年度の各種の事務事業も滞ることなく計画通りに進めてまいる考えであります。夏のイベントの行燈市やフェスティバルin与田切も町内外から多くの皆さんに訪れていただき、関係する多くの皆さんのご努力とご協力により成功裡に終わり、心より感謝を申し上げます。9月も半ばを過ぎ、実りの秋たけなわとなり、飯島町でも稲刈り作業も始まり、これから米や野菜、果樹など本格的な収穫作業の最盛期となってまいりました。今年はいこれまで以上に厳しい残暑が続いてまいりましたが、昨夜来久しぶりの恵みの雨となってほっとしたところでございますけれども、今後台風等の災害もなく今のところ概ね順調に豊作の秋を迎えることができましたことは誠に御同慶にたえないところであります。また引き続き来月の20日と21日の土・日には秋のイベントの秋桜まつりも予定をされており、植栽グループの皆さんの熱心な管理とご苦勞によりまして県下最大級の見事なコスモス畑が広がることと思われま。多くの町民の皆様のご来場をお願い申し上げますとともに、県内外からもコスモス畑、農産物や秋の紅葉を求めながら大勢のお客さまのお見えになることを期待しております。町民の皆様とともにおもてなしの心を持ってお客さまをお

迎えし、一人でも多くの飯島ファンを増やしてまいりたいというふうと考えております。そして実りの秋の向こうにはやがて冬が迫ってまいります。伊南バイパス飯島第1工区の暫定供用開始もうすぐのところまでまいりました。今後、ただいま全会一致で採択をされましたこの153号全線にわたる直轄指定区間の編入とを併せて、この整備促進が図られることを切に願っておる次第であります。また1年半を経過いたしました東日本大震災、長野県北部の地震、原発事故、更には過日の梅雨前線豪雨による水害などから、被災地をはじめ各地で避難生活を送られている皆様には、これから厳しい寒さの中での生活が余儀なくされてきょうかと思ひます。くれぐれも健康に気を付けていただくとともに、1日も早い復旧・復興を心からお祈りを申し上げておる次第であります。

最後になりましたけれども、議員各位におかれましても時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、9月議会定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきますというふうに思ひます。どうも長時間に亘りましてありがとうございました。ご苦労様ございました。

議 長

以上をもって、平成24年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前11時39分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員